

文 教 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年6月13日（金）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（9名）

委員長	浅川	のぼる
副委員長	沢田	けいじ
理事	宮野	ゆみこ
理事	宮崎	こうき
理事	白石	英行
理事	岡崎	義顕
理事	板倉	美千代
委員	千田	恵美子
委員	市村	やすとし

4 欠席議員

なし

5 委員外議員

副議長	田中	香澄
-----	----	----

6 出席説明員

成澤 廣 修	区長
佐藤 正 子	副区長
加藤 裕 一	副区長
丹羽 恵玲奈	教育長
新名 幸 男	企画政策部長
竹田 弘 一	総務部長
多田 栄一郎	子ども家庭部長

吉 田 雄 大	教育推進部長
川 崎 慎一郎	企画課長
菊 池 日 彦	政策研究担当課長
進 憲 司	財政課長
横 山 尚 人	広報戦略課長
畑 中 貴 史	総務課長
木 口 正 和	契約管財課長
木 村 健	区民課長
鈴 木 大 助	子育て支援課長
富 沢 勇 治	子ども施策推進担当課長
奥 田 光 広	幼児保育課長
足 立 和 也	子ども施設担当課長
大 戸 靖 彦	子ども家庭支援センター所長
佐 藤 武 大	児童相談所副所長
大 畑 幸 代	整備技術課長
熱 田 直 道	教育総務課長
宮 原 直 務	学務課長
内 山 真 宏	教育推進部副参事
山 岸 健	教育指導課長
藤 咲 秀 修	教育施策推進担当課長
日比谷 光 輝	児童青少年課長
木 内 恵 美	教育センター所長
猪 岡 君 彦	真砂中央図書館長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	糸日谷 友
係 員	眞 鍋 由起子

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第6号 文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例
- 2) 議題第7号 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第8号 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 4) 議案第9号 文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例
- 5) 議案第10号 文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例
- 6) 議案第13号 文京区立第九中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
- 7) 議案第14号 文京区立第三中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
- 8) 議案第15号 文京区立第八中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
- 9) 議案第16号 文京区立林町小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
- 10) 議案第17号 文京区立第一中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
- 11) 議案第18号 文京区立湯島小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
- 12) 議案第19号 文京区立大塚小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
- 13) 議案第20号 文京区立白山東児童館・白山東会館改修工事請負契約

(2) 付託請願審査

- 1) 請願受理第12号 小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
- 2) 請願受理第13号 「グリホサート農薬」のっていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
- 3) 請願受理第14号 学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求める請願
- 4) 請願受理第15号 区内図書館の管理運営方法を見直し、新小石川図書館については管理運営を直営に戻すことも検討することを求める請願
- 5) 請願受理第16号 子ども関連施策でパブリックコメントやアンケートなどの充実を図ることを求める請願
- 6) 請願受理第17号 「区内公立学校における、外国人児童の在籍状況と支援体制の調

査と、その結果の公表」に関する請願

- (3) 理事者報告
 - 1) 認可保育所等における第1子保育料の無償化の実施について
 - 2) 文京区指定文化財の指定について
 - 3) 文京区立千駄木小学校、文林中学校及び千駄木幼稚園等改築基本及び実施設計委託事業者の決定について
 - 4) 東邦音楽大学文京キャンパス敷地の活用について
 - 5) 文京区立中学校部活動地域移行実施計画2026（素案）について
 - 6) 令和6年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について
 - 7) 本駒込図書館改修工事に伴う休館について
- (4) 一般質問
- (5) その他

午前 9時57分 開会

○浅川委員長 皆さん、おはようございます。

ちょっとお時間早いんですけど、皆さんそろいましたので、これより文教委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしています。

なお、議案第13号から20号に関連する理事者として、木口契約管財課長、議案第20号に関連する理事者として、木村区民課長、大畑整備技術課長に御出席をいただいております。

○浅川委員長 理事会についてですが、必要に応じて、協議して開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 本日の委員会運営についてですけれども、付託議案審査が13件。

なお、議案第6号、第9号及び第10号の3件は、報告事項1が関連するため、報告を受けた後、第1子保育料無償化の実施に係る条例改正として、一括して審議することとし、態度表明は議案ごとに行うこととします。

また、議案第7号、第8号の2件についても、保育に関する事業の運営の基準に関する条例改正として、一括して審議することとし、態度表明は議案ごとに行うこととします。

また、議案第13号から第19号までの7件についても、区立小・中学校特別教室改修工事に関する契約として、一括して審議することとし、態度表明は議案ごとに行うこととします。

次が、付託請願審査6件になります。

で、理事者報告が7件。課ごとに報告を受け、質疑は項目ごととします。

一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより、本日の委員会を運営したいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 本日は、議案が13件、請願が6件、報告7件と一般質問が予定されています。各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、一般質問も含めて午後5時までに終了できますよう、本委員会の円滑な運営に御協力をお願いいたします。

なお、議員・理事者ともに資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、右下にPの通し番号がある場合は、それらを御指定くださるようお願いいたします。

○浅川委員長 それでは、付託議案審査13件。

まずは、議案第6号、文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号、文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例、議案第10号、文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例、以上3件についてです。

こちらは、報告事項1「認可保育所等における第1子保育料の無償化の実施について」が関連するため、先にその報告を受けた後、議案の提案説明を受け、一括して審議することといたします。

なお、態度表明については、議案ごとに行うこととします。

それでは、報告事項1の説明をお願いします。

奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 おはようございます。

報告事項1、認可保育所等における第1子保育料の無償化の実施について、報告いたしま

す。

まず1、概要でございますけれども、東京都の取組として、ゼロ歳児から2歳児クラスの第1子の保育料を無償化するものでございます。

令和元年10月からは、国の幼児教育・保育の無償化として、全国で3歳から5歳児クラスの全員とゼロ歳から2歳児クラスの第3子以降が無償となりまして、令和5年10月からは東京都においてゼロ歳から2歳児クラスの第2子の保育料無償化にしてきたところでございますけれども、今回の取組によりまして、保育所を利用する世帯の基本保育料は、何番目のお子さんでも全ての年齢において無償となります。

対象施設は、2に記載の認可保育所等ございまして、3に記載の保育料を定めている、文京区保育所における保育に関する条例の改正が必要となりまして、同様に、同条例の規定を引用して保育料を定めている、お茶の水女子大学こども園を規定している文京区立認定こども園条例、また、今年4月に開設した認定こども園元町幼稚園などを規定している、文京区立幼稚園型認定こども園条例も改正する予定でございます。

4の改正の内容でございますけれども、所得階層に応じて定めているゼロ歳児から2歳児の第1子の基本保育料について、9月から無償化するものでございます。

スケジュールは、5に記載のとおりで、夏までに補助金を活用したシステムの改修や周知を順次行ってまいります。

7の参考といたしまして、対象者としては、ゼロ歳から2歳児クラスの第1子で、認可保育施設に通っている児童は毎月約1,600人おりまして、通年だと約7.7億円が保護者全体の負担軽減になりますが、今年度は9月からの7か月分でございますので、約4.5億円の保護者の負担軽減になります。

最後に、次のページを御覧ください。

保育パンフレットから保育料のページを抜粋したものに、具体的にどの部分が無料になるかを示したものでございます。赤枠で囲っている部分の額を、各世帯が毎月保育料として支払っております。

文京区の場合、第1子だと、おおむねB16から17の階層が平均的な階層となっております。平均すると月々4万円を負担しているような状況でございます。9月より一律ゼロ円とすることで、保育所に通うどの児童も基本保育料が一律無償化になります。引き続き、延長保育料のみがかかるような状況でございます。

なお、本件は、6月議会での条例改正を伴う認可保育施設に関するものでございますけれ

ども、条例改正の伴わない認可外の保育施設についても、別途東京都の補助スキームに合わせて、ゼロ歳から2歳児クラスの第1子の保育料の負担軽減の拡充を9月1日から行うよう、準備を進めております。

説明は以上でございます。

○浅川委員長 続いて、議案第6号、第9号の提案理由の説明をお願いします。

多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 ただいま議題とされました、議案第6号並びに第9号につきまして、提案理由を一括して御説明申し上げます。

議案集19ページ並びに29ページを御覧ください。

内容は、ただいまの報告事項、資料第3号に基づいて申し上げたものでございます。

本案は、東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業実施要綱等の改正に伴い、満3歳未満の第1子の教育・保育給付認定を受けた児童に係る徴収金額をゼロ円とするほか、規定の整備を行うものでございます。

附則として、施行期日は令和7年9月1日から、また経過措置として、令和7年8月以前に実施された保育に対する保育料の徴収については、従前どおり行うものでございます。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○浅川委員長 次に、議案第10号の提案理由の説明をお願いします。

吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 続きまして、議案第10号につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案集の31ページを御覧ください。

本件は、文京区立幼稚園型認定こども園条例において、先ほど子ども家庭部長から説明のありました、文京区保育所における保育に関する条例が改正されることに伴い、引用している条項に変更があるため、その変更に合わせて改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、第11条第2項に関して、文京区保育所における保育に関する条例第5条第1項から第3項の引用を行っておりますが、引用元となる条例において、第5条第2項及び第3項が削除となったため、第5条第1項のみの引用となります。

また、文京区保育所における保育に関する条例の改正に伴い、保育料がゼロ円となり、保育料の減免が想定されなくなることから、第18条について、減免の対象を預かり保育料に限定した規定と改正します。

施行期日は、令和7年9月1日でございます。

なお、経過措置として、令和7年8月以前に実施された保育に対する保育料の徴収については、従前のおり行うものでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いします。

岡崎委員。

○岡崎委員 おはようございます。

議案第6号ですね、これまで段階的に無償化を国なり都なりでやってきまして、いよいよゼロ歳から2歳の第1子の保育料も無償化になるということで、そういう意味では、子育てを社会全体で支えるという意味では、非常に有効的な、また効果的な、まあ、東京都の全額補助ですか、になりますので、そういった意味では、東京都の条例改正によって、文京区も条例改正をするということで、今回、この対象施設が認可保育所、認定こども園、地域型保育事業ということで、一応確認ですけれども、そうすると、認可外も含めて、いわゆるゼロ歳から2歳の第1子ないし、その保育に係る費用というのは、一切無償化になるんでしょうか。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 ただいま御質問いただきました認可外保育施設につきましては、無償化という形ではなく、認可外保育施設利用支援事業補助制度を活用してございます。したがって、上限額がございますので、完全に無償ということではございませんけれども、いずれにいたしましても、認可外保育施設につきましても何らかの形で支援をするという形で、拡充を行っていく予定でございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。実質無償化という形になるんでしょうかね。分かりました。そうすると、当然、対象外になる方はいないということですよ。

で、聞いた話によりますと、先ほど言いました東京都からの補助で、私立が10分の10で、区立が10分の5というようなお話もお聞きしましたが、その辺の経過というか、要因というか、あたりはどのようになるんでしょう。

○浅川委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 今回の東京都のスキームは、第2子の保育料の無償化と同様でございますけれども、都からの補助につきましては、国基準の保育料のうち、区立園に通う児童分は

都が2分の1、区が2分の1を負担すると。私立園に通う児童分は、都が10分の10の補助率となっているところがございます。

こちらにつきましては、現在、文京区の保育料だと、国基準保育料、国が徴収してもよいと上限を定めている国基準保育料の約50%の水準で文京区は保育料を設定しているところがございますけれども、その差の50%は、区独自軽減分となっているところがございます。

区立保育園の運営費につきましては、やはり人件費が相当額となっているところがございますので、区職員人件費について、無償化の実施に関係なく、保育園運営上必要となる経費であることから、その全てを都が負担することではなく、少なくとも保護者が負担している保育料部分、今回、文京区でいうと、国基準保育料の約2分の1の部分でございますけれども、都が負担するという考えになるというふうに考えているところがございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 第1子のゼロ歳から2歳児の無償化というのは、共産党がずっと要望してきたので、本当に保護者の負担軽減につながって非常によいと思っています。

質問なんですけど、今、岡崎委員と同じ質問をしようと思ったので、まず3つ聞きます。

1つ目は、2ページなんですけど、階層で、先ほど平均が16、17ということをお伺いしたんですけれども、令和6年度の「ぶんきょう（文の京）の社会福祉」を見てみると、一番多いのが22で、続いて18、21となっています。これ令和6年度のものなんですけど、この階層についての傾向や特徴など、お答えいただきたいのと。

それと、先ほど岡崎委員の質問で、区の負担が軽減になるということなんですよね。なので、その軽減分はどのように活用していくのか、保育に。そこをお答えいただきたいです。

それとあと、延長保育についてですね。延長保育は、今後もニーズが高まると思うんですけれども、現在利用しているのが何人ぐらいで、今後、この支援と補助の拡充について伺います。

○浅川委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 各所得階層の傾向と特徴でございますけれども、第1子は、先ほど申し上げたように、おおむねD16から17階層が平均的かなというふうに考えております。

第2子だと、D19から20あたりが平均となるかなというふうに推計しているところがございます。第2子を産む世帯の年齢的にも、やはり年収がやや上昇していることで、保育料の階層も上昇しているのではないかなというふうに考えております。

第3子以降も含めた絶対数としては、「ぶんきょう（文の京）の社会福祉」にあるとおり、

D22、D18、D21というふうなところの順番にはなっているところでございます。

区の負担軽減分につきましてですけれども、今回、平年度ベースの、粗い試算にはなるんですけれども、平年度ベース7.7億円が保護者全体で負担軽減になるというところでございますけれども、一定の区立保育園に通う児童数だと、ゼロ歳から2歳児クラスに限っていいますと、区立だと1、私立で保育園に通う児童数は3なので、1対3の割合で考えますと、区の負担は、平年度ベースで約5.8億円の負担が軽減されるというところでございます。

当然、そこの部分につきましては、区独自軽減負担分というのをずっとこれまで行ってきたところでございますので、それに対する補填という意味合いは大きいですが、当然、その浮いた財源につきましては、保育の質の向上とか、そういったことが検討される場所かなというふうに考えております。

延長保育の利用者につきましてですけれども、昨年の7月の人数になりますけれども、区立保育園でいうと約1,800人が延長保育、いわゆる18時15分以降、18時15分から19時15分までの延長保育を利用する方ですね、が在籍が1,800人にいるうち、月ぎめの延長保育の利用数は130人程度、利用率としては7.3%程度というところでございます。

なので、5年前、令和元年度、数字を確認しますと、月ぎめの延長利用の利用率としては15.7%ぐらいなので約半分ぐらい、この数年で下がってきているような状況でございます。これは、働き方が、もしお子さんがいる方は残業しないようにとか、そういったいろんな社会全体の風潮が変わってきたという表れでもあるのかなというふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 私からは、無償化による保育士の人手不足への影響について、お伺いします。

何かというと、保育料無償化で、潜在的な保育ニーズが掘り起こされる可能性もあるのではないかという、要は、受皿確保のために、保育現場の負担増とか保育士不足を助長する危険性もあるんじゃないかという話ですね。

これ実は、昨日、厚生委員会で関連した話があって、このとき介護従事者の人手不足の議論があったんですけど、いわゆる隙間バイトの問題です。スポットワーク、単発雇用の介護職員の是非について話があったんですが、職員が日替わりだと、利用者が落ち着かないという意見があった一方で、事業者にもメリットがあるんだと。要は、お試しで働かせることで、人材マッチングに使えるとか、あと、現場の職員自身も、見知らぬ人が、初めての人が来ることで、しゃきっとするというような前向きな声も紹介されていたんですが、どうですかね。

私、ちょっと違和感を感じたんです。保育の現場はそうなんだろうか。今のは介護の現場ですけれども、保育の現場、実際どう思われていますか。スポットワークの保育士も活用方法次第でメリットがあるとお考えでしょうか。

○浅川委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 まず冒頭の、潜在的な保育ニーズの増についての考え方でございますけれども、今回、第1子保育料無償化にすることで、もちろん世帯それぞれ、一概には言いませんけれども、無償化前だと、約180日までは、職場に復帰して、時短勤務による給与の減、あと保育料の支払いをするのと、あと、育休手当をもらって家庭で保育をするので、収入があまり変わらないので、復帰のインセンティブは低かったかなというふうに考えられます。

一方で、無償化後は、180日まででも職場復帰したほうが、保育料の支払い分がなくなる分、収入が増えるので、入園の早期化のインセンティブが働く可能性があるという意味では、潜在的な保育ニーズの掘り起こしというのは十分考えられるところでございます。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 スキマバイトアプリを活用した雇用についての御質問でございますけれども、本件につきましては、国のほうでも一定通知が出てございまして、長期的継続的な利用に関しては、基本的に望ましくないというのが国のスタンスでございます。

これまで本区においても様々御議論していただいているところでございますけれども、区におきましては、国と同様のスタンスに立ってございまして、保育という業務の性質上、やはり従事できる内容には限度があるというところについては、区としても見解を同じくしているところでございまして、ここら辺につきましては、やむを得ず使っている場合等が万が一ございましたらば、そこら辺につきましては、我々、巡回指導等の中で確認次第、そこら辺の状況等を詳細を聞きながら、あるべき形について、運営事業様と御相談させていただくというふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 ありがとうございます。いや、ちょっと心配していたんですけど、まあそうですね。いや、ただ、介護のほうは、所管課長が、単発雇用から正規職員になった好事例もあるんだというような前向きに捉える御意見もあったので、心配になってちょっと念のため伺っただけです。

よく考えていただきたいんです。皆さんもお分かりと思うんですけど、今、御紹介した前向きな意見というのは、経営者の視点ですよね。現場の視点じゃないです。要は、現場では、

新しい人が来るたびに、中堅の職員が一から仕事を全部教えるわけですよね。おむつの場所も散歩のルートも危険箇所も個別の児童の配慮も、何年もかけて努力を重ねて覚えてきた仕事を数日で教えろと上から言われるわけですよ。しかも、やっと覚えたと思ったらいなくなって、また新しい人が来る。その繰り返しで、疲労して、本当に大切な職員が保育所を辞めていく現状なわけです。そういう現場を見ていただきたいと。1日でいいから働いてみたらいいと思うんですけどね。これは、お2人に言っているわけじゃないですよ。お2人は現場の苦勞をよく御存じですから、そういう知らない人に言いたいということです。

そういう人は、保育の仕事を、現場の仕事を甘く見ているんだと思うんですね。どうせ誰にでもできる仕事だと思っているんだと思うんです。それが保育士不足の現況なんですよ。誰でもできる仕事だと馬鹿にされながら続けていけますか。感謝されて、尊敬されて、初めて続けられる仕事なわけです。無償化の恩恵だって、本来は保護者だけじゃなくて、保育現場にも還元されて、初めて価値のある支援になるわけですよね。ので、今後もよろしく願いますと。

念のため申し上げますと、これ介護の現場も同じですからね。私たちが敬意を持って現場の仕事の価値を高めていかなければ、人手不足は解消しませんので、皆さんも念頭に置いていただければと思います。

もう一個だけ、すみません、認定こども園の保育士の問題もあって、幼稚園型認定こども園の条例改正もあるということで、先日の子ども・子育て支援委員会で、何で、あえてニーズのあるゼロ歳児保育のない幼稚園型の認定こども園をつくるのかという議論をしたんです。先ほど、潜在的な保育ニーズの掘り起こしが今後あるかもしれないという話でしたよね。それに逆行しているんじゃないかと思うんです。ただ、所管の説明は、幼稚園教育のニーズがあること、そして加えて、幼稚園教諭の処遇の問題があるという話だったんですけど、区立の幼稚園教諭と区立の保育士の処遇の違いの議論って、いつからやっていたか。たしか23区で協議しているという話だったはずですけど、結論はいつ出るのか、お分かりでしょうか。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 特別区のいわゆる保育教諭の人事給与制度につきましては、特別区人事・厚生事務組合のほうで検討して、結論は出ています。

特別区においては、保育教諭というのは、福祉職の一つの職として位置づけられているということで、基本的に保育士の給与体系になると。そこに多少の上乗せ部分があるとはいえ、

基本的には保育士と同等になるというふうに伺っております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 今のお話だと、多少の上乗せのところでカバーできるかもしれないですけど、では区立の保育士に上乗せをして、その処遇を均一化して、同じ職場で働けるようにするということは可能なんですよね、制度上。これ前回もお話したんですけど、幼稚園教育のニーズは、幼稚園型以外の認定こども園でもカバーができますよね。ただ反対に、ゼロ歳児保育のニーズは、幼稚園型以外のこども園じゃないと吸収ができないわけです。それを押して、今後も幼稚園型の認定こども園をつくり続けるのであれば、誰もが納得できる理由の説明が必要だと思うんですが、いかがでしょう。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 まず、前提として、幼稚園型だからゼロ歳児を受け入れられないということはありません。文京区として、ゼロ歳児は、どこの幼稚園型ではゼロ歳児保育を実施しないということで判断をしているというところでございます。

それから、幼保連携型認定こども園については、保育教諭が従事しなければいけないということで、保育士がそちらに従事することは制度上できないということになっております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 なので、制度は分かっておるんですけど、文京区として、幼稚園型の認定こども園でもゼロ歳児保育ができるように、ぜひこれからその環境を整えていただきたいという話です。

以上です。

○浅川委員長 それでは、まず議案第6号の文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例について、各会派の態度表明をお願いします。

自由民主党さん。

○市村委員 議案第6号ですが、令和5年6月定例議会において、保育所等におけるゼロ歳から2歳児の第2子の保育料の無償化の報告をいただいているところでございます。今回、令和7年9月1日より、ゼロ歳から2歳の第1子の保育料無償化の報告をいただきました。今後は、保育士が働きやすく、保護者も安心して預けることのできる環境をしっかりとつくっていただき、保育サービスの利用促進や働く親への支援を拡大することを期待し、議案第6号、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第6号、先ほども述べましたけれども、子育て支援はやはり社会全体で支えるということが大事だと思いますし、保育の無償化、これで全ての方の負担がなくなるということですので、議案第6号、公明党、賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 ゼロから2歳児の第1子の保育料無償化については、かねてから要望させていただいていたことでありまして、このたびの無償化の開始はうれしく思っております。

先月の子ども・子育て調査特別委員会で報告されました、若者の生活と意識に関する調査報告書によると、39歳以下の家庭にとってお金の不安や悩みがある費用として、居住費、食費の次に子どもの養育費が多い結果となっており、その特徴として、この子どもの養育費の負担感は、年収が上がるにつれて高くなり、年収が1,500万円から2,000万円未満の家庭で54.3%と最も高くなっていたことは、非常に印象的でした。

第1子の保育料については、応納負担であるため、これらの層の方たちにとって負担感を増す大きな要因であったと思います。今回の無償化で、この負担感が少しでも軽減されることを期待しております。議案第6号、賛成いたします。

○浅川委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 認可保育所等における第1子保育料無償化ということで、保護者の経済的負担のさらなる軽減につながることから、文京維新は賛成いたします。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○千田委員 先ほども申し上げたように、認可保育所における保育料の無償化というのは、共産党はずっと要望してまいりましたことです。令和5年10月から、認可保育所に所属する児童のうち第2子以降の児童について、保育料が全額免除になりました。そのときも強く申し上げて、一応要望も実現したということで、この議案6号は、共産党、賛成いたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAも先ほどお伺いしましたが、今後、保育ニーズの掘り起こしの可能性があるということですので、それに備えて、保育士不足への対策を進めていただきたいと。特に現場の保育士の仕事の価値を高められるような対策を進めていただきたいということをお願い添えまして、議案6号、賛成いたします。

○浅川委員長 それでは、議案第6号の審査結果を報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定します。

続きまして、議案第9号、文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例について、

各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○千田委員 同様の理由で、日本共産党、議案第9号、賛成いたします。

○浅川委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 6号と同じ理由から、こちら第9号も賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第9号、先ほどと同様の意見で、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 公明党、議案第9号、賛成いたしますが、先ほどから共産党さんが要望してきた、要望してきたと言うんですけど、実際はこれは、東京都の財政というか、東京都の条例改正で、文京区も無償化になるわけであって、これはもう都議会公明党が実は財源をしっかりと示して、それで今回、無償化してきたわけであって、そういった意味では、ただ要望してきたというだけではいかなものかなというふうにも、実態のところはどうなのかなというふうにも思っております。

やはり文京区においても、財政状況を見ながらの政策判断だとも思いますし、様々な面でやっぱり財政状況も鑑みてのことだというふうにも思っております。議案第9号、賛成いたします。

○浅川委員長 自由民主党さん。

○市村委員 議案第9号ですが、議案第6号と同様の理由で、自民党、賛成いたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAも、議案9号は、6号と同様の理由で賛成です。

○浅川委員長 それでは、議案第9号の審査結果を御報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第10号、文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例について、会派の態度表明をお願いいたします。

それでは、まず自由民主党さん。

○市村委員 議案第10号、同様の理由で、自民党、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 公明党、議案第10号、賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第10号、同様の意見で賛成いたします。

○浅川委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 文京維新、先ほどと同様の理由で、こちらも賛成いたします。

○浅川委員長 共産党さん。

○千田委員 議案第6号と同様の理由で、議案第10号、共産党、賛成いたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAは、先ほど議論をしたとおり、認定こども園だって保育ニーズの掘り起こしがあり得るわけですから、ゼロ歳児保育の検討は早急に進めてほしいという要望を添えて、議案第10号、賛成といたします。

○浅川委員長 それでは、議案第10号の審査結果を御報告申し上げます。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第7号、文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、以上2件についてです。

議案の提案説明を受けた後に、審議は一括して行い、態度表明は議案ごとに行うことといたします。

それでは、提案理由の説明をお願いします。

多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 ただいま議題とされました議案第7号並びに第8号につきまして、提案理由を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第7号、文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案集21ページと併せまして、委員会資料第1号、新旧対照表を御覧ください。

本案は、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するものでございます。

改正内容でございますが、第42条の特定教育・保育施設等との連携に係る規定について、特定地域型保育事業者は、保育内容支援の実施、代替保育の提供及び卒園後の受入れを行う連携施設を確保するものとしておりますが、これらの連携施設の確保が著しく困難である場合であって、必要な措置が講じられている等、一定の要件を満たす場合において、連携施設を確保しないことができることとするものです。

また、附則第4条につきまして、連携施設の確保に係る経過措置期間を10年から15年に改めるものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第8号、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案集25ページと併せまして、委員会資料第2号、新旧対照表を御覧ください。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するものでございます。

改正内容でございますが、議案第7号と同様に、第6条の保育所等との連携に係る規定について、家庭的保育事業者等は、一定の要件を満たす場合において、連携施設を確保しないことができることとするものです。

また、附則第3条につきまして、経過措置期間を10年から15年に改めるものです。

本条例につきましても、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いします。

板倉委員。

○板倉委員 今回の条例改正についてですけれども、子ども・子育て支援新制度が2015年に施行されまして、そのときに3つの要件があって、保育内容の支援、代替保育の提供、卒園後の受皿の役割を担う連携施設の設定、こういうものが求められていたんですけれども、あの施行された時点では、認可基準を満たさなくなる施設が30.9%あったということがあって、すぐには達成が困難ということで、5年間という基準を緩和する経過措置が2015年のときに設けられて、その後、5年たった2019年、このときも3要件全て満たす事業所が半分にとどまっていたので、基準緩和をさらに5年延長したということなんですけど、10年かけて、公的保育の基準緩和をしてきたんですけども、連携施設を確保できなかった。国がそういうことの原因を言っているんですが、文京区内で、認可基準のこの3要件、そういうのを満たさなかった園がこの間あったのか、あって何件あったのか、もしあったとすれば、それは解消できたのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 ただいま御質問いただいたところで、3要件のうち、やはり卒園

後の受皿の確保が非常に困難であったという現状がございます。

何園かというところについては、ちょっと数字として持っていないんですけれども、小規模園につきましては、MIRATZ本郷、また本駒込の保育園において、もともと認可園を連携先として持っている園以外については、卒園後の受皿がなかったという状況でございます。これを受けまして、本区におきましては、令和5年4月入園から、進級先の優先案内という制度を設けておりまして、基本的には、一次募集で万が一落選した場合につきましては、先に入園先を御案内すると。地域型保育事業を御卒園された方に関して、連携先がない場合については、そういったところを御案内するという形で、制度上、利用調整という形で対応することで、この問題について課題解決を図っておりまして、現時点において基準を満たしていないという園はございません。

なお、ただ、進級先優先案内につきましても、御参考まででございますが、令和5年4月、実際にその制度を使用しなければいけなかった方は1名ということで、現状、入園状況も鑑みますと、一次募集の段階で多くの方は入られているという状況であることについて、申し添えさせていただきます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 私は、連携施設に関連して、1点伺います。

今回の対象となる区内の事業所は、基本的に全て区立保育園連携施設として確保できているという認識なんですけど、お話伺ったんですけど、ここに書かれている保育内容の支援とか代替保育以外にも、日常的に連携してあるんでしょうか。例えば、現場の保育士同士が情報共有するとか、合同で研修をしたりとかということってあるんでしょうか。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 本区のほうでは、ただいま年2回になりますけれども、私立園のほうで連絡会というのを開催しておりまして、その1回には区立園長も参加して、区立園、私立園問わず、連携体制の構築というのを目指しているところがございますけれども、その中では、職種ごとの研修等も実施する中で、関係性が構築されまして、私立園同士、もしくは私立園と区立園、こういったところで、日々、効果的な保育の内容を共有したりですとか、そういうところができている。また、合同保育を実施したりというようなところで、有効な取組がなされているということで認識しているところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 そういう連携が大事だなと思うんですよね。要は、私立園が同じエリアにこ

んなにたくさんあるわけじゃないですか。地域の園同士が積極的につながって、保育士同士が相互に交流をしたり、質を高め合うことができれば、こんなに心強いことはないと思うんですよね。

保育園って、そもそもクローズドな施設なので、保育士の離職理由も、職場の人間関係とかストレスとか、現場の風通しの悪さに起因するものが多いんですよね。ので、広く横につながることで、風を通すことには、人手不足解消の――先ほど議論した、そうした意味もあると思います。

で、小規模園も、何かあれば頼れる安心感が、続けていくためのモチベーションになるのかなと。言わば、保育の質を高め合う地域のネットワークをつくるという意味で、ぜひ今後でも取り組んでいただきたいと思います。

ただ、申し上げておきます。現状は、保育士不足が長く続いたせいで、民間の事業者や施設長というのは、職員を極力外に出さないで囲い込んでしまう傾向がありますからね。本当は、オープンな地域の協力関係を売りにして、保育士をほかの地域から呼び込んでくるぐらいの戦略思考が私立園にも欲しいんですけど、現状は、区や地域の中核となる区立園にしかこれは率先できないと思いますので、ぜひ、今の区立、私立を問わない、そして区立がリードする、そうした連携を今後も深めていただければと思います。あとは、態度表明で述べます。

○浅川委員長 それでは、まず議案第7号、文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○市村委員 議案第7号ですけど、今までの経験を生かし、保育の質の確保に努めていただくことを付して、自民党、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第7号、連携施設に係る規定の整備ということでもございますし、文京区は既にクリアしているというか、基準を満たしていない園はないということもございますので、議案第7号、賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 国において基準の改正がされたことに伴う条例改正であるので、賛成いたしますが、現在も保育内容支援の連携、代替保育、卒園後の受入先などは、区内の保育事業者と区

とで連携を図って確保して、適切に運営されているものと認識しております。引き続き、現在の運営を維持して、保育の質を落とすことなく運営されるようお願いをいたします。議案第7号、賛成いたします。

○浅川委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 国の基準改正に伴う条例改正が行われることにより、従うべき基準が改正され、それに合わせた区の改正ということなので、文京区議会日本維新の会は、こちら賛成です。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○板倉委員 先ほども申しあげましたけれども、10年間かけて、公的保育の基準を緩和してきたんだけど、連携施設なども確保できなかったということがあるわけで、今回さらに5年間延長ということは、なし崩し的にこれからもこういう形でいいですよというふうに国が言っているようなもので、これではやはり未来永劫実現しなくてもいいということにつながっていくのだというふうに私たちは考えております。

ですから、やはり保育内容の支援まで行わなければ保育ができないって、そういうこともありまして、それ自体が制度として本当に問題があるのではないかなというふうに考えます。

子どもの命を守る責任というものをやっぱりもっと重く考えて、制度をつくっていかねければならないというふうに思いますし、区がこの間、満たしているということであれば、法律が変わったとしても、文京区独自の条例をつくることも可能なのではないかなというふうに私たちは考えておりまして、この議案第7号については、反対します。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 今回の緩和はいいんですけど、先ほど述べたとおり、本質的な連携の意味を、特に保育士の質を高める地域の相互協力ネットワークを区が率先して構築していただきたいと要望を添えて、議案第7号、賛成いたします。

○浅川委員長 それでは、議案第7号の審査結果を御報告いたします。

賛成6、反対2、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第8号、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、各会派の態度表明をお願いしたいと思います。

日本共産党さん。

○板倉委員 議案第7号同様に、この議案第8号、日本共産党は反対いたします。

○浅川委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 こちらも議案第7号と同じ理由で、こちら賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第8号、先ほどと同様の意見で賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第7号同様に、議案第8号、賛成いたします。

○浅川委員長 自由民主党さん。

○市村委員 議案第8号ですけど、議案第7号同様の理由で、賛成いたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAも同様の要望を添えて、議案8号、賛成いたします。

○浅川委員長 それでは、議案第8号の審査結果を御報告いたします。

賛成6、反対2、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第13号、文京区立第九中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約、議案第14号、文京区立第三中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約、議案第15号、文京区立第八中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約、議案第16号、文京区立林町小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約、議案第17号、文京区立第一中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約、議案第18号、文京区立湯島小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約、議案第19号、文京区立大塚小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約、以上7件についてです。

議案の提案説明を受けた後に、審議は一括して行い、態度表明は議案ごとに行うことといたします。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第13号から第19号について、提案理由を御説明いたします。

まず、議案第13号、文京区立第九中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約です。

議案集データの37ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京区立第九中学校特別教室改修工事（第一期）でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る5月12日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方

自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約によりまして同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金3億4,281万5,000円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区本駒込二丁目19番3号、トリヤマ株式会社、代表取締役、鳥山幸得太でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの38ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案第14号、文京区立第三中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約でございます。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京区立第三中学校特別教室改修工事（第一期）でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る5月12日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約によりまして同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金3億3,363万円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区千石四丁目26番19号、株式会社リン・ドス、代表取締役、東海林諭でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの40ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案第15号、文京区立第八中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約でございます。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京区立第八中学校特別教室改修工事（第一期）でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る5月12日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約によりまして同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金3億949万6,000円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区千駄木二丁目42番8号、株式会社上之原工務店、代表取締

役、上之原一光でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの42ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案第16号、文京区立林町小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約です。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京区立林町小学校特別教室改修工事（第一期）でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る5月12日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約によりまして同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金3億157万6,000円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区本郷二丁目31番10号、伊藤工業株式会、代表取締役、佐々木淳子でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの44ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案第17号、文京区立第一中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約でございます。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京区立第一中学校特別教室改修工事（第一期）でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る5月13日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約によりまして同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金2億6,541万9,000円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区千石三丁目29番26-101号、山口建設株式会社、代表取締役、山口巖でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの46ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案第18号、文京区立湯島小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約でございます。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京区立湯島小学校特別教室改修工事（第一期）でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る5月13日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約によりまして同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金2億991万3,000円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区本郷二丁目31番10号、伊藤工業株式会社、代表取締役、佐々木淳子でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの48ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案第19号、文京区立大塚小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約でございます。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京区立大塚小学校特別教室改修工事（第一期）でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る5月13日に入札を行い、最低金額入札者と同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金1億9,360万円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区千駄木二丁目42番8号、株式会社上之原工務店、代表取締役、上之原一光でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの50ページに記載のとおりでございます。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願いいたします。

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いします。

宮野委員。

○宮野委員 御説明ありがとうございました。

まず、最初の議案の九中の場合でございますと、第1回の入札で9社中7社が入札を辞退して、第2回の入札でさらに1社が辞退、最後に残ったトリアマ株式会社さんも入札した額は予定価格より高かったために、さらに見積りを下げていただいて、随意契約に至ったということです。全部の契約の入札結果調書も拝見したんですけれども、九中だけでなく、今日

かかっているこの工事請負契約の議案で、後の白山東児童館も含めると、8件中7件が全てこれと同じような形で、第2回までの入札で決まらずに、最低金額落札者にさらに価格を下げてください、随意契約をしたという形になっております。現在の人件費や資材の高騰が深刻な状況の中で、こうした入札の状況を見ると、事業者さんにとっては非常に厳しい契約になっているのではないかなというふうに感じております。

東京都で設定されている基準単価を基に、予定価格を積算されているということなんですけれども、これが本当に適切であるのか、精査が必要ではないかと思うんですが、区としては、これはどのように分析をされているでしょうか。

○浅川委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 委員御指摘のとおり、今回の入札の結果は、そのような随意契約が多いことになったところでございます。

我々がこの入札に当たりまして積算する際には、今、ちょっとお話のありました、東京都が公表している最新の公共工事設計労務単価を基にやっているとございまして、こちら自体も、近年の物価上昇ですとか建設資材の高騰等も反映して算出したものになっておりまして、我々が適正な価格を設定するに当たっては、やはり一番参考にして取り入れているものでございます。

今回、実際に業者さんのほうで入札した価格が、この予定価格との差が上回ったことが続いた面はございますけれども、やはり実際に施工する民間事業者の皆様が積算に用いている単価と東京都の単価は、どうしてもずれがございまして、結果として、入札価格が予定価格を上回ったものと認識してございます。

なお、今回の議案ではないんですけれども、同じ時期に、小学校でも2つの小学校で同様に特別教室の改修工事の入札を行ってございまして、逆に、こちらでは予定価格よりも少し下回る入札がございまして、結果として、低入札価格調査制度での審議等の結果、落札者を決めた事例もございまして、東京都の積算と実際に企業の方が使っている積算にずれがあるところがあるので、こういった結果が生じているものと認識してございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 積算の根拠も理解はできるんですけれども、契約の時点でこのように努力していただいて価格を下げてください、何とか見積りを出して、契約ができたところになったとしても、インフレライドで後から契約金額を変更することも、最近多いなというふうに感じておりますし、トータルで考えたときに、本当にこれが、後からインフレライドで上がる

んだったら、ではあのときの入札は本当に公平・公正だったのかなというような、少し、後から検証もしづらいですので、区民としてももやもやが少し残るなというふうに考えております。

工事の入札に関するこの予定価格の設定については、より適切な積算となるように、常に精査を行っていただきたいというふうに要望させていただきます。

○浅川委員長 ありがとうございます。

続いて、板倉委員、お願いします。

○板倉委員 今、宮野委員からも御指摘がありましたけれども、積算価格について、やはり上回るという点では、本当にこの積算価格が適正なのかというのも問われてくると思うんですけれども、この間、この特別教室の改修については、明豊ファシリティワークスですか、そういうコンサルタント会社がきちっと対応してきていたはずなんですけれども、この積算価格を決めるときには、このコンサルタントはそこに、そういうあれがあるんですか、対応するというか、皆さんのこの積算価格を出すための支援みたいな、そういうことをやっているんですか。

○浅川委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 今、御指摘ございました、コンストラクション・マネジメント事業者がそういった予定価格の積算をする際に、そういった市場価格等のところを加味しているかという御質問でございますけれども、やはりそういったCM（コンストラクション・マネジメント）業者が入る場合につきましては、市場価格というものも、しっかりと手伝っていただきまして、専門的な知見からアドバイスをいただいているというところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 そういう専門的なアドバイスもされているにもかかわらず、こうした状況が生まれているという点では、本当にコンサルの方々がそれに見合った形で対応しているのかなというふうなやっぱり疑問も生まれるところです。

ですので、これから来年度工事とか、2期工事、来年度から始まる工事とか、今度の学校のは1期工事ですけど、2期工事、そうしたところの発注についても、やっぱりそうしたきちっと実態に合うような形での内容にしていかなければならないというふうに改めて思います。

ちょっと個別の話になるんですけれども、林町小学校については、小学校の工事の中で一番高い金額になっているんですけれども、この林町小学校は、今回、家庭科室と理科室とい

うことで、そういう組合せになっているので、そういう高い金額になっているのかということ。

湯島小学校も同様なんですけれども、今回、湯島小学校については、音楽室だけというふうになっているんですが、今回は、金富、駕籠町については、議決案件ではない金額なので、ここには出てきてないんですけれども、金富と駕籠町については、音楽室と理科室が組み合わさっても大体1億1,000万程度なんですけれども、湯島がなぜこのように高い金額になったのか、その辺もお聞かせをいただければと。

○浅川委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 金額が高い学校があるというところの御指摘でございますけれども、まず林町小学校につきましては、今回、理科室と家庭科室の工事に着手するというものでございます。こちらの部分につきましては、やはりガス管であったり水道管といったところがございまして、他の工事に比較して金額が一定高かったというものでございます。

また、湯島小学校につきましてはの御質問でございますけれども、確かに工事の諸室としましては、記載のとおりでございますが、やはり諸室の広さであったりとか、そういったところも一定影響があったのかなというふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 先ほど御質問ありましたCMの活用につきましてですけれども、当然、CM事業者が持っている知見を生かして、積算の際には、設計事業者が出してきたものが適正であるかというのを図っていただいているところでありますが、事業者が持っている市場の単価の予測を上回る形で資材高騰等がある場合、また一方で、先ほどありましたとおり、入札価格は事業者によっても見積りが異なるものですから、その事業者が持っていて、その積算によっては低入の入札になってしまうということもあります。

我々としては、設計の段階の単価だけではなくて、発注前にはメーカーにも価格の改定の予定とか、そういったものを確認しまして、時期的により近しい積算価格を持って入札に入るよう、今後の入札の場合には考えていきたいと思っております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 学校ごとにいろんな状況があるので、一概に単純な比較というのはできないというふうに、今、お聞きしたら分かりましたけれども、ガスだとか水道だとかそういうことも全て工事の中に含まれるということなわけで、先ほども言いましたけれども、その状況、学校によって本当に違う。そこは、コンサルタントがついて、きちっとそこは積算しているん

だというふうに思います。

それで、先ほども宮原課長さんから御答弁いただきましたけれども、市場というのが本当に変化してきているというのは、よく分かります。それで、そのためにというか、コンサルタントをつけているわけですから、高い数千万円という、年間そういう金額でお願いしているわけですから、そこがやっぱりきちっとそういう現状に、ぴったりとは言わないにしても、正確な形でやっていくように、それは引き続きこれからもやっていっていただきたいというふうに、それはお願いをしておきたいと思います。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 特別教室の改修工事につきましては、契約をするに当たって、この間、様々ありましたけれども、全て区内業者が契約したということでは、安堵しているところです。

その中で、先ほどから、いわゆる随意契約と制限付き一般競争入札、大塚だけがなったということで、この間の積算価格も含めて、こういった形になったのかなというふうに思ってお聞きしておりました。私も聞こうと思ったんですけども、分かりました。

今回、工事をするに当たっては、夏休み中にほとんどやるんですかね。そういった意味では、やはり校舎内ということもあって、やっぱり安全対策も非常に大事になってくるのかなと思うんですけども、その辺、工期も含めて、どうなんでしょう。

○浅川委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 今回の夏工事につきましては、夏休みから工事に着手いたしまして、その後、2学期中にかけて工事を行うという内容になってございます。長期の夏休みの期間に大きな音が出る工事等を優先して行う予定でございまして、その後、学期に入りながら工事という形になります。

その間につきましては、やはり授業との両立というところもございまして、大きな音が出る工事を極力実施しないことであつたりとか、あるいは工事動線をしっかり区切ることで、授業と安全の両立というものを図っていきたいというふうに考えてございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。その辺もきめ細やかなのかなとかね、やっぱりその辺も授業に差し障りがないような形で、ぜひ進めていっていただければと思います。

それと、今回、築30年以上の学校を対象に、16校のうち7校なんですかね、今後はどのように進めていく予定なんでしょう。

○浅川委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 今回、夏工事ということで御報告を差し上げてございますけれども、基本的に春工事、夏工事というものを組み合わせて実施していく予定でございます。具体的には、令和7年の春工事ということで、既に1校、工事に着手してございまして、夏工事といたしましては9校、令和8年の春工事につきましては3校、令和8年の夏工事としましては7校、令和9年の春工事といたしましては5校、令和9年夏工事としましては7校という形で、予定しているところでございます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 まずは、一番のところは工事価格なので、この御時世、工事の材料も入らない、人手も足りないという中で、計画的に子どもたちの環境整備をしていただくのに、今回、随意契約という、残念ながらなったことについてなんですけれども、それは仕方がないことで、ともすれば区民の皆さんに御理解いただくために、随意契約の場合にも、自治体のほうでは最も有利な価格で進めるようにというガイドラインもありますし、また、その中で、どのような理由で選定された、いわゆるメリットというのを完全に明示しなければならないというのがありますけれども、その点について、この全部の入札そうですが——1つだけ抜かして、随意契約ですから。その点について、まずはお答えをいただきたい。

○浅川委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 地方自治法施行令の規定に基づきまして、再度の入札におきましても落札者が出なかったときには、随意契約による契約が可能だという規定がございますので、今回のこの7校のうちの6件につきましては、いずれも2度目の落札の結果を踏まえまして、それぞれ、それまでの入札の中で一番低い価格での入札をした事業者と個別に交渉を進めまして、その結果、予定価格以内の価格での見積書を徴収することができた形で契約が成立するものでございます。こちら、一応、法令上定められた契約手続ではございますので、もちろん、制限競争入札の中で1度の入札で決まることのほうが望ましいといえますか、そういったほうが理想ではございますが、ただ、制度として、このような形で随意契約を結ぶことも全く問題ございませんので、こういった手続の中のひとつを使って契約締結につながったというふうに認識しております。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 御答弁いただきました。分かりました。法的に認められた中で、今、手続を進めていただいたということで、ありがとうございます。

子どもたちのこの特別教室については、もう子どもたちが早く使えるようにしていかなければ

ればならない状況なので、文京区としては、先ほど御答弁あったように、計画的に進めていくということになっていると思います。

今、この社会情勢の中でというので、様々変化していくというのがあって、1期工事、2期工事に分けて契約しますよとかありますけれども、でも、そもそも論、先ほど話があったように、コンサルも入って、各学校の御意見も聴取して、特別教室を整備していく案が出来上がっているという中で、この財源であるお金の中でも様々な面のものを使える、それを使うことによって、今の時代ニーズに合わせた形の教室整備を行いなさいよというようなところもあるんですが、その辺の活用とのこの随意契約の中での——難しいかな。例えば、森林環境税を使って木材を使いなさいよというのは、国の動き。当然、それも入ってくると思うんですが、そういうものも網羅された中で、今回の随意契約が成立しているとは思いますが、その辺をまず確認させてください。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 使える補助金等で、森林環境譲与税も含めてですけれども、大規模改修に関わる場合の補助金等もございますので、使える補助金につきましては、一定協議はしているところではございます。

時代のニーズに合った教室づくりということに当たりましては、まずは快適化を先に進めるということもございますけれども、既に今、誠之小学校や柳町、明化小学校といったところで造っている特別教室というのも一つの基準にしまして、単に新しくするのではなくて、今の時代に合った形の特別教室になるように、標準仕様というところで定めたところがございます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 そうしますと、今後、1期、2期を進めていく上で、標準仕様から、各学校の特性というのが生まれてくるのかというのをまず聞きたいと思います。

というのは、私たち自民党としては、前からお話ししていますけれども、教室整備に当たっての民間活力の導入、例えば改正前から言っていますけど、学芸大学、竹早が行っているような、教室を変えていくのに、民間事業者に入ってもらって、様々研究して提案をいただいて、その整備したことの結果をまたフィードバックしていくような形を取っている国私立の学校があるというのは、随分前から言わせていただいているんですけど、今後、特別教室の扱いについては、標準仕様というのは、標準仕様なので、本区の学校の文京区らしさを出すためには、そういうことも使っていただきたいと思っているんですけど、そういうの

は考えていらっしゃるのかどうか。

○浅川委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 特別教室の改修の内容につきましてでございますけれども、こちらにつきましては、令和5年度に、各特別教室における基本的な改修内容、備品等を含む設備等の仕様について設計を行っているところでございます。その際に、各学校に丁寧にアンケートとヒアリングというものを行ってございまして、その際に、各学校の思いというのは、こちらのほうでしっかりと受け止めているというところでございます。

新しいそういった機器の導入というところでございますけれども、やはり特別教室につきましては、その工事している間にその教室が使えないというところもございまして、なるべく工期短縮に努めていきたいと考えているところでございまして、そういった機器があればというところではございますけれども、やはりスピード感というものがございまして、今回につきましては、基本性能のアップデートという形での対応という形で考えてございます。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 今、副参事のほうで申し上げたとおりですけれども、白石委員のおっしゃるとおり、そういったところもぜひ研究・検討していく課題であろうとは思っております。ただ、ちょっと重ねて申し上げることになりますけれども、やっぱり学校というのは特殊要件がありまして、その長期休暇のときに時期限定みたいな形でやっていかなくちやいけないというのが、大きな要素としてありますので、標準仕様という言い方がいいのかどうかありますけれども、ある程度しっかりと標準的なものを決めて、スピード感を持ってやっていかなくちやいけないというような厳しい条件があるということも御理解いただきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 今の御答弁をいただいて、御苦勞されているなど。子どもたちの環境というのは、一日でも早く整備してあげたいというのが伝わってきます。ありがとうございます。

例えば、この数十年間の中で、特別教室の改修とか入ると、備品をどうするんですか、何するんですか、ああなんですとかかというような議論があったのを何となく覚えているんですけど、もう今、時代はそんなことは、標準仕様ですと、最低限のものは揃えてもらうと。そこにプラスアルファというのがあるので、せっかくの改修という中では、その辺のことも、コンサルが入っているからという安心感だけではなくて、やっぱり文京区が持つべき区内大

学との連携とか様々な面で、皆さん方、いろんな情報を取っていると思うので、応援しますので、そういうものがあれば、ぜひとも、途中でも入れていただいて、いわゆるアップデートをしていく、教室のアップデートを行っていくんだというような改修工事にしていただけるようお願いをいたします。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 私から1点です。

先ほど入札不落による随意契約、いわゆる不落随契の手續の詳細を契約管財課長から御説明いただいたんですが、この詳細を定めた区のガイドラインか何かあるんでしょうか。あれば、お名前を、あと、ホームページなどで公開されているんでしょうか。

○浅川委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 文京区のそういった事務手續を定めたものとしたしましては、区の随意契約ガイドラインというものがございます。正式名称は、「文京区随意契約ガイドライン」と申すものでございます。

こちらについては、現在、区の内部の事務処理の参考で活用しているところでございますので、区のホームページには掲載はしていないところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 お話を伺うと、非公開情報ということではないんですよね。内部だけに留めないといけないものではない。ただ、今回、入札に参加した業者さんとか参加を検討したであろう業者さんはこのガイドラインを御存じないということなんですかね。要は、今後もホームページなどで積極的にオープンにするようなものではないということではないんでしょうか。危惧しているのは、先ほど来議論している契約の透明性とか公正性に関わるものではないという御判断でよろしいでしょうか。

○浅川委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 事業者の方が入札に当たりますと、例えば入札公告というもので、いろいろ契約のそれぞれの工事の入札の手續については御案内しているところでございます。また、入札の心得といったものは、ホームページには載せておりますが、そういったところで、基本的には、実際に入札してくださる事業者の方は、基本的なこの契約の手續については十分御理解いただけるような状況にあるかと考えております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 つまり、そのガイドラインを知っている知らないで、入札の有利不利が決ま

るような代物ではないということによろしいんですね。今回、結果的に大半が区内業者さんでしたので、区内業者の施工には様々メリットもありますので、いいと思うんですけど、一方で、事業の継続性を担保するためには、契約の公正性や透明性には十分に配慮、今後もいただきたいということで、付言いたします。あとは、態度表明で述べます。

○浅川委員長 それでは、態度表明に移ります。

まずは、議案第13号、文京区立第九中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約について、各会派の態度表明をお願いします。

日本共産党さんから、お願いします。

○板倉委員 私たちは、この間、新築になった学校と築年数がたっている学校の教育環境の格差が広がっていく中で、学校調査も何回かやらせていただいて、改修が必要だということをごの間求めてまいりまして、快適化工事が一定終わって、続いて特別教室の改修ということになっていきました。なので、私たちが要求していた状況がこれから生まれてくるわけですが、礪川小学校のときには、残念ながら区外業者になってしまったということで、これは代表質問でも指摘させていただきました。

来年度、再来年度で行う工事、あるいは2期工事の発注については、やっぱりきちっと区内事業者が発注できるようにということで、この間質問させていただきましたが、区長答弁は、区内事業者を優先して指名するなど、区の要綱に基づき適切に契約を行ってまいります、そのような答弁をいただいておりますので、ぜひそうした方向で、九中をはじめとするこうした学校の工事については、その姿勢を貫いていただきたいということを要求しまして、九中、第13号ですね、賛成をいたします。

○浅川委員長 続きまして、文京維新さん。

○宮崎委員 こちら各学校によってそれぞれの状況があるかと思いますが、子どもたちの学習の場においてのよりよい環境整備のためのこの工事に関しましては、夏休み期間の活用、そして生徒・児童がいながら工事の期間でも、音の問題への配慮、特別教室が使えないときのカリキュラムの調整など、学校側とうまくこちら調整を行ってもらい、生徒・児童の学習の妨げなど学校運営に影響が出ないよう進めていただきたいと思います。文京維新は、こちら賛成でお願いします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第13号は、子どもたちの学習環境の整備でありますので、賛成いたしますが、先ほど質疑させていただいたような予定価格の設定については、常に積算の精査を行ってい

ただきたいということと、2学期中がいながら工事となるため、子どもたちの学習環境に悪影響を及ぼさないように最大限の配慮をお願いしたいと思います。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 特別教室の改修工事につきましては、教育環境の改善に向かったの工事でもありますし、先ほど質疑をいたしましたとおり、安全対策をはじめ防音対策など、そういったことにもしっかり留意をしていただきながら進めていただければと思います。公明党、議案第13号、賛成いたします。

○浅川委員長 自由民主党さん。

○市村委員 議案第13号ですけど、随意契約に基づいて決定したものでございます。夏休みより工事が始まるということですが、登校生には十分に安全面の配慮と学習環境の配慮をお願いして、議案第13号、自民党、賛成いたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAは、先ほど議論した契約の公正性と透明性ですね、そして児童・生徒の教育活動や部活動への配慮をお願いできれば、特に問題が起きたときに速やかに対応できる施行体制づくりを御配慮いただければと思います。

あと、本当はもっとこうしたいとか、こうしてほしいという要望が子どもたちや先生にもあると思うんですよ。ただ、今のお話だと、工期短縮を優先してできないこともある。そして、もったいないですね。これは予備の教室があれば、もっと柔軟に工期の調整もできると思いますので、今後の学校改築ではくれぐれも御配慮いただきたいと要望を添えて、第13号、賛成いたします。

○浅川委員長 それでは、議案第13号の審査結果を御報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続いて、議案第14号、文京区立第三中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約について、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○市村委員 議案第14号、同様の意見を付して、自民党、賛成です。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第14号、13号と同様の意見を付して、賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第14号、同様の意見を付して、賛成いたします。

○浅川委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 こちらも先ほどと同じ意見を付して、賛成いたします。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○板倉委員 学校からの要望とか聞き取りとかは既に終わっていると思うんですけども、新たに追加で要求が出ているようなことについても、ぜひともそこは取り入れていただくようにしてほしいなというふうに思うのと、あと、コンサルタント会社がきちっと役割を果たすようにということも申し添えて、議案第14号、賛成をいたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAも、同様の意見を付して、第14号、賛成です。

○浅川委員長 それでは、議案第14号の審査結果を御報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第15号、文京区立第八中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約について、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○板倉委員 議案第15号、賛成いたします。

○浅川委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 こちら15号も、先ほどと同様の意見を付して、賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第15号、先ほどと同様の意見を付して、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第15号、同様に賛成いたします。

○浅川委員長 自由民主党さん。

○市村委員 議案第15号、同様の意見を付して、自民党、賛成いたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAも、同様の意見を付して、第15号、賛成です。

○浅川委員長 それでは、議案第15号の審査結果を御報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第16号、文京区立林町小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約について、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○市村委員 議案第16号、同様の意見を付して、自民党、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第16号も、同様の意見を付して、賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第16号、同様の意見を付して、賛成いたします。

○浅川委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 議案16号も、先ほどと同様の意見を付して、賛成です。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○板倉委員 議案第16号、前号同様に賛成をいたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAも、議案第16号、同様の意見を付して、賛成です。

○浅川委員長 それでは、議案第16号の審査結果を御報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第17号、文京区立第一中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約について、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○板倉委員 議案第17号、前号同様に賛成をいたします。

○浅川委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 議案第17号も、先ほどと同様の意見を付して、賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第17号、同様の意見を付して、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第17号も、同様の意見を付して、賛成いたします。

○浅川委員長 自由民主党さん。

○市村委員 議案第17号、同様の意見を付して、自民党、賛成いたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAも、議案第17号、同様の意見を付して、賛成です。

○浅川委員長 それでは、議案第17号の審査結果を御報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続いて、議案第18号、文京区立湯島小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約について、

各会派の態度表明をお願いします。

自由民主党さん。

○市村委員 議案第18号、同様の意見を付して、自民党、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第18号も、同様の意見を付して、賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第18号、同様の意見を付して、賛成いたします。

○浅川委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 議案第18号、同様の意見を付して、賛成いたします。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○板倉委員 議案第18号、賛成いたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAも、議案第18号、賛成いたします。

○浅川委員長 それでは、議案第18号の審査結果を御報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続いて、議案第19号、文京区立大塚小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約について、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○板倉委員 議案第19号、先ほども申し上げましたけれども、やっぱり地域経済振興のために区内事業者が受注できますように力を尽くしていただきたいということを、再度お願いをして、19号、賛成をいたします。

○浅川委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 議案19号も、先ほどと同様の意見を付して、賛成です。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第19号、同様の意見を付して、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第19号も、同様の意見を付して、賛成いたします。

○浅川委員長 自由民主党さん。

○市村委員 議案第19号、同様の意見を付して、自民党、賛成いたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAも、議案第19号、同様に賛成です。

○浅川委員長 それでは、議案第19号の審査結果を御報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定をいたします。

続きまして、議案第20号、文京区立白山東児童館・白山東会館改修工事請負契約。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第20号、文京区立白山東児童館・白山東会館改修工事請負契約について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの51ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京区立白山東児童館・白山東会館改修工事（第一期）でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る4月4日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約によりまして同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金3億5,370万5,000円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区千石三丁目29番26-101号、山口建設株式会社、代表取締役、山口巖でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの52ページに記載のとおりでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願いいたします。

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

千田委員。

○千田委員 白山東児童館の改修工事なんですけど、私、昨日、改めて会館のほうを見てきました。館長さんがいらして、非常に詳しく説明していただいて、2階にある幼児コーナーも、今は仕切りがないのに仕切りができると。授乳室もない状態で、その授乳室もできるということで。それで、トイレですよ。非常に和式が多いし、3階のトイレは男女共用になっていて、そこも改善されるし、あと体育館も、またきれいになるということで、非常に喜ばし

いなとは思いました。

それで、質問なんですけど、まず育成室の閉鎖期間と、それと代替場所、それとそこの代替場所への交通は安全かということですね。同じように、会館の代替場所はということと、あと、エレベーターは設置するのでしょうか、もし設置しないのであれば、その理由をお答えいただきたい。

それと、アスベストは把握していらっしゃるんですか。

あともう一点、音やアスベストの問題など、近隣住民への周知・説明会はどのようにしていくのでしょうか。お願いします。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 私のほうから、まず育成室、児童館の移転先について、御答弁申し上げます。

まず、育成室につきましては、当該敷地の隣の隣に、3月まで誠之臨時育成室というのがございまして、その建物に移転する予定でございます。夏休み前から移転をして約1年間、そちらで育成室を実施する予定で、事業を実施する予定であります。

児童館につきましては、近隣の民間の施設をお借りいたしまして、代替事業として、縮小して事業を実施する予定であります。期間としては、7月23日から約1年間予定をしております。ちょっと規模が小さくなりますが、効率的にといいいますか、工夫をして運用していく予定でございます。

○浅川委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 白山東会館の休館中の対応でございますが、向丘地域活動センターや白山交流館を利用させていただくということで、今年の2月に利用者説明会でお話をして、御理解をいただいているところでございます。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 エレベーターの設置についてですが、今回の大規模改修でエレベーターの設置をしたいという考えは当然ございましたので、設計の最初の段階で設置ができないかという検討を行っております。

この建物は、資料の配置図にもありますとおり、敷地に余裕がなく、エレベーターを設置できる場所がエントランス脇に増築をするか、もしくは建物の中のどこかの部屋をつぶしてつけるか、いずれかに限定されます。

建物の利用の関係上、部屋を減らすことはできないので、外部に増築できないかという検

討を行いました。増築をすると建築基準法、それからバリアフリー法をはじめとする各法令等に適合したものとしなくてはなりません、バリアフリー条例で求められる必要なエレベーターサイズの設置が、この場所では構造的にも意匠的にも難しいということが分かりまして、今回の既存建物の改修においては、設置ができないという結論となっております。

それから、アスベストの使用箇所については、設計の段階で調査をしております、内装材、それから外壁の塗料等、各種含まれているということを把握しております。

また、工事に着手するときに改めて石綿のそういった有資格者による調査を行いまして、そのほかの場所も使われていないかということを確認してまいります。

また、周囲への説明については、今回この契約を御議決いただきました後、工事施工者と共に周辺の近隣の方へは工事の御挨拶へ伺うとともに、入り口のところに、アスベストがどの部分にあって、それを撤去しますということを掲示するという予定でございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 御答弁いただいて、ありがとうございます。

昨日見てくるに当たって、4人ぐらいなのかな、男の子たちと一緒に歩きながら歩いていたら、その子たちも知っていて、僕たち、移るんだよって。ほかの場所、決まったのと言ったら、ここなんだよと言って、すごく楽しそうに。それで、実際私も見てきて、交通は安全だなとは確信いたしました。

それであと、エレベーターがそういう事情で非常に残念だと思うんですけど、やっぱり区の施設であるので、バリアフリーは、まあ仕方ないんですかね、ちょっとそこは今後の改修工事のときには、ぜひ、いろんな区の施設、改修工事に入ると思うので、やっぱりバリアフリーは、いつも念頭に置いていただきたいと思います。

あと、アスベストなんですけど、工事中に見つかって工期が延びることのないように、しっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 今、千田委員が質問されていたバリアフリーの対応なんですけど、今後の改修工事では念頭に置いてという話だったんですけど、これ改修ではなくて、建て替えだったら、今回も設置ができたんですかね。要は、費用対効果の問題がありますよね。改修か建て替えかということで、今後、同様の事例があったとき、これを改修でやるのか、建て替えでやるのか、そういった今回の事業をどう評価して次につなげるのかといった観点は、いかが

でしょうか。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 今回の建物を建て替える場合は、もちろんバリアフリー法等にも適合しなくてはなりませんし、当然エレベーターの設置はできますし、しなくてはいけないものだと考えております。

また、公共施設等総合管理計画でも、ユニバーサルデザインを推進するということを区としてお示しをしております。新築になると当然設置をしますけれども、大規模改修においても、今回のように必ずしもできない場合もございますが、そういった機会も捉えて、エレベーターの設置も含めたユニバーサルデザインに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 要は、伺いたかったのは、今回、別にどうしろということではなくて、今回のものをどう評価して、次につなげるかということは、区として説明責任があるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、その評価、そしてその結果を区民に説明できる形で公表いただきたいという話です。

あと、今後の改修事業なんですけど、公共施設等総合管理計画を見ると、今後も老朽化した児童館や区民会館などの改修が続くと思うんですね。計画は、どうなっているんでしょう。このあたりも、区民に早くその情報共有をしていくということはあるんでしょうか。

○浅川委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 今、施設管理部からも答弁ございましたけれども、公共施設等管理計画で、ユニバーサルデザインということで、区のほうで障害の有無、年齢・性別・人種等を問わず、多様な人々が利用しやすいようにというところで考え方を持っているところでございます。

今後の基本的な方針といたしましても、そのユニバーサルデザインの推進方針に基づきまして、今後の区有施設の整備に当たっては、この考えに沿って進めていくものと認識しております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 要は、今回のバリアフリーの対応、この教訓を今後の改修工事にどう生かすかという視点はあらかじめ持っていたきたいということで、あとは態度表明で述べます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 今、千田委員がエレベーターのことでお聞きをしたんですけれども、今回、本当

に大規模改修をやるわけですから、エレベーターについては、先ほども御答弁いただいたんですけれども、ホームエレベーターというか、そういう形での、もう少し小ぶりなというか、そういうことも含めて、検討されなかったんでしょうかということなんです。この大規模改修が終われば、次の改修といたら、それこそ20年、30年も後の話になるわけで、このときにきちっとやっぱりやるという方向をつけていかなければいけないのではないかというふうに思いますので、御答弁いただきたいと思います。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 ホームエレベーターのような小規模なサイズのエレベーターであれば、物理的には設置はできるものと思いますが、ただ、バリアフリー法をはじめとする法令に合わない、設置、増築等を行っていくに当たっては、規定のサイズが決まっております、おおむね11人乗り程度のサイズが求められ、そういったものを設置しないといけないというところで、今回の中では、そういったものが設置できないという結論に至っております。

○浅川委員長 よろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いします。

まず、自由民主党さん。

○市村委員 議案第20号も、随意契約により決定したものでございます。児童館、区民集会所に関しましては、代替場所、心配しておりましたが、住民の理解を得ていることを確認いたしました。アスベストに関しては、最新の注意を払って、工事をしていただくことを付して、議案第20号、自民党、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第20号ですけれども、先ほどのありました育成室、児童館の代替場所も含め、利用者の方々に今後もしっかり配慮していただきたいと要望いたしまして、議案第20号、賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 今回、新しく授乳室を設置できることになったのは大変よかったと思っております。休館中に、育成室、児童館、会館が各施設に代替されますが、特に不定期での利用者が多い児童館や会館のほうは、アナウンスをしっかり行っていただいて、利用者の方の居場所がきちんと継続して確保されるようお願いいたします。議案第20号、賛成いたします。

○浅川委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 約築40年の施設の全面改修ということで、こちらバリアフリーやトイレの改善な

どももつなげていただき、利用者の方や白山地域の方々にとって、さらなる快適な憩いの場として完成させていただきたいと思います。文京維新は、議案第20号、賛成いたします。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○千田委員 先ほども申し上げたように、子どもたちも非常に楽しみにしているというので、非常にきれいになることはいいと思います。ただ、エレベーターの問題ですね。区有施設でありながら、バリアフリーでないのは、今はよくても、やっぱり今後、利用ニーズが高まる、そういう人たちが使えるような場所、エレベーター、車椅子でも上れる、やっぱりそういう方たちにもしっかり対応できるように、そこは考えていただきたいということを付して、議案第20号、賛成いたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAは、議案第20号ですが、これは前段の議案と同じく、契約の公正性と透明性の問題がまず1つです。あとは、今回の改修事業の評価です。先ほど述べたとおり、今後の事業計画の見直しも含めて、しっかり生かしていただきたいという要望を添えて、賛成いたします。

○浅川委員長 それでは、議案第20号の審査結果を報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

○浅川委員長 それでは、付託請願審査6件に入ります。

請願受理第12号、小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願。

請願文書表のデータ25ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第12号
 - ・件名 小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
 - ・請願者 文京区本駒込五丁目15番12号
新日本婦人の会文京支部
支部長 小竹 紘子
 - ・紹介議員 小林 れい子 関川 けさ子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 文教委員会
 - ・請願理由

全国の小中学校不登校児童数は、過去最多を7年連続で更新し、文京区においても同様の増加傾向を示しており放置できません。また、いじめの件数も過去最多です。身体的被害や長期欠席などに繋がる「重大事態」も千件を超えて、学校が安心して学べる場所、居場所になっていないことは明白です。これらの不登校実態の背景には競争的な教育と、子供に寄り添い声を受けとめる教員の多忙化があり大きな社会問題です。

教職員の休職者は過去最多で深刻な事態は進んでいます。教員不足で担任不在となり副校長が急きょ担任に入る事態は文京区内でも発生しています。

国は子どもの減少を理由に8,759人の教員を削減しようとしています。文京区は人口増に伴い児童数の増加は2035年度まで続く見込みです。国の方針に合わせて現場実態から大きくかい離します。

学校の「働き方改革」を掲げる教員給与特別措置法（給特法）改正案が国会で論議されています。しかし、同改正案は公立学校の教員に残業代を支給しない制度を温存し教員の働かせ放題の状況が継続され、「教員になりたい」と思えない実態を作り出しています。教員の長時間労働是正や待遇改善にも結びつかない給特法改定を直ちにやめ教員の労働時間を正しく是正することは、学校が子どもの安心できる場所、より良く学べる場所となるために必要です。何より教員を大幅に増やして教員の多忙化を解消し、教員が子どもたちの声をしっかりと聞ける環境を作ることは急務です。

35人学級への法改正を受けて自治体独自に前倒しで促進するなど「少人数学級」は全国的な流れです。文京区でも独自の取り組みを進めて子どもたちの教育環境を整えることを強く望みます。

子どもの権利条約に鑑み、一人ひとりの個性を生かし学ぶ権利を保障することは社会の責任です。少人数学級を進め、国・東京都・文京区の文教予算を教職員増員のために大幅に増額し、東京都においても独自に教員を増やし35人学級を中学校3年生までに拡大することを強く要請します。

・請願事項

- 1 教員「働かせ放題」を固定化する給特法“改正”案に反対するよう国・都に働きかけること。
- 2 都の責任で中学校2年生以上も35人学級にするよう都に求めること。また、都の制度が整うまでの間、文京区独自で中学校2年生以上も35人学級にすること。
- 3 国に対して中学校の35人学級への移行を求めること。

4 小・中・高の全学年で30人学級の実現を都に求め、文京区としても30人学級への移行を開始すること。

5 都に対して学級数に対する教職員定数の配当基準を見直し拡充するよう求めること。

○浅川委員長 この請願は、国・都に対して、給特法改正案に反対するよう求めること。

都に対して、中学校2年生以上も35人学級にすること、小・中・高の全学年で30人学級を実現すること、教職員定数の配当基準の見直し及び拡充を求めること。

区に対して、都の制度が整うまで、区独自で中学校2年生以上も35人学級にすること、区としても30人学級への移行を開始すること。

国に対して、中学校の35人学級への移行を求めるものです。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。

板倉委員。

○板倉委員 この請願ですが、請願事項1のところ、今回、給特法が可決・成立したわけで、関係者の皆さんから言わせると、教員「働かせ放題」というふうにおっしゃっている法律です。私たちは、これに対しては断固反対するものですが、この改定案についてですけれども、残業代の不支給を継続して、教職調整率を4%から段階的に10%に引き上げていくというふうに言っているんですが、東大の本田由紀教授によると、現状を考慮と、10%ということではなくて、小学校の教員にはもう20.5%、中学校は29%の調整額が必要だというふうに指摘をしているんですけれども、この先生の発言に照らせば、10%というのは全く不十分だというふうにおっしゃっているんですが、今、文京区の現状はどういうふうになっているのかというのは、調査はされているんですか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 委員、今、おっしゃった給特法については、報道であるように、2026年の1月から1年ごとに1%ずつ引き上げ、31年に10%にするというふうになってございます。この教員の給与の給特法の改正案につきましては、国の責任において法整備が行われておりますので、それに従っていく方向でございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 区としては、そういう調査というのはやってないということなんですね。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 給与についての調査は行ってございません。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 2項目め、3項、4項にも関わっていくことなんですけれども、中学校の35人学級ということですが、国が中学校も来年度から35人学級、東京都もそれを受けて、35人学級に踏み出すというふうに報道がされていますけれども、現状では、中1ギャップに対応して、1年生、35人学級やっているんですが、これを段階的に行うというふうに国のほうは言っているんですけれども、来年度、1年生も正式にこれは35人学級にしていくということではないですか。再来年度、2年生になどということではないですね。来年度、正式な35人学級ということですね。そうすると、正式な正規な先生もそれにつくということで、よろしいんですかね。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 令和8年度から段階的に中学校において35人学級を実施という形で、令和8年度に1年生、令和9年度2年生、令和10年度3年という形になってございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 令和8年度ですね、そこが1年生から始めるということですか。そうすると、今既に東京都では、1年生は、中1ギャップ対応しているんですけれども、それも正式には8年度からになってしまうということで、今の状況は、来年度も1年生の場合はそのまま続けていくということなんですね。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 今、答弁したように、令和8年度に中1が行われてという形で、段階的に35人学級にしていくという形になってございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 2013年のときに、中1ギャップ対応が始まったわけですね。それで、その当時、都の教育委員会が実施した調査結果でも、学級規模の縮小をすることによって、不登校やいじめの減少、きめ細かな生徒対応が実現し、効果が認められるというふうに言っていました。ですから、国のこの段階的というのではなくて、もちろん早期に国に求めるように、国に対しては求めていくと同時に、東京都としても独自にそれは対応できるということ——できないんですか。東京都は独自に2年生からも35人学級にしていくという対応は、東京都の権限でできるんじゃないんですか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 東京都公立中学校義務教育学校の後期課程及び中等教育学校前期課程に

おける35人学級の実施ということで整備されておりますので、それに従ってまいります。

○浅川委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いしたいと思います。

請願受理第12号ですね。

まずは、自由民主党さん。

○市村委員 請願第12号ですけれども、1項以外は、前回と同様の内容と思っております。1項については、教員に優れた人材を確保する必要性と、処遇改善を図るため、国において、来年1月以降に給特法の一部を改正するものでございます。令和7年度中には、小学校全学年で35人学級となり、政府も、中学校の35人学級も令和8年度より導入する方針を固めたことから、本区も、今年度より準備を進めているとお聞きしているところでございます。

30人学級に関しては、教室や教職員の確保が大きな課題であると考えております。また、本区では、教職員の負担軽減策にも積極的に取り組んでおり、教員の働きやすさと教育の質の両立を目指していると認識しております。

したがって、1項から5項とも、自民党、不採択といたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 1項につきましては、この給特法の改正は、教員の処遇改善をはじめ、働き方改革で教育の質の確保に向けての改正であると認識しております。先日の一般紙にも、文京区の先生が長年変わらなかった処遇が改善されるのは画期的だと。また、ある校長先生は、働き方改革に向けた一つの通過点で、教員が子どもたちに向き合う余裕を持てる環境づくりを進めていきたいという記事もございました。

2項からは、これまでと同様の請願でありまして、少人数学級については、これまで同様、教職員の確保や、また教室の確保など、環境の整備が必要と認識しております。段階的に進めるべきというのが会派の意見でございます。

よって、1項から5項まで、不採択をお願いいたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 新しい請願事項1については、請願者の主張もよく理解できるんですけれども、今回の改正は、学校現場の現状を考慮すると、一定の教員の待遇改善にはつながっているというふうに考えますので、不採択とさせていただきます。

請願事項2から5項については、現在、区においても計画的に環境を整えているところで、少人数学級の本来の目的である一人一人に対する丁寧な教育を行うためには、教室不足の解消や教員の処遇改善・確保など、教育の質を守りながら、段階的に整備していく必要がある

と考えますので、不採択とさせていただきます。

○浅川委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 こちら、全国的に小・中学校で不登校の児童・生徒が増えているという点、あと、学校を子どもが安心して過ごせる場所にしていくため、教員の数を増やし、さらに一人一人に目を配れる環境にしてほしいという請願者のお気持ち、本当に理解できる部分ではございますが、1番に関しましては、国による話合いで決められたとおり、教員の待遇改善にこちらつながっている点。

そして、2番、3番に関しましては、今年度に、小学校に関しては35人学級が整い、来年度である令和8年度からは、中学校もこちら始める準備をしているということ。

4番に関しましても、教員や教室の確保の現実的な困難があること。

そして、5番に関しましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、国や都の責任において、システム上、難しいという点からも、文京維新は、請願第12号、請願事項1から5、不採択でお願いします。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○板倉委員 先ほどもお聞きもしていますけれども、請願事項第1項については、教員「働かせ放題」を固定化するということでは、ここには大問題があるというふうに思いますし、今度、ここには新たに主務教諭という文言が入るそうで、これは先生たちの間に階層と分断を生んで、授業負担の軽減もなく、業務がさらに増えていくということですから、この法案、成立してしまいましたけれども、やっぱり、国に対してや東京都に対しては、引き続きこの内容を見直すように求めていくということは必要なので、請願1項、採択をいたします。

2項についても、先ほどお聞きをしましたけれども、国の制度、東京都の制度が整うまでの間、文京区独自に中学校の2年生、3年生も35人学級にするということですから、これも採択をいたします。

3項についても、同様です。採択をいたします。

4項についても、30人学級の実現と35人学級を早急に実現していくということと、30人学級に移行後早くしていくように、文京区としてもやってほしいということですから、4項についても採択をいたします。

5項については、やっぱり少人数学級推進のためには、先生の数を早急に増やすということが何よりも求められているわけで、そのためには、この給特法というのもそこに大きく絡んでくるわけですから、そこについても見直しをしていくようにということも求め、教職員

の先生方の長時間労働を本当に減らしていくことが何よりも重要だというふうに考えますので、5項についても採択をいたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 先日の議会運営委員会で、区が既にやっているからとか、今、進めているからという理由だけで、請願の成否を判断するのは、議会として説明責任に欠けるという趣旨の請願を審査したんですね。ただ、その趣旨は理解できるし、相手が都や国であっても同じと思いますので、この議論を踏まえて、態度表明をしたいと思います。

具体的には、当日の審査でも紹介された議員の入門書である、全国町村議会議長会による「議員必携」、この記載を参考にします。記載箇所は、第3編第4章、請願陳情の審査にある4、請願の委員会付託の(2)委員会の審査です。記載内容は、請願の採択には、法令上の基準はないので、自主的判断によるが、一般的には願意が妥当であるか、次に実現の可能性があるか、さらに区の権限、議会の権限事項に属する事項かなどがその判断の基準とされるというものです。これに沿っていきます。

まず、1項の給特法改正案は、既に教員の勤務実態の是正や35人学級の推進を盛り込んだ修正がされたとのことで、この修正の内容には、請願の趣旨の一部が既に盛り込まれており、反対を求める願意には政策的意義が薄いため、妥当でない。そしてまた、実現可能性も低いため、不採択とすべきです。

2項と4項については、区独自での学級編制の前倒しについては、教員の確保や教室の制約などから実現可能性が低く、同様に不採択とすべき。

また、3項の中学校における35人学級の推進は、2026年度から段階的に実施する方針が決定しており、重複する主張のため、願意の妥当性を欠くと。

一方で、5項の都に対する要望は、私たち文京区議会がその権限と責任で、今後も続けていくべきと考えますし、実現可能性も十分にあると判断をし、よって、1項から4項は不採択ですが、5項目のみ採択といたします。

○浅川委員長 請願受理第12号のほうの審査結果だけ報告して、お昼休みに入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

請願事項1、採択2、不採択6、よって不採択すべきものと決定いたします。

請願事項2、採択2、不採択6、よって不採択すべきものと決定します。

請願事項3、採択2、不採択6、よって不採択すべきものと決定します。

請願事項4、採択2、不採択6、よって不採択すべきものと決定いたします。

請願事項5、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定をいたします。

以上で、午前中の会議を終わらせていただきます。

午後は、13時から始めますので、よろしくお願ひいたします。

午後 0時01分 休憩

午後 0時59分 再開

○浅川委員長 それでは、お時間になりましたので、午前中に引き続き、文教委員会を開催させていただきます。

文教委員会開催に当たっては、一般質問を含めて、午後5時までに終了できるように、引き続き皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、請願受理第13号、「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願。

請願文書表のデータ27ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第13号
 - ・件名 「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
 - ・請願者
 - ・紹介議員 小林 れい子 関川 けさ子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 文教委員会
 - ・請願理由

2023年度、学校給食に有機農産物を使った自治体は278市区町村となり、過去最多だった22年度を4割以上も上回ったとする調査結果を農水省が公表しました。東京都内でも世田谷区が学校給食に年に11回の有機米を提供予定で、品川区でも2025年10月から学校給食のすべての野菜を有機や特別栽培にする取り組みが始まります。

有機農業は、農薬・化学肥料に頼らず、食の安全や環境に配慮した農業です。農水省が定めた「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに有機農業面積を25%にして、化学農薬をリスク換算で50%削減する目標を掲げています。また、国会においても石破首相が学校給食無償化に関する質問に対し、地産地消と有機農産物を「導入すべき」との考えを示しています（参院予算委員会、2025年3月6日）。

今年3月に全国の農民が14都道府県で展開した「令和の百姓一揆」では、日本農業の危機的状況が訴えられました。2024年の米農家の倒産・廃業は過去最多になるなど農家は大変厳しい経営を強いられています。農家の平均年齢は68.7歳（令和2年）で離農が進んでいます。現在も米不足や価格高騰で生活に影響が出ていますが、食料自給率の低い日本において、都市部での国産食材の安定的な確保はこの先難しくなる恐れがあります。

そのような中、大阪府泉大津市の取り組みが注目されています。都市部にある泉大津市では、北海道から九州までの農村地域10自治体と「農業連携協定」を締結しています。農村で生産された安心安全な農作物は、泉大津市でオーガニック給食に使用されます。農村から直接仕入れる独自のサプライチェーンを構築したおかげで、食材価格高騰の中でも泉大津市では給食の質を向上させています。農村地域にとっては、都市部が安定した価格で定量の農作物を継続購入するので、農業生産の維持や農家の経営の安定につながります。都市部の学校給食では、市場に左右されにくい農作物の安定的な確保ができて、子ども達の健康増進にもつながります。安心安全な農作物を学校給食に使用することは、子どもの健康に良いだけでなく、日本全国の農村地域を支えることにもなるのです。

文京区の学校給食のパンには、輸入小麦が使用されています。農水省が行った輸入小麦の残留農薬検査（2021年度）では、カナダ産100%・アメリカ産97.8%から除草剤グリホサート（商品名ラウンドアップ）が検出されています。グリホサートは世界40カ国以上で禁止や規制されています。最近でも、米国ジョージア州の裁判でラウンドアップの使用によってがんになったと訴えた原告に21億ドル（約315億円）未満を支払うように命じられています（2025年3月22日）。医学博士の木村一黒田純子さんは「グリホサートは、DNAのメチル化異常を引き起こし、世代を超えた健康被害を起こす可能性や発がん性が指摘され、健康に重要な腸内細菌叢にも異常を及ぼす」と指摘しています。学校給食法第9条1項の規定に基づき、学校給食衛生管理基準には「有害なもの又はその疑いのあるものは避けること」とあります。学校給食は自治体の裁量です。安価でリスクのある輸入食材を学校給食で使用するのはなく、日本の農家が生産した安心安全な食材を使用することで子ども達の健康を守り、より魅力ある文京区になれるよう取り組んでください。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項をお願いいたします。

・請願事項

- 1 子ども達の健康を守り、環境に優しく、日本の農業活性化につながる「オーガニック食材」を学校給食に取り入れるよう区に求めること。

- 2 予防原則に基づき、グリホサート残留の可能性が高い輸入小麦は学校給食での使用を止めて、国産小麦・米粉または米飯にするよう区に求めること。
- 3 学校給食のパンと麺のグリホサート残留農薬検査を定期的に行うよう都に求めること。
- 4 農薬の安全基準を決める毒性試験は「主成分のみ」で行われている現状を改め、「実際に使用される農薬（主成分＋補助剤）」で行うよう国に求めること。
- 5 大阪府泉大津市を文教委員会で視察し、食料不足や価格高騰に備え、農村を持つ自治体との連携や安心安全な国産食材の安定的確保に関する研究をするよう区に求めること。

○浅川委員長 この請願は、オーガニック食材を学校給食に取り入れること及び農村を持つ自治体との連携や、国産食材の安定的確保について研究すること、輸入小麦は学校給食での使用をやめて、国産小麦・米粉または米飯にすること、以上を区に求めること。

学校給食のパンと麺のグリホサート残留農薬検査を定期的に行うことを都に求めること。

農薬の安全基準を決める毒性試験は主成分のみではなく、実際に使用される農薬である補助剤も含めて行うことを国に求めるものです。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いしたいと思います。

まずは、日本共産党さん。

○千田委員 日本共産党から、請願第13号について発言します。

オーガニック給食を取り入れる自治体が増加しています。農薬や化学肥料に頼らず栽培された有機農産物を学校給食に取り入れることで、旬な野菜や地産地消にこだわり、子どもたちに安心安全な食を提供できることと、衰退していく地域に対して復興・再生の鍵を握る取組です。

品川区では、昨年10月から、公立小・中学校において、全ての給食に使用される野菜をオーガニックにしました。

大阪府泉大津市でも、2023年度から、農村地域の10自治体と連携協定を締結し、学校給食にはオーガニックのお米やお味噌などを使用しています。令和7年2月、泉大津市内で生産されたお米「ECO米いずみの恵み」が市内の就学前施設と小・中学校の給食に使用されました。これは、地産地消の取組の一環で、地元生産者が心を込めて作ったお米を提供するものです。

区としても、区立小・中学校の毎月1回の和食の給食には、協定自治体との交流を生かし、地産地消発展のためにもオーガニック食材を取り入れ、魚沼産のお米や、北海道に次ぐ農業県の石岡市や、今年度協定する水戸市をはじめ、茨城県の野菜を取り入れていくなど、まずは1品からでもオーガニックに踏み出すべきです。

そして、グリホサートの除草剤についての主成分の危険性と補助剤の危険性については、これまでもずっと述べてきました。

そして、東京都学校給食会が行う残留農薬検査は、定期実施すべきです。何よりも、学校給食食品衛生管理基準にありますように、有害なもの、またはその疑いがあるものは避けること。これは必須です。

子どもたちに安心安全な学校給食を提供するために、日本共産党は、請願13号の第1項から第5項を採択します。

○浅川委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 こちらの請願に関しましては、グリホサートに関しては国で調査もされていること。また、東京都の学校給食会でもこちら調査して、グリホサートの検出はなかったということからも、検査体制に関しては問題がないと認識しております。こちら国でも認められたパンを提供しておりまして、週1回のパン食に関しましても、この請願どおりに様々に規制をかけていきますと、現在のバリエーション豊かなパンの提供にも影響が出ると伺っております。

そして、このオーガニック食材を学校給食に取り入れることに関しましても、現段階では、区において、オーガニック食材はちょっと量的な面においても確保することが困難なこと。

あとは、地域の区内事業者から基本調達している点においても、それが成り立たなくなるおそれがあること。

最後の文教委員会での視察先に関しましても、教育において、その時勢に合わせた耕地等を含め、話し合いの中で決めていくものと考えております。

以上のことから、文京維新の会は、1から5までの項目に対して、不採択といたしますが、請願者の方の子どもたちの食の安全に対してのお気持ちは、こちら理解できますし、引き続き区のほうでも安全なパンの提供等を行っていただきますよう、どうぞお願いいたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 輸入小麦に関しては、国や都の検査において安全性が確認されていることや、現在、国産小麦を使ったパンや米粉パンの提供もある状況であること。そして、給食のバリエ

ーションに影響が出たり、コストのことなどを考えると、現時点で予防原則の観点からは規制をかけることは難しいのではないかと考えております。

視察においても、多岐にわたる行政課題がある中で、委員会視察の機会をどう活用していくかというのは慎重に検討したいと考えておりますので、請願事項1から5項、不採択とさせていただきます。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 1項から4項は、これまでと同様の請願ですけれども、請願者の御心配も分からなくもありませんが、学校給食の安全は保たれていると認識しております。

また、視察につきましては、その時々々の課題解決に向けて、委員で話し合っ決めて決めるものと思っておりますので、1項から5項とも不採択をお願いいたします。

○浅川委員長 自由民主党さん。

○市村委員 請願第13号も、前回と同様の内容と思っております。オーガニック食材については、農薬、化学肥料、食品添加物等の使用が少なく、食の安全性や、土壌や水質、生態系への負荷が少なく、環境にも優しいということは十分に理解しているところであります。

一方で、有機食材は、コストが高く、生産量が限られており、安定した供給体制の確保に課題があると認識しております。

グリホサート残留農薬検査に関しては、国でしっかり検査をしております。

その他、詳細は、以前と同じお答えになります。

したがって、1項、5項まで、自民党、不採択といたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAは、午前中の請願と同様の基準で判断をして、態度表明します。

まず、1項ですが、趣旨には賛同します。区内全校に供給できる量を安定的に調達できるかが課題という話、先ほど同じなんですけど、供給体制の構築は、相応の時間と調整を必要とすると思いますので、段階的に、できる範囲で活用を検討していくべきだという趣旨で、採択といたします。

2項については、グリホサート残留可能性の高い輸入小麦という表現が誤解を流布するおそれがあり、願意が妥当でないこと。そして、区内の学校給食で提供している小麦粉加工品の原料小麦の大半が輸入小麦であって、実現可能性が低いことから、不採択といたします。

続いて、3項及び4項については、都及び国に対して、農薬や食品に関する安全性の確認体制や検査の実施を求める願意は妥当であり、また実現の可能性もあるため、採択いたしま

す。

最後、5項については、滋賀県大津市が運用する大規模な給食センター方式は、学校ごとに調理を行う本区の自校方式とは、運用上の前提が大きく異なるため、妥当ではないと判断し、不採択といたします。

○浅川委員長 それでは、請願受理第13号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定いたします。

請願事項2、採択2、不採択6、よって不採択すべきものと決定いたします。

請願事項3、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定いたします。

請願事項4、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定いたします。

請願事項5、採択2、不採択6、よって不採択すべきものと決定いたします。

続きまして、請願受理第14号、学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求める請願。

請願文書表のデータ30ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第14号
 - ・件 名 学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求める請願
 - ・請 願 者
 - ・紹介議員 小 林 れい子 関 川 けさ子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 文教委員会
 - ・請 願 理 由

この請願は、消費者の「知る権利」「選ぶ権利」を求めるものです。すでに東京都内のスーパーマーケットではゲノム編集トマトの販売が開始され、ゲノム編集された魚もオンラインショップで販売されています。さらに2025年4月、ゲノム編集食品では8品目目となるゲノム編集ティラピアの「届け出」がされたことを消費者庁が公表しました。ゲノム編集食品の研究開発は活発に行われており、今後さらに多くの商品が流通すると予測されます。

「消費者基本法」には、消費者の「知る権利」と「選ぶ権利」が明記されています。消費者の選択の機会を確保するためには「食品表示」が欠かせません。しかしながらゲノム編集食品は、国への「届け出が任意」で「食品表示義務がない」ため、私たちは選択することができないのです。

EUでは、2024年2月に「ゲノム編集食品の表示の義務化」と「ゲノム編集食品のトレーサビリティを可能にする監査書類の義務化」を議決しています。一方、日本では原料・製品・外食産業にも表示義務はありません。種苗にも表示義務がないため、農家がゲノム編集された農作物と知らずに育ててしまい、学校給食で子ども達が食べてしまうことも考えられます。ゲノム編集食品を「知らずに食べてしまう」または「知らずに食べさせてしまう」ことを防ぎたくても防げないのが現状なのです。

消費者庁が行った「食品表示に関する消費者意向調査」（令和5年）では、5割以上がゲノム編集食品の表示を求めています。そして今、全国の自治体からも「ゲノム編集表示の義務化を求める意見書」が静岡県や兵庫県などから続々と提出されています。2025年3月には新たに、岩手県からも提出されました。

新しい技術であるゲノム編集は、食経験がないので食べ続けて問題がないのか誰にもわかりません。カリフォルニア大学のイグナシオ・チャペラ教授は「遺伝子の1個が壊されると、敵が来たとき錯覚してその壊れた遺伝子を含む細胞を壊そうとして有害な化学物質を出したりするので、どのようなことになるか予測がつかず大変危険」と指摘しています。学校給食法第9条1項の規定に基づく、学校給食衛生管理基準には「有害なもの又はその疑いのあるものは避けること」とあります。ゲノム編集食品の場合も、遺伝子組み換え食品と同様に予防原則で慎重に対応することが必要です。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項をお願いいたします。

・ 請願事項

- 1 「ゲノム編集食品」の届け出を義務づけるよう国に求めること。
- 2 「ゲノム編集」の「食品表示」を種苗・作物・食品に義務づけるよう国に求めること。
- 3 「ゲノム編集食品」は、加工品を含め学校給食に使用しないよう区に求めること。

○浅川委員長 この請願は、ゲノム編集食品は、加工品を含め、学校給食に使用しないよう、区に求めること、ゲノム編集食品の届け出を義務付けること、種苗・作物・食品にゲノム編集食品の表示をすること、以上を国に求めるものです。

それでは、御質疑のある方は、挙手をお願いします。

千田委員。

○千田委員 国内では、ゲノム編集食品の研究は活発に行われています。今後、さらに多くの商品が流通されると予測されます。

8品目めとなるゲノム編集食品、ティラピアの届出がされたことを消費庁が公表しました。
このことは御存じでしょうか。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 情報としては、承知しているところでございます。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いします。

まず、自由民主党さん。

○市村委員 請願第14号ですが、この請願も前回と同様の内容で、繰り返しの答えになりますが、食品表示に関しては、様々な意見がある中で、現時点では国の動向・議論を注視すべきと考えます。

3項に関しては、使用に関して事実確認ができませんし、使用に関しては、教育委員会が適切に判断するものと考えます。

したがって、1項、2項、3項とも、自民党、不採択といたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 ゲノム編集食品は、国においても様々議論もされているところでございます。活用に当たっては、有効的な部分もございませし、利用するに当たって、事前に国や専門家の意見も確認するという点でもございませるので、1項から3項まで、不採択をお願いいたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 ゲノム編集食品については、様々な可能性や意見がある中で、国において議論されていることと認識しております。現時点で、学校給食に使用しないように規制をかけることは、現実的ではないというふうを考えておりますので、請願事項1から3項、不採択とさせていただきます。

○浅川委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 ゲノム編集食品には、ゲノム編集食品であるという表示をする義務がない点に関しては、ゲノム編集食品であるということが分からず購入してしまうおそれが懸念されます。これは消費者の選択する権利に逆行することからも、ゲノム編集食品が今後さらに一般的に販売されるようになる環境が整う前に、ゲノム編集食品とは一体どんなものかという周知、こちらしっかりしていくことは重要かと感じます。

ゲノム編集食品の届出の義務や食品表示に関しましては、国で協議がされていく事項であ

ること。

そして、ゲノム編集食品を学校給食で使用しないという点では、現時点でも区ではしっかりこちらの把握をしながら、情報を追っていただいていると伺っております。

以上のことから、請願事項1から3は、不採択をお願いします。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○千田委員 日本共産党から、請願第14号について発言いたします。

EUでは昨年、ゲノム編集食品の表示を義務化しましたが、日本では表示義務はありません。ゲノム編集食品の表示について、意見書は多数の地方自治体からも提出されています。学校給食においても、ゲノム編集食品を知らずに食べてしまう、または知らずに食べさせてしまうことを防げません。請願理由にもありますように、都内のスーパーマーケットでは、ゲノム編集食品トマトが既に販売されています。ゲノム編集食品は、食品表示義務がないため、知らない間に食べてしまう可能性があります。

消費者基本法では、知る権利と選ぶ権利が明記されています。ゲノム編集食品においては、この2つの権利が失われている状態です。

ゲノム編集食品を避けたい消費者のためにも、食品表示は必要です。また、学校給食衛生管理基準には、有害なもの、またはその疑いがあるものは避けることとあります。

このような理由で、日本共産党は、請願14号1項、2項、3項を採択します。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAは、先ほどの請願と同様の基準で態度表明します。

まず、1項、2項の食品の安全性や流通経路の透明性を高める願意は、消費者の知る権利や選ぶ権利を尊重する立場から妥当と考えますので、採択といたします。

一方で、3項は、現行制度では知らずに購入してしまう危険のあるゲノム編集食品を使用しないという厳密な運用を区に求めるのは実現可能性が低いと判断し、不採択といたします。

○浅川委員長 それでは、請願受理第14号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定いたします。

請願事項2、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定いたします。

請願事項3、採択2、不採択6、よって不採択すべきものと決定をいたします。

続きまして、請願受理第15号、区内図書館の管理運営方法を見直し、新小石川図書館については、管理運営を直営に戻すことも検討することを求める請願。

請願文書表のデータ32ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第15号
 - ・件名 区内図書館の管理運営方法を見直し、新小石川図書館については管理運営を直営に戻すことも検討することを求める請願
 - ・請願者 文京区千石四丁目35番16号
文京区における真の「協働・協治」を実現する会
代表 屋和田 珠 里
 - ・紹介議員 関 川 けさ子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 文教委員会
 - ・請願理由

現在、文京区の「図書館」は真砂中央図書館だけが直営（窓口等の業務は委託）となっています。

しかし、図書館が「文の京」の民主主義の土台を支える「知と情報の拠点」「知の広場」であり、特に真偽不明の情報が溢れかえる現代において、正しい知識と解釈に基づく事実の把握力や論理読解力を育む「図書館」の重要性は増しています。同時に「図書館」は単なる“ハコ”ではなく、レファレンス機能の中核を担う司書の役割も重要性を増し、特に、文京区は「文の京」を標榜しており、他の自治体以上に特色ある「図書館」づくりを進める必要性もあります。

現在、区では「小石川図書館」の建て替え計画が進められ、「竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画（中間のまとめ）」では、「管理運営方法」について「指定管理者による一体的施設全体の一体的な運営が望ましく、今後、その管理運営体制を検討します」と書いてあります。（※現状は竹早公園は直営、竹早テニスコートと小石川図書館は指定管理）

ただ、その後、「中間のまとめ」を見直すことになり、それには「一体的整備」も含まれ、図書館敷地と公園敷地を分けたままでの再整備もあり得るなか、小石川図書館はそれ自体単独での建て替えも選択肢に入るようになることから、再整備を機に管理を直営にすることも検討課題に入ってきます。

そこで、「竹早公園」と「小石川図書館」の再整備にあたっては管理運営方法についても見直し、新小石川図書館の管理運営を「直営」に戻す検討をするよう、貴議会から区長に働きかけていただきたくお願いいたします。

・ 請願事項

1 「小石川図書館」の再整備を機に、区内図書館の管理運営方法を検証し、これからの文京区立図書館を直営に戻すことのメリット・デメリットを研究してください。

○浅川委員長 この請願は、小石川図書館の再整備を機に、区内図書館の管理運営方法を検証し、直営に戻すことのメリット・デメリットを研究するよう、区に求めるものです。

それでは、御質疑のある方は、挙手をお願いします。

宮崎委員。

○宮崎委員 こちら、区内図書館の管理運営方法の今後について、請願になりますけれども、現在の指定管理者制度のメリット・デメリット、また、逆に区直営に戻した場合のメリット・デメリットに関して、区としては、それぞれこちらはどのように認識しているのか、そのお考えがあればお聞かせください。

○浅川委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 まず、指定管理者制度のメリット・デメリットについてのお尋ねになりますが、指定管理者制度のメリットにつきましては、民間事業者のノウハウだとか創意工夫がなされて適切に運営がされると、そういったところが想定されております。

また、デメリットにつきましては、一般的に競争性が働きにくいのではないかと、経費の圧縮による従業員の低賃金につながるのではないかと、そういったところが懸念として挙げられているところでございますが、文京区の図書館におきましては、2つの事業者が競争心を保ちながら運営していることや、ベースアップ等をしながら運営されているというところもありますので、そのようなところの状況にはないものと捉えているところでございます。

また、区直営にすることのメリット・デメリットについてのお尋ねになりますが、メリットにつきましては、現状におきまして、民間事業者のネットワークを生かしながら、様々な行事等の取組が実施されていることや、例年実施しております利用者アンケート調査におきましても一定の評価を受けていることを踏まえ、直営にすることのメリットについては想定されていないと考えております。

一方、管理運営体制を変更することによる利用者の混乱だとか、平成22年度以降、指定管理者制度が導入されたことに伴いまして、開館時間を拡充したことや、地域で築き上げた各区地域資源とのネットワークを考慮いたしますと、直営に変更することのデメリットが想定されていると考えております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 御丁寧な説明、ありがとうございます。では、この後、この先の態度表明で述べさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 文京区の図書館は、2010年、平成22年に指定管理者制度を導入したわけですが、私たちこの間、予算・決算のときにお聞きをしているんですが、今、2つのグループということで、指定管理なんですけれども、その2つのグループそれぞれ、この間、退職した方々、累計で各グループごと何人なのか、お聞きをしたいと思います。

それと、その退職した方々は、図書館司書の資格を持っている方がその中では何人なのかというのが、数字が出たら教えてください。

○浅川委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 この間にどれくらいの離職者がいらっしまったかというようなところのお尋ねになりますが、合計値については、今、集計がされておりませんので、直近で答えられる第3期のところでお答えをさせていただきますと、第3期におきまして、合計、令和2年度から令和6年度の5年間におきまして、合計103名の方が離職されたというところを把握しております。また、そのうちの司書の割合というところでは、特には把握はしておりません。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 離職された方、これは令和2年から令和6年しか出てないんですけれども、この間、私たちずっとお聞きをしているんですが、トータルすれば人数が出てくるんじゃないですか。

それと、司書の方が離職をされているということについても、やっぱり専門性を持っている方が、デメリットという中におっしゃっていたように、低賃金という、そういう大きい理由があるのではないかというふうに思います。

この間お聞きをしますと、辞められた理由というのは、自己都合というか、個人のそうした都合ということでは、私たちはお答えをいただいてないんですけれども、大きい理由はそういうところにもあるのではないかというような分析は、どのように行っているんでしょうか。

○浅川委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 先ほどの答弁のところ、それぞれの期ごとの離職者数について、

ちょっと今、私のほうで計算をさせていただきましたので、答弁をさせていただきますと、第1期につきましては、平成22年から平成26年の5年間になっておりまして、計算したところ合計137名、平成27年から令和2年度の2期におきましては、合計しましたところ152名、第3期におきましては、令和2年から令和6年度まで合計しましたところ、すみません、ここは訂正させていただいて、114名ということで、それぞれ算出をしたところでございます。

また、その理由のところにつきましては、委員から御指摘ありましたとおり、それぞれ働いていた方、従業員の方御本人の都合による退職もあれば、転職等、そういったところもあるということで、それぞれの働き方が多様化していると、そういったところも一つあるのかなと思っております。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

ほかにありませんね。

それでは、請願受理第15号の態度表明をお願いしたいと思います。

日本共産党さん。

○板倉委員 今、離職者の数をお聞きして、ちょっと私の数字が正しいか。この間、トータルで403人の方が辞められているというふうに計算をいたしました。先ほどデメリットの中では、競争生のことが言われておりましたけれども、この間、同じTRCとヴィアックス、紀伊国屋さん、そのグループしかこの間指定管理をやってなくて、競争という形には、この部分を言ったときには、競争にはなっていないというふうに私は思います。

それで、先ほども言いましたけれども、文京区が2010年からこの指定管理者制度を導入したわけですが、これについては、多くの皆さんが、図書館への指定管理者制度の導入はなじまない、このように言っていますね。日本図書館協会が、2017年の3月に、図書館協会としても、なじまない、そのようにお答えしているんですが、この出している文書の中を見ますと、図書館のいわゆる民営化については、1986年、昭和61年ですね、図書館での業務委託が問題とされた際に、文部科学大臣、海部俊樹さんによると、公立図書館の基幹的な業務については、民間の委託になじまないものというふうに言っていて、2008年、平成20年、このときも文部科学大臣の渡海紀三朗さんという方が、長期的視野に立った運営や職員の研修機会の確保や後継者の育成等の機会が難しくなるといった理由で、なじまないと言っていますし、2011年、平成23年、総務大臣だった片山善博さんは、図書館は指定管理になじまない。こういう「なじまない」論というのが、非常にこの図書館の指定管理者制度に関する議論の中で広く主張がされているという点では、この図書館への指定管理者制度について

は、否定的、懐疑的というふうに、この図書館協会の報告書の中にあります。

ここで言っているように、教育機関としての図書館の役割の観点、そして管理運営の継続・安定の必要性の観点から、地方公共団体の直接運営が公立図書館のあるべき姿である、そのように書いているわけです。

私たちもこの間、区が図書館の指定管理者を導入するに当たって、やるべきではない、直営でやるようにということを書いてまいりました。そして、その都度、指定管理者、5年で募集がされる、その都度、私たちも指定管理者制度はやめて、直営にするべきだというふうに申し上げてきましたので、この請願については、私たちの意見と合致しておりますので、請願第15号、採択いたします。

○浅川委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 こちら、平成22年に指定管理制度に移行してから現在に至るまで、先ほど猪岡館長からもお答えいただいたように、区内の図書館運営においては、民間事業者のノウハウ、専門性を生かした創意工夫がなされており、既にデメリットを超えるメリットを享受した運営をしているという点からも、この請願に関しましては、不採択をお願いします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 直近の区立図書館指定管理者評価において、図書館の利用者の総合満足度は8割を超えるという結果になっておりましたけれども、現在、指定管理者が民間のノウハウを生かして、地域連携やグループ連携を行いながら、利用者のニーズに答えるように努力してくださっているというふうに認識しております。

現在のように、日曜・祝日に開館したりですとか、平日夜も21時まで開館するといった運営は、指定管理者制度であるからこそ可能になっていると思っております。

職員の処遇面から見れば、指定管理者2社とも昨年度は4月と10月の2回にわたって賃金を上げているということで、専門職の方の処遇については、毎年の評価の中で注視していきたいと思っておりますけれども、現状を考えると、直営に戻すということは、図書館サービスの後退につながるおそれがあるというふうに考えますので、この請願の趣旨には、賛同いたしかねますので、不採択とさせていただきます。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 請願第15号ですけれども、指定管理者制度による民間のノウハウを生かしながら、やはり図書館サービスの向上につながっていると思っております。また、民間ならではの独自のサービスも展開されていると認識しておりますので、請願第15号は、不採択でお願いい

たします。

○浅川委員長 自由民主党さん。

○市村委員 請願第15号ですが、館長の御答弁にありましたように、民間のノウハウを活用することで、コスト面または業務改革、新規サービスへの柔軟な対応等々、サービスの質の高さを維持することができるものと認識しております。また、それが区民に求められているものとも認識しておりますので、したがって、請願第15号、自民党、不採択といたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAは、「文の京」である文京区が、ほかの自治体以上に特色ある図書館づくりを進める必要があるという趣旨には賛成ですが、現時点で指定管理者制度に重大な問題が生じているという報告はなく、全区立図書館の運営方法を再検証することは、限られた行政資源の有効活用の観点から慎重に判断すべき考えます。

また、実際に指定管理者制度の導入により開館時間の延長や接遇の質の向上など、利用者サービスの充実が図られてきた側面もあり、直営に戻すとサービス水準の低下につながるおそれも否定できないため、直営に戻す前提の調査を行うという願意は妥当性に乏しいと判断をし、不採択といたします。

○浅川委員長 請願受理第15号の審査結果を申し上げます。

採択2、不採択6、よって不採択すべきものと決定をいたします。

続きまして、請願受理第16号、子ども関連施策でパブリックコメントやアンケートなどの充実を図ることを求める請願。

請願文書表のデータ34ページを御覧ください。

.....

- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第16号
- ・件名 子ども関連施策でパブリックコメントやアンケートなどの充実を図ることを求める請願
- ・請願者
- ・紹介議員 依田 翼 海津 敦子
小林 れい子 関川 けさ子
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 文教委員会
- ・請願理由

文京区は「文の京」自治基本条例で「協働・協治」を理念として掲げ、「区民参画の手続に関する指針」を整え、年度ごとに「区民参画現況調査報告」をまとめるなどしておられます。またこどもの権利条例についても制定に向けて準備をされています。

しかし、子どもの意見を反映させ、こどもの権利を保障するための施策を推進するには、引き続きの努力が要することは、区側も認識しておられます。

たとえば先日の議会の請願審議41号の審議の際に、パブコメについて、区側も「子どもの意見につきましては、現状確かに子どもの意見を、一応募集している体になってございますが、よりちょっと分かりやすいところの今後の周知、在り方については考えてまいりたい」と、「募集している体」になってしまっていることを認めていらっしゃいます。

また請願52号の審査の際も、子ども向けアンケートについて、区側は「内容について、十分しっかり伝わっていなかったところは、我々も反省」なさっていて、「今後、行う際には、学校で配布されているタブレット等々を活用しながら、情報量を増やししながら、実施して参りたい」と説明しておられます。また「現時点におきましては、それをする段階ではない」とも答弁しておられ、現時点ではその段階ではないものの、適切な段階に改めて実施する考えを示しておられます。

そうしたことを踏まえ、区は子どもに関連する施策について、パブコメなどで意見を募る際、「募集している体」ではなく、真摯に意見を募り対話すること、また、情報を十分提示した上で、適切なアンケートなどを実施することが必要と考えます。

・請願事項

- 1 子どもに関連する施策について、アンケートやパブコメなどを一層わかりやすくすること、また、一度実施したアンケートでも、内容が不十分なものについて、情報を加味などした上で、改めて適切な時期に実施するといったプロセスをきちんと重ねることを、意欲の表明だけではなく、具体的な行動として示すよう区側へ改めて働きかけてください。

.....

○浅川委員長 この請願は、子どもに関連する施策について、アンケートやパブコメなどを一層分かりやすくすること。

また、一度実施したアンケートでも、内容が不十分なものについて、情報を加味などした上で、改めて適切な時期に実施するといったプロセスをきちんと重ねること。

これらを、意欲の表明だけではなく、具体的な行動として示すこと。

以上を区に求めるものです。

それでは、御質疑のある方は、挙手をお願いします。

宮崎委員。

○宮崎委員 ちょっとこの請願に関しましては、請願理由の8行目にあります、「よりちょっと分かりやすいところの今後の周知、在り方」、あと、似た感じなんですけど、請願事項のほうになりまして、1行目にあります、「アンケートやパブコメなどを一層分かりやすくすることなど」、こちら、今より一層分かりやすくすることに対して、現時点で区において何か取り組んだりしていることがもしあれば、お答えいただけますか。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 令和5年にこども基本法ができて、それから現在、区のほうでは、（仮称）こどもの権利に関する条例策定に向けて進めているところでございます。いずれも、子どもが意見を表明する機会の確保や、子どもの意見の反映について規定するものでございます。

そういった動きも踏まえまして、各課では、子どもたちからの参加をより多く得るために、様々取組を行っております。小・中学校にチラシを送ったりとか、あと、学校から貸与されているタブレットのL-Gateに、例えば意見募集のページのリンクを張るとか、そういった形で小・中学校と連携した取組を行うほか、子ども向けの動画やパンフレットを作って、分かりやすく内容を伝える取組も行っております。

例えばですけれども、子育て支援計画、昨年つくりましたが、こちらに関しては、子ども向けのパンフレットということで、中身を要約した分かりやすいものをつくりました。

また、意見募集のページに、L-Gateでリンクを張ったりしております。

また、地球温暖化対策地域推進計画におきましても、こちら、子ども向けの動画ということで、大きな向けのものに比べて非常に情報を絞った形で、分かりやすく伝えるものを作っております。

実際これを作るに当たっては、我々子育て支援課のほうも御相談を受けまして、どのような中身にしていっていいかということをおアドバイスも行っているところでございます。

このような動き、我々のところも含めまして、内容を分かりやすく伝える取組を進めているところでございます。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 本当に、すごい詳しく、ありがとうございます。あとは、また態度表明で示したいと思います。ありがとうございました。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 この請願、請願理由の中で、請願の41号、52号に触れているんですけど、その41号についても質問するつもりでしたが、今、御答弁いただいた内容でよろしいかと思えます。

それで、52号なんですけど、この52号は、竹早公園と小石川図書館一体整備のときに、子どもの意見を聴くアンケートで、改めてアンケートまたは子ども向けワークショップの開催を求める、このような請願でした。

真砂中央図書館長の現時点ではアンケートをする段階ではないという、その現時点という言葉が、現時点とおっしゃっていたので、その後、今、ちょっと進展はしたのかな、その後の子どもの向けアンケートはどのようになっているのでしょうか。

○浅川委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 現在の検討状況というところになるかと思っております。現在は竹早公園・小石川図書館の一体的整備につきましては、内部での課題整理を行っているところでございます。というのが、昨年度行いました区民ミーティングにおきまして、様々な御意見や御指摘をいただいております。現状、それらの課題について、区側でしっかりと整理をした上で、改めて再開が必要と思っております。

また、区民ミーティングのときにもございましたが、参加者同士におきまして、顕著な意見の相違が生じてしまったところがございます。そういった様々な御意見がある中で、どういった形でそれらの意見の合意形成に持っていこうかということも、現時点、検討しているところでございます。

それと併せまして、子どもたちの意見を聴くということも非常に重要な視点だと思っております。そのやり方の手法ということも、様々な手法があるかと思っております。ワークショップを行うだとかアンケートだとか、様々な手法がある中で、どの手法が一番適しているのかということも含めて、現在、検討しているところでございます。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

それでは、会派ごとの態度表明をお願いしたいと思います。

自由民主党さん。

○市村委員 請願第16号ですが、アンケートは、区としてしっかりと各所管で、中身や回数等々適切に実施していると認識しているところです。

また、アンケートやパブコメが偏った意見にならないよう、十分な議論をした上で意見集約をしていただくことを要望し、自民党、不採択といたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 子どもに関連する施策について、アンケートやパブコメなどを一層分かりやすくするという事ですけども、今までも様々御報告をいただいておりますけれども、パブコメにしても工夫してやっていると思いますし、またアンケートも、様々、お子さんがいるところに赴いてやったりして、しっかりやっているのかなというふうな認識でございます。よって、この請願事項は不採択でお願いいたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 こどもの権利条約において、子どもの意見表明、意見の尊重が原則とされて、国においてもこども基本法が施行されて、区としてもこどもの権利条例がこれからできるという中で、子どもが意見表明できる機会の在り方や意見表明をするために必要となる情報を子どもへ届ける方法などについて、この機会に一度、区全体で検討する必要があると思っております。

このたびの子育て支援課のこどもの権利に係るアンケート調査は、2回にわたって、内容も工夫して行われていると認識しておりますが、広報戦略課のほうでも、子どもに対する広報、情報提供の在り方については、しっかりと研究して、区全体の取組につなげていただきたいと思っております。

また、4月の文京委員会でも要望しましたが、子どもに対するアンケート調査などを行う際に、子どもにとって一番身近で、いろいろな先入観が入らずに情報を受け取ることができるのは、やはり学校であると思います。現在も、タブレットにリンクを張るといった情報提供は行われていますけれども、学校とこれまで以上に連携をして、子どもの意見表明、知る権利を保障するために取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。学校との連携の強化についても、ぜひ今後検討いただきたいということを要望させていただきます。

この請願については、子どもの意見の尊重、社会参加などの権利を保障できるようにしてほしいというふうなお気持ちには深く賛同するところなんですけれども、請願事項1に記載されているような、何か問題が起きてからの事後対応的なプロセスを具体的に示すというよりも、そういった問題を防止するためにも、今、申し上げたような抜本的な部分で検討が必要というふうに考えておりますので、不採択とさせていただきます。

○浅川委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 こちら、請願者の方の子どものためにという思いが本当伝わってくる請願ですけども、区側も子どもに関する施策について、こちら意欲の表明だけでなく、先ほどの質問

に対する課長の説明の中でもいろいろと出てきたとおり、具体的な行動として、様々な取組、対応を各所管でこちらしっかりとして、より分かりやすい、この子どもの周知などもしていることが分かりましたので、この請願については、不採択でお願いいたします。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○千田委員 こどもの権利条約など子どもの意見を取り入れることが求められています。文京区でも、こどもの権利に関する条例を作成中で、子どもの意見を重要視しています。子どもたちにアンケートの趣旨を説明し、理解していることがもちろん必要です。

また、一度実施したアンケートでも、子どもの理解が得られないアンケートであったのなら、改めて適切な時期に再実施することも必要だと思います。

このような理由で、日本共産党、請願16号、1項を採択します。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAは、こども基本法の理念を踏まえ、区が子どもの声を受け止め、施策に反映する姿勢を重視することには、会派として賛同いたします。

一方で、請願理由の中に委員会での区職員の発言を基に、区の取組を過度に否定的に描くような表現が含まれている点に懸念を覚えるという会派内の意見もありました。例えば、一応募集している体とか、内容について反省しているといった文言は、区が真摯に子どもの声をすくい上げようとしている姿勢の下で発せられたものであり、やり取りの文脈から切り離されて請願文に取り込まれることで、全体の姿勢が不当に否定的に映る構成となっている印象を受ける上、こうした構成が区職員の誠実な取組を矮小化してしまうおそれがある点は看過できないという意見です。

また、一度実施したアンケートでも内容が不十分なものとする記述についても、前回の実施内容に対する具体的な検証や客観的根拠が示されないまま評価されているように見受けられ、誤解や対立を招く懸念があるという意見もありました。

また、請願の在り方についても、区民と議会と行政は共に、よりよい子ども施策を構築していく立場にあり、請願は建設的な提案の場であることを重視し、表現の丁寧さや多様な立場への配慮は極めて重要であるという意見や方向性に賛同する請願であっても、誤解を招きやすい表現や人を過度に傷つけるような内容を含む場合には、慎重に判断する姿勢を基本とすべきという意見もありました。

よって、会派内での方向性はおおむね共有していますが、先ほど述べたような表現上の問題については、慎重な意見が多数であったことから、現時点では請願内容をそのまま受け入

れるには至らず、不採択といたします。

ただし、区がこどもの権利を保障する条例制定を目指し、意見聴取の在り方を含めた制度整備に乗り出していることは評価でき、こうした動きが実効性を伴って展開されていくために、私たち議会もよりよい手法を共に模索し、政策への反映につなげるパートナーでありたいと考えますので、請願者の皆さんにも今後も子どもの意見の政策への反映をさらに実りあるものに高めていくための協力をお願いしたいと考えます。

以上です。

○浅川委員長 請願受理第16号の審査結果について申し上げます。

採択2、不採択6、よって不採択すべきものと決定いたします。

それでは続きまして、請願受理第17号、「区内公立学校における、外国人児童の在籍状況と支援体制の調査と、その結果の公表」に関する請願。

請願文書表のデータ36ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第17号
 - ・件名 「区内公立学校における、外国人児童の在籍状況と支援体制の調査と、その結果の公表」に関する請願
 - ・請願者 外1名
 - ・紹介議員 依田 翼 海津 敦子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 文教委員会
 - ・請願理由

近年、外国につながる住民が増える中、文京区の外国人の人口は、2020年4月には11,170人から2025年4月には15,821人と4,651人増加しており、もうじき全世帯の1割となる見込みです。それに伴い、文京区の小中学校に通う児童生徒にも多様な文化的・言語的背景を持つ子どもたちが増加しています。日本の教育課程は主に日本語で実施されているため、こうした子どもたちが十分に学び、適応できるようにするためには、学校や教職員への支援体制の強化が必要です。

また、教職員の長時間労働や精神的負担の問題は、国全体でも深刻化しています。多様な子どもたちの学びを保障しながら、教職員が無理なく指導できる環境を整えることが喫緊の課題と考えます。

しかし現時点では、区内の公立校における外国につながる児童生徒の実態や、教職員が感じている業務上の困難について、区として十分に把握しているとは言えません。

こうした課題を正確に理解し、支援施策を講じていくためには、まずは現状の把握と可視化が必要であると考え、以下の通りお願いいたします。

・ 請 願 事 項

- 1 区内公立学校における、外国につながる児童生徒の在籍状況と支援体制の調査と、その結果の公表。
- 2 教職員の教育的負担や支援ニーズに関する実態調査の実施。

○浅川委員長 この請願は、区内公立学校の外国につながる児童生徒の在籍状況と支援体制の調査と、その結果を公表すること。

また、教職員の教育的負担や支援ニーズに関する実態調査を実施すること。

以上を区に求めるものです。

それでは、質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

市村委員。

○市村委員 まず、請願事項1項、2項について、区としてのどのような御対応をいらっしゃるか、お答えをいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず、第1項のほうの支援体制に関してですが、こちらは毎年、東京都が行っている調査がございまして、そちらの調査を基に、区として今の支援体制の把握をしているところです。

また、2項の教職員の教育的負担や支援ニーズに関しましては、教育指導課には指導主事がおありまして、随時、担当する小・中学校を訪問し、子どもたちの様子を観察しております。場合によっては、日本語指導協力員にヒアリングをしまして、やはり子どもたちの様子をそれを通して把握しているところです。

また、管理職に対しましては、年に3回から4回ほどヒアリングを行っており、また年に1度は校園長会のほうから予算要望などがありまして、そういったものから、学校の今、負担感、支援ニーズの把握に努めているところでございます。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 こちらの請願理由の中の10行目と11行目のところですね、「しかし現時点では、

区内の公立校における外国につながる児童生徒の実態や、教職員が感じている業務上の困難について、区として十分に把握しているとは言えません」と記載されておりますけれども、実際、区のほうでは、この部分の点に関しての把握というのはどうなっているか、お答えいただけますか。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 先ほどの答弁と重なるところもございますが、1番は、学校へ直接赴いて子どもたちの様子を常日頃から観察しているところでございます。そのことによって、児童・生徒の実態を正確に把握しているところでございます。

○浅川委員長 よろしいですか。ほかによろしいですね。

それでは、各会派の態度表明をお願いしたいと思います。

まずは、日本共産党さん。

○板倉委員 この請願ですが、1項目めですけれども、支援策を講じていくためには、現状の把握、それは必要だというふうには思います。ですが、その結果を公表する、これについては、やはり慎重な対応が必要だというふうに思います。様々、やっぱり問題を含むのではないかなというふうに思いますので、1項は不採択です。

2項目めについては、やはり現場の教職員の方々の負担だとか支援ニーズ、そうしたものに対する実態調査、これは必要なことですので、2項については採択をいたします。

○浅川委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 こちら区としては、日本語指導が必要な生徒数の把握は必要と考えております。その点については、既に把握しているとお聞きしております。

そして、また先ほど課長がおっしゃられた、区の課長をはじめとした職員の方々も教育現場の視察に赴いて、教職員の方や子どもたちと話し合っ、現状の把握に努めているという点からも、こちらの把握はされているものと認識しております。

また、外国人児童の日本語指導支援等に関しましては、ほかにも多くの組織・団体さんが御協力いただいているという話も聞いており、特に力を入れた事業として区も対応されているということ。

このように、ここで挙げた点からも、教職員の教育的負担、支援体制や支援ニーズに関する把握もされているものと認識できますので、請願事項1、2はともに不採択をお願いいたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 私自身も以前より、外国にルーツを持つ子どもについて、日本語の支援だけでなく、子どもが母語を失ってしまった場合に起こり得る精神面への影響などもしっかりと鑑みて、実態把握や支援を行っていただくことを要望してまいりました。請願者の懸念も理解はするんですけども、支援に大切なのは、外国人かどうかではなくて、言葉の状況がどうかであると思っております。

現在、区では、全校において、その状況を既に把握して、希望者全員の日本語指導が行われておりますし、各学校への視察やヒアリングも適切に行われていると考えております。

そうした状況の中で、請願者のおっしゃるような、この外国人という括りでの調査とその結果を学校外にまで公表するということについては、それが当該の子どものためになるとは考え難く、かえって差別やヘイトスピーチなどを誘発することにつながりかねない懸念を感じております。

このような理由から、請願事項1、2について、不採択とさせていただきます。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 外国人児童生徒が増えていることによって、課題があるということは認識しております。ただ、1項で言われるように、外国につながる児童生徒の在籍状況といっても、日本語が話せる外国人児童もいますし、実態はなかなか分からないのかなど。それとともに、その結果の公表ということについては、やはり慎重な——ここは、共産党さんと合ったんですけど、慎重な対応が求められるだろうというふうに思っております。

2項につきましても、今、教職員の実態調査をはじめ、様々なヒアリングを実施しておりますので、1項、2項とも不採択でお願いいたします。

○浅川委員長 自由民主党さん。

○市村委員 請願第17号ですけども、課長答弁にありましたように、1項に関しては、毎年実施しており、2項に関しても、教職員の負担感を減らすために日頃よりヒアリング等を行っているとのことでした。したがって、1項、2項とも、自民党、不採択といたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAは、まず1項について、区立学校における外国ルーツの児童数は、統計的に把握可能であるという話。また、教育委員会による集計・公表も実現可能です。また、近年、区内に外国人住民が増加しているのは事実であり、その状況を把握することは、学習支援や日本語指導の必要性を検討する上で、一定の意義があると考えます。

ただ一方で、当該情報の公開によって個人が特定されたり、偏見や差別を助長することが

あつてはならないため、憶測に基づく情報が拡散されるリスクを抑えるという意味では、まず情報開示の方法や形式を慎重に検討すべきと考え、不採択といたします。

続いて2項ですが、教職員の教育的負担や支援ニーズに関する実態調査については、現時点で、どの程度の現場負担が想定されるかが不透明であり、また、調査がどのような支援策につながるのかも明確ではありません。調査の前に、まず実効性ある支援策と結びつけるための具体的な目的や設計の明確化が必要と考え、不採択といたします。

1点だけ。本請願は、請願者が匿名で接点もなかったことから、会派として、請願の意図を十分に把握することができませんでした。請願者の自己情報コントロール権は重要ですが、願意の実現には、建設的な対話を通じて、共によりよい方法を検討する姿勢が望ましいとの意見があったことは申し添えさせていただきます。

○浅川委員長 それでは、請願受理第17号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、採択ゼロ、不採択8、よって不採択すべきものと決定いたします。

請願事項2、採択2、不採択6、よって不採択すべきものと決定をいたします。

○浅川委員長 それでは、理事者報告に入ります。

課ごとに報告を受け、質疑は項目ごととします。

なお、報告事項1については、付託議案審査の際に報告と質疑が終了しておりますので、ここでは6件の報告を受けることとなります。

また、本日は、一般質問を3人の方から計4件いただいております。委員の皆様には、事実確認については、一つずつではなくまとめて行うなど、引き続き円滑な運営に御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、教育推進部教育総務課からの1件。

報告事項2「文京区指定文化財の指定について」の説明をお願いします。

熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 それでは、資料第4号、文京区指定文化財の指定につきまして、御説明いたします。

このたび文京区教育委員会では、文京区文化財保護条例に基づき、心城院版木付御圍簞笥を文京区指定文化財の指定いたしました。

本件は、文京区文化財保護審議会に諮問し、調査・審議の結果、指定にふさわしい貴重な文化財であるとの建議を受け、令和7年3月に教育委員会にて決定をしたものでございます。

1の概要でございますが、指定の種別は、有形文化財の歴史資料。

指定名称は、心城院版木付御鬮筆筒。心城院版木は59枚、付御鬮筆筒は1棹でございます。

ここで、資料2ページ及び3ページを御覧ください。

こちらは、今回指定する版木の一覧となっております。多くのものは、江戸時代に作られたものということになっております。版木には、仏像や教典、御札、おみくじ等が掘られているというものでございます。

資料の4ページから9ページまで、こちらがこの版木の画像を一部抜粋して掲載したものでございます。

それから、資料10ページ、最後のページになりますけれども、こちらが付御鬮筆筒の画像になります。こちらは、文泉8年（1825年）に作られたものとなっております。

資料の1ページにお戻りください。

1の(3)指定理由でございますけれども、指定理由は、資料に記載のとおりでございますが、これらは心城院の歴史を考える上で重要な資料であるとともに、庶民の信仰及び印刷文化の歴史を知る上で貴重な資料であるというものでございます。

告示日は、令和7年6月2日。既に指定の告示を行っております。

所有者は、宗教法人心城院でございます。

最後に、2の周知方法でございますが、既に区ホームページ及び区報「ぶんきょう」の6月10日号で周知を行っておりますほか、9月に発行予定の教育だより「きあら」にて周知を行う予定でございます。

資料4号につきまして、説明は以上でございます。

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項2「文京区指定文化財の指定について」の御質疑のある方は、挙手をお願いします。

宮崎委員。

○宮崎委員 今回、この心城院さん、版木が59件と御鬮筆筒1棹ということで、たくさんものがまたこちらの文化財の指定にされたわけですがけれども、今まで、毎年1件とか、指定されない年もあると聞いているんですけども、毎年1つぐらいのペースで指定されていると伺っておりまして、文京区全体になると、今まで区指定された文化財が総計、令和6年3月時点の資料ですと、総計87件と聞いております。

こういった区の指定文化財に関しまして、区の子どもたちや、あと区民の方々、またはほ

かの地域から訪れた方々に、このように文京区指定文化財を、こんなにたくさんある文京区指定文化財に関して、直に見る機会の創出や、あとはこのような文化財が文京区にはたくさんあるんですよみたいな、そういった周知に関して、今後どのようにやっていくのか、お考えがあればお聞かせいただけますか。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 区の指定の文化財のうち、一部のものについては、教育だよりの「きあら」で随時周知を行ったり、あるいは一部のものについては、所有者の御協力をいただいて、毎年秋の東京文化財ウィークの際に一般公開を行うなど、区内外の方に文化財を見ていただく機会を設けております。

また、一部の文化財につきましては、アカデミー推進部においても、観光事業等で活用したり、情報発信をしたりというような取組を行っております。

今後も、関係部署と連携しながら、文化財の周知については努めてまいりたいと考えております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。ちょっと私、この間の一般質問でもちょっと触れさせていただきまされたけれども、区の学習指導要領でも伝統や文化に関する教育の重要性が示されていることから、区において、子どもたちが文京区の地域や伝統、文化等を学び、地域への理解と愛着を深めることができるよう教育活動を進めている、そういった形で区も進めているということから、こういった区の指定文化財なども本当に、先ほど課長がおっしゃられたように、そういった周知などして行って、活用をさらに進めていただければと思ひまして、この質問を終わりにします。ありがとうございました。

○浅川委員長 ありがとうございます。

ほかにありますか。よろしいですか。

では、以上で、報告事項2の質疑を終了いたします。

教育推進部学務課より2件。

報告事項3「文京区立千駄木小学校、文林中学校及び千駄木幼稚園等改築基本及び実施設計委託事業者の決定について」、報告事項4「東邦音楽大学文京キャンパス敷地の活用について」、以上の説明をお願いします。

宮原学務課長。

○宮原学務課長 それでは、資料第5号に基づきまして、文京区立千駄木小学校、文林中学校

及び千駄木幼稚園等改築基本及び実施設計委託事業者の決定について、報告いたします。

令和7年2月に開催された選定委員会におきまして、千駄木小学校等改築の基本及び実施設計委託事業者を選定いたしました。

選定された事業者は、株式会社石本建築事務所です。

選定方法は、公募により行いましたが、8事業者の応募があり、書類選考による一次審査、プレゼンテーション及び質疑応答による二次審査を実施いたしました。

選定結果ですが、1万560点満点で8,381点を取りました株式会社石本建築事務所が、契約交渉順位第1位となっております。

経過及び今後のスケジュールは、記載のとおりでございますが、契約締結後、令和10年11月までの予定で設計を行い、令和11年度以降に改築工事開始となる見込みでございます。

続きまして、資料第6号に基づきまして、東邦音楽大学文京キャンパス敷地の活用について、御報告いたします。

1、概要にございますとおり、東邦音楽大学文京キャンパス敷地につきましては、去る4月3日の議会での御報告のとおり、区立学校改築工事期間中の代替用地として取得したところでございますが、今回はこれを受けまして、こちらに仮校舎を建設し、老朽化に伴う複数校の区立小・中学校の改築等に活用することの御報告となります。

2の施設概要につきましては、記載のとおりですが、(4)整備計画では、校舎棟、体育館棟、校庭と、学校施設として必要な主立ったものを案としてお示ししております。

次に、3、仮校舎建設スケジュール（案）です。

本年度中は、複数校の改築等に活用する順序や、仮校舎にどのような部屋を幾つ用意するのか等につきまして、整備方針の策定を進めまして、来年度から2か年で基本設計、実施設計及び解体設計を行う予定です。

また、この設計には、音大の既存校舎の解体設計を含めて行い、本年度から募集停止を行った東邦音大附属高校の現在の2年生が令和9年3月に卒業し、同年6月に区に引き渡された後、速やかに解体工事や埋蔵文化財発掘調査を行うことを考えております。

設計後の事前工事、建設工事が最短のスケジュールで進んだ場合、仮校舎の供用開始は、早くて令和12年となる見込みでございます。

次に、4、仮校舎活用の方針については、令和6年3月に策定しました文京区公共施設等総合管理計画で、小中30校の更新時期の目安を示しておりますので、この中から選定することになりますが、改築事業のスケジュールや学校環境等の総合的な観点から、最初に小日向

台町小学校等の改築工事を行う際に活用する方向で調整を進めてまいります。

その小日向台町小学校の改築事業について、5、その他に記載しております。

まず、小日向一丁目（旧みずほ銀行茗荷谷研修所）に代替園舎等を確保しました小日向台町幼稚園及び児童館・育成室につきましては、代替園舎等の内装改修工事が完了する令和8年度末以降に移転いたします。これにより空いた既存幼稚園舎を令和9年度以降に解体し、さらに埋蔵文化財発掘調査等の事前工事を進めてまいります。

なお、小日向台町小学校では、令和4年度に児童数増加に対応するため、改築工事に先行して仮校舎を校庭に建設しております。本来であれば、その際に敷地南側道路のセットバック工事を行う必要がございましたが、当時は、令和7年度、つまり今年には、校庭に仮校舎を増築し、改築工事を進める予定でございましたので、セットバック工事はそれと併せることとしておりました。

このたび、大塚四丁目の仮校舎を活用する方向で、工事スケジュールの引き直しを行っておりますが、小日向台町小学校本体の改築工事の着工は、大塚四丁目仮校舎の供用が開始する令和12年度以降となることから、残校地である敷地南側の道路後退工事は、現在の幼稚園舎の解体後の令和9年度以降に行うことで調整を進めております。

なお、幼稚園舎の解体後には、小学校の校庭を拡張する予定ですので、セットバック工事期間においても、学校運営には影響が少なく済む計画としております。

報告は以上となります。

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項3「文京区立千駄木小学校、文林中学校及び千駄木幼稚園等改築基本及び実施設計委託事業者の決定について」の御質疑をお願いします。

岡崎委員。

○岡崎委員 千駄木小学校、文林中学校、千駄木幼稚園の改築基本及び実施設計の委託ということで、ここに選定結果で点数が出ておりますけれども、一目瞭然なんですけれども、価格評価点の差がその差になったのかなということ、点数でいうとほぼ満点ということなんですけれども、午前中の学校の改築の議論もありましたけれども、その辺、非常に安価というか、価格が低いというかね、その辺にちょっと一抹の不安もあるんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 今回の1位の事業者になりました石本建築のほうですけれども、特別区だけ

でも、北、豊島、品川ほか多数の自治体で学校の建築を行っており、また、その学校建築に関する実績が多いことから、本案件についても、そういった過去事例から十分に業務量を見積もった上で、この提案額を出しているというふうなことを確認しております。適切な設計を行ってもらえるものと認識しております。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。今までの他区を含めて、実績による評価点ということでもあると思いますので、そういった意味では、しっかり設計に取り組んでいただければというふうに思います。

それと、あともう一点、いわゆる今まで検討委員会で様々協議してきたと思うんですけども、例えばプールの課題もまだあるのかなというふうな認識なんですけど、今後、この検討会を含めて、どのように進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 改築基本構想検討委員会につきましては、実施後、報告書を提出したところで、一旦、委員会としては終了しております。その報告書に基づきまして、現在、整備方針をまとめて、設計者のプロポーザルを完了し、設計事業者を確定したところではございますが、委員御指摘のとおり、検討委員会の中では、プールの在り方についても、地域開放する場合としない場合というような両論併記があったり、幾つか書き切れない内容もあったところでございます。

今回の千駄木小学校、文林中学校、そして千駄木幼稚園と、区としても初めて幼小中まで一体的に改築するということがありますので、事業者が決定して、これまでのように、そのまま事業者のプロポーザルでの案をベースにした内容で基本設計を進めてしまうのではなく、基本構想の検討委員会に御参加いただいた団体の方を含め、新たな公募区民も含めた皆様で、地域懇談会という形で話し合いを進めてまいりまして、そのグループディスカッションを通して、基本設計に必要な要素をまとめて、区との検討に反映していくというような方法で、今年度中はその基本設計の前の基本計画的な話し合いを進めていくことを考えているところでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。課長がおっしゃるように、本当に幼小中で、これだけ大規模な改築計画というのは初めてなことでありますし、そういった意味では、やはり地域の人の声というものやっぱり大事になってくるのかなというふうに思っております。そういう意味で

は、今後、基本計画をつくって、検討委員会で議論をしていくのだと思いますけれども、その辺も丁寧に地域の声もお聞きしながら進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 この千駄木小学校、文林中学校、千駄木幼稚園改築基本の設計事業者が決まったということですが、文京区内で、この石本建築事務所は、実績としては幾つかあるんですか。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 江戸川橋にございます総合福祉センターの設計を御担当されたのも、こちらの事業者となります。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 そこ1か所だけなんです。ほかはないんです。学校関係はないんです。はい。でも、ほかの地域での実績があるということですから、学校に関しては、いろいろノウハウもお持ちでしょうから、で、決まったということですから、ここで進めていただくんですけれども、先ほど課長のほうから話があって、この改築基本構想検討委員会で報告書が出て、さらに地域懇談会というのは、先ほどあったかなと思うんですけれども、地域懇談会の方々、今、募集中のようですが、5人ということで、この構想検討委員会のメンバーとは全く別の方々に入っていただくということになるんですか。ここに携わった人も当然、公募の資格というか、そういうこともなるんだと思うんですけれども、その方々の人選というか、その作文のような形で人選されるのかなということなんですけれども、もうその方々は決まったのかということと、この基本計画をつくる、構想検討委員会に携わった人ではない人になったのか、その辺はどうなんです。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 地域懇談会についてのお尋ねですが、まず改築基本構想検討委員会に御参加いただきましたPTAや学校運営協議会、また近隣町会の各団体の皆様、各団体にも参加者を出していただけるようお願いをしたところでございます。同じ方が参加されるということではなく、各団体から、団体によっては、前回は代表、町会長ではあったけれども、実際使う子どもたちの世代に近い保護者がいいというような御意見もありましたので、そこは各団体から出していただく形で、懇談会のメンバーの皆様を出していただいているところです。

これと併せて、公募区民という形で、委員おっしゃってましたとおり、5名以内として応募をかけたところで、4月25日号の区報であったりとか、ちょうどその頃ホームページも

上げまして、あと同時の頃に、「改築だより」というお便りを作っておまして、その中で、地域には「改築だより」をまく形で公募をかけました。もちろん町会やPTA、学校運営協議会等で代表にならなかった方も含めて、そこはもうこの学区域にお住まいの皆様であれば、どなたでもという形で募集をかけたところでございます。

締切りは、6月6日で締め切っておまして、御応募が最終的には今3名ございましたので、これから作文によるお申込みをいただいていたので、作文と、この後、面接をさせていただいて、選考を進めていくことを考えております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 そうすると、公募の方々とこの検討委員会に携わった方々と一緒になって、これからこの計画を進めていくということでしょうけれども、この公募の方々から検討委員会以外の意見というか、そういうのが仮に出たとしても、それは議論の対象にして、話し合いとしては進めていけるということなんですかね。

基本的には、この構想をつくられて、この方向で行きましょうということですが、特に体育館とかプールとかの問題をどうするかというところは、結構議論になるところかなというふうに思うので、その辺は、ここの地域性というのかな、そういうのも加味した内容で、これから進めていかれるというふうに思うんですけども、特に体育館、プールの問題が大きいかなと私は思っているんです。

で、この設計事業者さんが、たたき台的な絵というか、そういうのをお示しになっているようですけども、プールの位置というか、プールのことについては共用にするような、何かそんな御意見というか、そういう計画があるんですけども、示されているという点では、ここの地域は湯島の総合体育館やスポーツセンターからは遠いということで、やっぱりプールは地域の方々も使えるような形にしていくほうが望ましいのではないかなというふうに、そういう意見も聞いているので、これはその方々の御意見として申し上げることで、ここはやっぱり、意見が分かれるんでしょうけれども、私たちとしては、ぜひとも通年利用ができるような、そういう内容にしていただきたいなというふうに思います。

この構想検討委員会の報告書は、もう去年の3月に私たちも議論させていただいているので、それ以上のあれにはならないんですけども、やっぱり避難所機能ということになったときに、体育館が別々になっていたほうが良いということと、前にも言いましたけれども、千駄木小の体育館は、やっぱり今の子どもたちの人数からしたら狭いというふうに思いまして、私たちも見にいったときに、キャットウォークのところに跳び箱とかが置いてあったり

して、非常に狭いなというのを感じてきましたので、体育館については、やっぱりきちっと中学校、小学校別々にしていく、そういう方向で議論をしていただきたいということ。

あと、最初報告の中に、歴史と伝統の継承ということがあって、小学校には外観の意匠は継承してほしいとか、千駄木小学校の北側の桜の木、あと文林の梅の木、こういうものは保存してほしい。あと、文林中学校のたんぼぼ庭園についても継続してほしい。こういうことが出されていて、やっぱり地域性のある建物にしていくようにということを改めて要求していきたいと思うんですが、仮設校舎のことも言っていましたけれども、ここについては、区有地とかそういう使える公有地というのは、非常にというか、強調するわけじゃないんですが、非常に難しい地域なのかなとは思いますが、今、どこかみたいな形で、皆さん、調査とかそういうのをしているんでしょうかということ。

あと、想定スケジュールですけれども、基本実施設計が約2年ということで、小日向台町小学校については、大体8年という数字が出たんですが、ここでは想定の数が出ないんですけれども、そこは流動的なあれがあるので、報告書には入れなかったのかなとは思いますが、その辺の議論とかはこれからなっていくのかどうか。その辺も改めてお聞きしたいと思えます。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 幾つか御質問いただいた件でございますが、まず報告書につきましてですが、改築基本構想検討委員会から、検討会のほうから提出されました報告書に基づいて、改築を進めるという整備方針にしておりますし、それは教育委員会で決定し、議会でも御報告し、議論していただいたものですので、出された報告書ベースでお話を進めていくということは、そのように進めていきたいと考えているところでございます。

地域懇談会につきましては、会の進行をこの設計事務所が行いまして、懇談会に参加されている学校関係者や地域の方がグループディスカッションをしますと。そこで、基本設計に必要な要素を設計者のほうが引き取ってまとめていくと。それを、区と検討を進めていって、一定の方向性を示していくと。その場合、検討結果のほうは、懇談会の皆様に、参加者に示すというだけではなくて、先ほどお伝えしました「改築だより」というような形とか、ホームページ等も使いまして、今、こういうふうに進んでいますよという形で周知をしながら、検討を進めていくということを考えているところでございます。

お話にありましたプールであったり体育館、また校庭なんですけど、これらは報告書の中でも、小学校、中学校で共有することも有効であるというふうに示されておりますので、共有

するのか否かも含めまして、全体的な配置、またプールの地域開放によっては、その場所も異なってくると思いますので、そういったことも、今、決まってしまっているわけでもなく、また、今回の事業者がプロポーザルで提示したのはあくまでも案でございますので、これを基に、7月から開始予定のこの地域懇談会で意見を聞きながら、基本計画をまとめていこうというふうに考えております。

歴史への継承という部分につきましては、これはもう報告書の中にまとまっていますので、今の提案の中でも組み込まれているところですが、当然、地域の方や学校の関係者の方が入ってお話ししていただきますので、そういったところも焦点になってくるとは思いますが、改めて基本計画の中にも含まれるものと考えております。

仮設校舎につきましては、千駄木・文林エリアについては、今現在で、特に千駄木小学校は約850名、それだけいる児童数を収容できる、活動できる大きな敷地を確保するというのは難しいかなと考えておりますが、一方で、文林中学校と幼稚園、合わせますと2万平方メートルある敷地がございますので、ある意味、今回初めて小中幼一体的な改築をすることで、自校式で行ってもある程度、例えば校庭をなくさないというような方法での運用が、工事のステップが可能ではないかということで、ある程度工夫の余地がありますので、その部分で検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上、申し上げましたとおり、まだ内容のほうが決まっていないところから、現段階で想定スケジュールというのをお示しするのは難しいということで、報告書の中でもなかったわけですけれども、配置計画であったり、様々なものが決まっていく中で、スケジュール感が、ある程度、案が出るあたりで、皆様にも周知していきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 板倉委員、まとめてくださいね。

○板倉委員 はい、もう終わります。

それで、「改築だより」の1号というのが出されて、見させていただいたんですけど、まだ2号とかは出てないんですか、1号だけなんです。その中の報告書の主な内容の真ん中辺に米印で、一貫校にすることではありませんって、こういうふうに書かれていて、私どもこの間、義務教育学校にすべきではないというふうに言っておりますので、このところも、文字としてあるんでしょうけど、きちっと説明もしていただいたほうがいいかなというふうに思います。義務教育学校、一貫校にすることではありませんということも、やっぱりちょっと強調していただいたほうがいいかなというふうに思いますので、そこは要望ということで、終わります。

○浅川委員長 よろしいでしょうか。

では、沢田副委員長。

○沢田副委員長 大体御説明はもう了解しました。基本構想検討委員会が終わって、新たに地域懇談会を立ち上げるということなんですけれども、その取組の中で、地域住民への影響と配慮ですね、特に工期中に在籍することになるであろう児童・生徒への影響と配慮をどうやってこの基本計画の中に、基本計画とおっしゃっていましたが、その中に組み込んで、広く合意を形成するか。そして、その合意形成の道筋をどう関係者に広く伝えるか、伺います。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 先ほど申しあげましたとおり、実際に工事が開始するというタイミングが令和11年以降を想定しています。ですので、実際工事の期間中に影響がある児童・生徒というのが、今、いらっしゃる児童・生徒とは異なる御家庭になる可能性もあるかと思えます。そういう意味で、地域の中で未就学児を含めて、今の状況というのをしっかりとお伝えしていくと。もちろん幼稚園に情報提供するのはもちろんのこと、区域内にある保育園であったりとかいうところに情報提供していくことで、そういった、これから学校を使うであろう御家庭に情報が行き渡るように考えていきたいと思っております。

なお、すみません、先ほど「改築だより」ですけれども、今回の事業者決定しましたという、第2号が出ていまして、この前、ホームページにアップしております。失礼いたしました。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 そこなんです。幼稚園とか保育園とかですよ。保育園にはゼロ歳児からいますので、関わってくる子たちや保護者もいると思えますので、丁寧に、今までよりも慎重に情報提供いただきたいと。

「改築だより」もそうなんですけど、ただ、その議論の概要とか、これから始まる地域懇談会、こんな話がありましたという概要を出すだけじゃなくて、もっと知りたい人もいると思うんです。議論の経緯とか詳細が知りたい人は、ちゃんとその情報を得られるような提供の仕方を、QRコードを1個載せるだけでも、そこに飛んで、見ていただけますよね、そういう配慮をこれからいただきたいと思えます。

要は、もうまとめて言っちゃいますけど、後で、そんなの聞いてなかったよとか、決め方が公平じゃないとか公正じゃないとかって言われる、そういう不満が出る計画は、そもそもその計画をつくる時点で問題があるわけで、今回つくろうとしている基本計画がそういうも

のにならないように、この地域懇談会の在り方をしっかり見定めて進めていただければという話です。

それに加えてなんですけど、1点ちょっと申し上げておきたいのは、先ほど板倉委員も言っていましたけど、完成後の施設運営体制についても、この計画の中にしっかり定めていただきたい。特に、体育館やプール、グラウンドなど、共有スペースの利用ルール、予約システム、そして維持管理の責任分担、地域開放時の安全管理体制などについても、これから検討されるということなんですけど、開校・開園と同時に円滑な運営ができるように、事前に計画をつくっていただきたいということは申し添えます。

以上です。

○浅川委員長 それでは、以上で報告事項3の質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項4「東邦音楽大学文京キャンパス敷地の活用について」の御質疑のある方は挙手をお願いします。

宮野委員。

○宮野委員 東邦音大の敷地について、まずは小日向台町小学校の改築に活用されるということが正式に発表されまして、これから仮校舎移転後の学校運営について、あらゆることを子どもや保護者、地域の方々と意見交換しながら検討していかなければいけないと思います。児童の安全を守る通学方法についてもそうですし、学校が住んでいる地域にないことによって、町会やスクールガードの方たちなど、地域の方々との関わり方もどうなっていくのかというようなことについても話し合いながら、整理していただきたいなというふうに思っております。

そのような様々な検討事項について、今後入学する予定の御家庭を含めて、丁寧に情報を届けて、意見交換を行っていく必要があると思うんですけれども、そのような方法について、具体的にどのように進めていくのか、教えてください。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 まず、今回のこちら敷地のほうですけれども、整備方針を本年度固めていく形になりますが、できるだけ早期に仮校舎を運営するためには、令和9年6月に予定されている東邦音大からの建物引渡し後に、速やかに不要な既存校舎の解体等事前工事を行うことが必要ですので、本年度中には整備方針を固めたいと。

あくまでも仮校舎ですので、改築の際に行っているような基本構想検討委員会というようなものを設置して、検討していくという進め方は考えてはおりませんが、今年の秋頃

をめどに整備法新案をまとめた上で、議会に報告をし、意見を伺いながら、方針はまとめていきたいと考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ということですが、スケジュール的にお尻が決まっているということなので、とにかく急いでといいますか、議会に報告して、それで住民の意思も伺っているということになって進んでいくという認識なんですか。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 施設そのものということですが、仮校舎ということになりますので、仮校舎の中の配置であったりとか、必要な諸室であったりといったところは、一定、庁内のほうで検討いたしまして、議会に議論いただいて、決めていこうかなというふうに考えております。

ただ一方で、例えば、やはりお使いになる皆様にとっては、では実際その仮校舎までどうやって通うんだとか、いろいろと心配なところはあろうかと思っておりますので、ただ、それはお使いになる学校の場所や環境によって異なることになりますので、そういったところは、実際仮校舎をお使いになる学校が定まったところの、そしてその仮校舎を使う方々対象に丁寧に御説明、また御相談を伺いながら進めていきたいと考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 今回でいうと、小日向台町小学校の将来仮校舎を使う御家庭、児童にとって、そういったお声を伺ってほしいということなんですけれども、私も実は、小日台の学区内におりまして、保育園に今、子どもを預けているわけでありまして、まだまだ、肌感覚では、地域の保護者の方たちには、この計画のこと、全然知られていないなというふうに感じております。

保育園や幼稚園も含めですが、児童館、町会、あらゆるところにやはり協力をお願いすることで、当事者にとってしっかりと情報が届くというような状況をつくっていただいて、また、届けて終わりではなくて、そこからしっかりと意見をいただく、そしてそれを反映していくという段階をしっかりと設けていただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひそれは早急に検討していただけたらと思います。

次の質問なんですけれども、仮校舎の建設スケジュールについてですが、令和9年度に埋文調査が予定されておりますが、これは試掘調査であると思っておりますが、この校舎の敷地面積からすると、ここでもし仮に埋文が出て、本調査が必要になったというような場合に、どれ

くらいのスケジュール感でこれが後ろ倒しになる可能性があるのか、そこら辺の見込みが分かれば、伺いたいというふうに思います。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 まず、前段の小日向台町小学校で活用することにつきましては、今回のこの御報告が正式な御報告という形になりますので、これから調整に入っていくに当たって、この後、地域のほうにもしっかりとお伝えしていこうと考えておりました、まずは来月中、来月中頃から後半にかけて、地域のほうに、今回こういうふうに議会でも御報告していますというような報告会をすることからスタートして、これから進んでいきますというような調整を進めていきたいかなというふうに考えております。

埋蔵文化財の件につきましては、現在、建物が建っている部分を、不要な建物については除却をした上で、そこを埋蔵文化財の試掘を行うというような形で進めていくことで考えております。

いわゆる包蔵地には該当はしてはいないので、試掘の結果になるため、試掘の様子によって、その影響の範囲というのが分かるので、今この段階で、期間についてお示しすることはできないんですけれども、全部で約6,400平米で、校庭等はそのまま校庭として活用することを、今の案では考えているところですので、実際に本調査になったとしても、影響の範囲は全域ではないになるかなと考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。柳町小学校のときにかなり工期が後から延びるということもありましたので、そういった混乱が起きないように、初めの段階からそういった事情を併せて説明していただけるようお願いしたいというふうに思います。

それから、越境通学について、ちょっとお伺いたいんですけれども、現在、区立小学校では、指定校以外への越境通学は認められておりませんが、改築を仮校舎で行うという、今回、文京区で新しい取組が始まる機会に、ぜひその部分についても、柔軟に対応を検討していただきたいなと思っております。

例えば、音羽一丁目ですとか関口一丁目などの地域では、今でも、ちょうど小日台と関台の真ん中ぐらいの位置にありまして、どちらに行くのも同じぐらいの距離という中で、小日台が大塚の仮校舎まで行かなければいけないという状況で、大塚まで行って、育成室は離れた場所であるというような子どもも多く発生するのではないかなと思っております。そういった場合に、やはり歩いて関台のほうに通いたいというような希望をされる御家庭は少なく

ないんじゃないかなというふうに、その地域に住んでいて私は感じております。

改築を理由として、そのような希望があった場合に、教室の問題もあるかもしれないですけども、ぜひ今後柔軟にそこら辺の対応をしていただきたいんですけども、どのような認識か、お伺いします。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 本区は、御案内のとおり、今、全ての区立小学校で児童数が増加しております。正直、どの学区においても、指定校以外の区立小学校で十分な受入れ枠を確保することは困難かと思っております。なので、現時点では、工事期間中の指定校変更というような対応は考えていないところですが、一方で、敷地外のこの仮校舎を活用した改築事業というのは、今回、委員のおっしゃるとおり、新たな取組ということもあります。また、運用が始まるのは、早くても令和12年度以降となるので、今後の児童数の推移にもよりますが、そこを確認しながら、また、ほかの自治体で仮校舎をもう既に運用しているところがございますので、そういった先事例等を参考にしながら、検討を進めていきたいと考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。児童数の推移ですとか、他自治体の事例など、ぜひ積極的に見ていただいて、柔軟な対応をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

それから、2月の予算委員会のとときに要望させていただいた、給食センター機能の整備のことなんですけれども、これに関して、区立学校の改修に関連して、これまで各学校の給食室の改修のたびに、代替になる昼食の準備が課題になっていて、仮校舎ができる機会にぜひ一体的に、この課題解決に取り組めるのではないかなというふうに考えた次第なんですけれども、この間、何か御検討いただいたことがあれば、お伺いしたいというふうに思います。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 現在、行っています給食室の老朽化に伴う各校での改修工事は、基本的には夏休みから始めて、なかなか夏休みだけでは終わらないので、どうしても2学期にかかってしまうので、2学期だけ弁当給食という対応をしているのは実際のところでございます。

仮に、仮校舎で作った給食を運ぶという給食センター方式となりますと、食缶で運ぶ食缶方式とお弁当方式と2通りありますが、食缶方式にすると、委員おっしゃるとおり、温かい給食をお届けできるという利点はあるんですが、一方で、運ぶための十分な衛生管理とか温度管理、また輸送手段の確保であったり、受け手側の学校での食缶の運搬の課題等、幾つか

解決しなきゃいけない課題もありまして、また、2学期だけというところを取って考えた場合の費用対効果ということをお勘案しますと、現時点では、委託による弁当給食の対応を継続したいと考えている次第です。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 2学期の間だけということではありますけれども、やはり冷たいお弁当より温かい給食を食べてもらうほうがいいのかなどというふうに親の立場では思いますし、給食室改修だけでなく、今、こども園が進んでいますけれども、区立の幼稚園のニーズで、やはり給食提供があるかないかというところは、入園に関しては本当に大きな要素だと思っております。そういった問題にも、一緒に、一体的に解決に向けて取り組めるのではないかなというふうなことも考えておりますので、ぜひ検討をしていただきたいなというふうに私としては考えております。引き続き、お願いできればと思いますので、要望させていただきます。

以上です。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 今回の東邦音大のキャンパスの敷地の活用ということで、報告がされますけれども、先ほど答弁いただきましたけれども、この施設の概要のところの整備計画のところには、校舎棟、体育館棟、校庭というふうになっていて、校舎棟については、今ある2棟の建物は除却をして、新たに建物を建てるというふうに理解したんですけれども、今、あの建物は8階建てかな、片方は高い建物になるかなと思うんですが、小・中学校であのような高さにしなくても、あの敷地の中でももう少し低い建物で造ることができるのかどうかということと、体育館棟となっているんですが、プールについてはどのように考えているのか、まずお聞きしたいと思います。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 現在ある既存の東邦音大の校舎の活用につきましては、現在検討中ではあるんですけれども、今、委員おっしゃっていた地上8階建てで、それが地下1階の建物で、8号館と呼ばれる建物になりますけれども、こちらが平成9年に竣工した建物ですので、これの活用方法は検討しているところですが、それ以外は、築年数も古いというところもあったり、学校として使っていくことはなかなか今、難しいかなというふうに考えているところではございます。

8号館につきましても、大学附属の中学校、高校の校舎として使われていましたので、これを公立小学校の基準に満たすために改修工事が必要になります。また、音楽の指導に特化

した学校の造りになっていますので、それを改修しようとする、どうしても自由度は制限されてしまうところが課題ではございます。

竣工後30年近く経過していますので、この先、一定程度の改築を複数校で使おうと思っていますので、長い期間を考えると、ライフラインの改修も含めた、給排水システムですね、も含めた改修が必要になるかもしれませんので、そのあたりちょっとしっかりと検討しまして、除却して建て直したほうが有利なのか、そのまま改修したほうが有利なのかは検討していきたいと思っております。

高さにつきましては、学校施設整備指針のほうで、小学校の普通教室は3階まで、中学校は4階までが望ましいということになっております。仮に建て直した場合には、その4階程度の高さで建てたとしても、検討している仮校舎としての運用は可能というふうに考えている次第です。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。

それで、先ほど、この計画をいつ頃決定していくのか、秋頃までにとというふうにお聞きをしました。先ほども宮野委員からもありましたけれども、保護者の皆さんや、当然その地域の皆さんに大きく影響してきますし、未就学の保護者からの聞き取りなんかも必要になってくると思うんですけれども、その辺は、これからどういうふうにしていくのかということ。

それと、小日向のこの小学校には、やっぱり千駄木のほうと同じように、改築基本構想検討委員会の報告書というのが一昨年3月に出版されているんですが、ここの検討委員会、この報告書で、地域の方々がすごい大変というか、そういうあれになったというふう思うんですけれども、13ページのところに、今後、仮設校舎を建設できる区有地及び利用可能な公有地が確保できた場合は、敷地外に仮設校舎を建設することについて、関係各課と協議するということが書かれているのと、想定スケジュール、14ページのところですね、基本実施設計が約2年、これは同じ、これでいいかと思うんですけど、工事期間が仮設校舎建設・解体工事、校庭整備等を含め8年程度と想定される。報告書はこのように書かれているんですが、状況が変わってきて、この報告書の一部は変更しなくてはいけないのではないかなというふうに思えるんですが、その辺はどのようにその検討委員会の方々、これをつくった方々に説明をするのか、地域の方々に説明をしていくのか、その辺のお考えはあるんですか。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 未就学児の方への御案内という点につきましては、先ほど御答弁申し上げま

したとおり、今回は小日向台町小学校を仮校舎として使う方向で調整を進めるということで、小日向台町小学校のこの仮校舎を使う方を中心に、今後、丁寧に御説明をしていきたいと考えているところでございます。

報告書につきましては、こちら、先ほど千駄木小のときにもお伝えしましたが、この報告書を基に計画を進めていくというふうに整備方針を定めているところでございます。

委員御指摘のとおり、13ページに、その時点でも仮にほかの場所に代替の場所が取れる場合には、そこを活用することを検討するというふうに記載をしたところでございます。今回、そこに記載したとおり、大塚四丁目に新たな仮校舎の場所が確保できることになりましたので、現在、工事のスケジュールは再検討を行っております。

報告書にまとめたものは、小日向台町小学校そのものの、どういう姿に今後していくのかという基本設計につながる、基礎となる内容を固めたところでございまして、工事の進め方については、当然、基本設計の中で固めていく形になるかと思っております。

今回、報告書で示していたときには、自校式として進めると8年ということでお示しましたが、改めて確保できた仮校舎方式での、外に仮校舎を確保できた場合の工事スケジュールは、再検討を行った上で、現時点では工期、明確なものはまだ手元にはないんですけども、非常に地域にとっても関心の高いこととございますので、検討結果がまとまり次第、新たなスケジュール案を含めて、広く周知していきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 どのような周知の仕方をしていくのかということ、それがまず1点。

それと、ここの子どもたちの登下校ですよ。

それと、育成室が今度みずほ銀行のところに、音大のところに校舎がいて、育成室はこっちの旧みずほの研修所のところにできるわけですから、その子どもたちの移動の手段が非常に重要だというふうに思います。

小日向台町小学校の学区域は、地蔵通り商店街のあそこの近くも学区域になっているわけですよ。そうすると、非常に、あそこから大塚四丁目の、今度新しい校舎へ行くには遠いわけで、それをどうするのかということ。

あとは、一番近い子どもでも、丸ノ内線を利用するとか、都バスという、そういう手段もあるんだと思うんですけども、毎日となると、非常に大変なことになって、親御さんたちはそういうところの心配が出てきているというふうに思うんですけども、この間、江東区で、やっぱり仮設校舎へ通う、そういうことで保護者からの質問とか回答とかというのを見

たんですけれども、江東区の場合は、登下校とも全て送迎バスを運行している。もちろん無料で。ただし、電車とか路線バスの使用は自己負担というふうになっている。

小日向の学校の周辺の道路状況と江東区のこの学校が置かれているところというのは、道路状況は全然違うので、全くそれを当てはめるといふことにはなれないかと思うんですけれども、交通手段ということが非常に親御さんたちの大きな関心事になっていくんですが、その辺は秋までに皆さんの声を聞いて、そういうものを方向性というか、そういうのをお示しするということなんですか、できるんですか。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 まず、周知の方法ですが、先ほど申し上げましたとおり、小日向台町小学校につきましては、来月の中旬から下旬を目安に、地域に現状の御報告の機会をつくろうということを考えております。また、そういった内容をホームページ等にも記載しまして、広く周知していくことは考えているところでございます。

登下校の交通手段につきましては、確かに仮校舎からの距離とか、また児童・生徒さんの体力であったりとか特徴であったりとか、いろいろと事情を総合的に勘案して検討していく必要があるかなと思っております。

現在、手段については、本当、徒歩で行くもありますし、電車・バスなどの公共交通機関もありますし、委員が例示いただいたとおり、専用の車両を用意しているところもありますし、いろいろな他の自治体の先行事例がございますので、これを情報収集しているところなんですけれども、今後は現地視察等も行いながら、これらを参考に検討を進めまして、9月には、一定この仮校舎を使うパターンであればこういうふうな手法がありますということは、お示しできるかなというふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 手法はあるということをお示ししていきますけれども、その時点で、まだこういうふうにしますというふうに決めるということではないんですね。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 仮校舎自体を活用するのが、今、早くて令和12年かなと考えていますので、今現時点で固定してしまうというのは、状況もまたこれから変わるでしょうし、お使いになる御家庭の方々もどんどん人も変わっていきますので、現時点では確定する考えはございませんが、手法としてはこういった方法を考えていますということは、御提案できるかなと思っているところでございます。

○浅川委員長 よろしいですか。まだ質問ありますか。

○板倉委員 そんなにはありません。

○浅川委員長 では、……。

○板倉委員 今、バスの運転手さんが足りなくて、なかなか都バスにしても、Bーぐるも土日は減便されちゃっているという点では、運転手さんの確保というのが非常に重要というか、心配事ですね。ただ、この12年になったときには、状況がもしかして変わっているかもしれませんけれども、現時点でいうと、とても難しい話だというふうに思うので、秋の頃には方向性は示せたとしても、決定するのはまだ先ということになるのかなというふうに思います。

やっぱり大勢の、どこの範囲をそういうバスでできるのか、その辺の分け方みたいなものも出てくるかと思って、それは朝だけじゃなくて、帰りをどうするのか。育成室の子どもたちはどういうふうにするのか。やっぱり子どもたちが安全第一に移動できるということがまず一番だと思うので、その辺はぜひ保護者の皆さんや地域の皆さんの意見を十分に聞いていただいて、進めていっていただきたいと思います。

先ほど、その他のところで御説明いただいたので分かりましたけれども、増築校舎が建設されて、もう動いているわけですけど、それでも建築計画のお知らせという看板がずっとあそこに出ているので、何でかなというのは、やっぱり地域の皆さん、不思議に思っていたわけで、そういう点で、ちょっと地域にも説明があるといいのかなというふうに思ったんですけども、例えば今度移転するという説明会のときにでも、そういうことは説明されたほうがいいのではないかなというふうに思いましたので、そこはお願いをしておきたい。

あと、避難所、今度、小日向の小学校が、仮校舎が向こうへ行くということでは、避難所の確保というのが非常に大事になってきて、区では、学校との相互協力ということで、拓殖大学とかお茶の水女子大学とかが相互協力になっていて、さらには母子救護所として、跡見学園女子大学とか貞静学園とか協定を結んでいるんですけども、これから状況が変わるわけですから、その協定の内容を変更というか、変えていくような文言、もう少し協力していただきたいというような、そういうお願いをしなくてはならないんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 まず、すみません、交通手段の件につきましては、先ほどお示ししましたとおり、幾つかの方法があるのを先行自治体で調べているのと併せて、指定校変更ということもここにも上がると思いますので、学校の環境、子どもたちの環境をよくするための方法に

については、あらゆる手段については検討していきたいと。

ただ、今現段階では、スケジュールの変更等を検討し始めている段階ですので、確定的なことはお伝えできないというのが現状でございます。

先ほど、秋口を意識していたときに、誤って9月とお伝えしましたけれども、御報告できるのが秋口かなというふうに考えているところでございます。

もう一つ、避難所の件でございますが、こちらも関連所管課と検討開始したところではあるので、現時点では具体的な何かというのはお示しできないんですけれども、そういった仮校舎を活用する、あるいは仮校舎を活用することで、現在の小日向台町小学校の体育館が解体されたタイミングはどうするんだといったあたりは、今後も担当所管としっかりと協議してまいります。

○浅川委員長 よろしいですか。

白石委員。

○白石委員 今回、複数校の区立中学校の改築等に活用するという事で御報告をいただいています。スケジュール感、小日向台町小学校の仮校舎の建設としてのスケジュールも出しているんですけど、まず小日向小関係では、8年ぐらい前に監査で小日向小に行かせていただいて、実情を見させていただいて、学校の校長先生のお話を聞いたときに、本当に一日も早く手直しをしなければいけない部分というのは多く見つかっていた中で、全面改修ということで、すごい期待していたんですけど、この間、また4年遅れるというところで、在校生に対する、その辺の環境整備は、もう一步踏み込んだほうがいいのかと思っているんですが、まずその点がどうなのか。

もう時間がないので、まとめて聞いちゃいますけど、それと、今、るる御質問があったので、重複しないようにしますけど、いわゆる、文京区の小学校、本当にこういうところに小学校があるのかというようなところで、なかなか住宅街内にあるところがまだまだあるというところがあって、今回のこの仮校舎を造るというのは、非常に今の工事状況から見ても、子どもたちの負担を軽減する意味ではいいなというふうに思っています。

その通学の移動性の事については、先ほど先進区を見てというような話があったんですけど、やっぱり先進区は先進区として情報を取り、文京区内にある、いわゆる国私立、私立は小学校だけかな、あ、あるか。そういうところの通学の在り方、これは一つ研究してもらって、どういうふうな中で安全性が担保されて、通学されているのかという実態も把握し、江東区の例が出ましたけど、文京区と他区と大きく違うのは、交通利便性がとても高い地域

であって、そこに不便地域にはBーぐるを走らせているという中で、登下校という大勢の子どもたちが一気に移動するときに、可能なものは何なのかとなると、それは公共移動手段を使うのが一番いいんだろうといったときに、区内にある公共手段の経営母体にどのようなアプローチをかけていくかというの、検討してもらっていく必要があると思うんですが、それが2つ目の質問。

あと、老婆心ながらですけど、文京区、今までの中で、平成10年のドーナツ現象のときに思い切り児童・生徒がいなくなった経験があって、先々は、この少子化の影響を思い切りまた受ける時期も来るのかどうかはまだ分かりませんが、そういうことも加味しながら、本当に御苦労いただいて、文京区という行政が、学校を設置し運営してきたことがある中で、どうあるべきかというの、いずれ検討していかなきゃいけないのかなというふうに認識していて、今回、順番に複数校の区立小学校、中学校の改築に活用するとあるので、そういうところも視野に入れながら、いろいろ研究をしていただきたいなという点と。

もう一点何だっけな。あ、3時になっちゃったな。では、ここまで回答……。

○浅川委員長 ちょっとお待ちください。もうちょっとお時間が過ぎるので、御答弁のほうは後にさせていただきまして、3時になりましたので、3時半まで休憩に入りたいと思うんですけれども、報告事項は残りあと4件あります。それから、一般質問は3人から4件いただいていますけど、かなりタイトな状況になっていますけれども、今後の委員会の進行について、理事会を開催して協議したいと思えますけれども……。

（「大丈夫」「大丈夫じゃない」と言う人あり）

○浅川委員長 大丈夫ですか。それでしたら、理事会を開催しない前提で、委員長としては、本日1日で一般質問まで終わらせるように進めたいと考えておりますけれども、皆様、御協力願えますでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 それでは、よろしく願いいたします。

では、3時半まで休憩といたしまして、宮原学務課長の御答弁から始めたいと思います。よろしく申し上げます。

午後 3時00分 休憩

午後 3時28分 再開

○浅川委員長 それでは引き続き、文教委員会を開会いたします。

一般質問を含めて午後5時までに終了できるように、皆様の御協力を再度お願いしたいと

存じます。よろしく申し上げます。

それでは、白石委員からの質問がまだありますので、よろしく申し上げます。

○白石委員 すみません。御協力させていただきます。

1点だけ、思い出したんですけど、要は、東邦音大さんから今回購入するというので、東邦音大さんも文京区で長い間地域貢献をしていただいて、やってきた学校であるので、先ほどの御説明の中で、中高であるがゆえに、小中に変えたための基準を建築物としては行っていかなきゃいけないということは理解しているんですが、東邦さんとの関係の中で、今後、実施計画の中で、向こうから今後のことについて御提案があるのか、ないのか、その点を含めて御回答いただきたい。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 まず、改築に至るまでの、現在使っていらっしゃる在校生の環境の件です。

増築校舎を建てた際に、校庭のほうを改修しているというところもありますが、幼稚園舎を解体した後も、そちらを校庭として活用できるように、ある意味、校庭が少し広い期間ができるというような形を取りたいということもあります。

また、委員おっしゃるとおり、環境をしっかりとやっていかなきゃいけない。これから暑くなりますので、その暑さ対策というのも重要なこととおもっております。今までも古かった空調につきましては、既にもう交換はしているところではありましてけれども、まだ十分な性能を保持している空調については幾つか残っている部分、古い空調が残ってたりしますが、そういったところもしっかりとメンテナンスしていく。本年度につきましては、一番の上の階の暑くなりやすい階については、断熱材を入れるという工事をやっていきますけれども、小日向台町小学校もしっかりとそういったところに対応することで、しっかりメンテナンスして、子どもたちの環境も守っていきたいと考えております。

また、移動手段につきましては、委員おっしゃるとおり、いわゆる公立の学校だけではなくて、しっかりと私立とか国都立の手法というのを学ばなきゃいけないなということを改めて思ったところがございます。今後、そういったところで、どういった、公共交通機関のうまい活用の仕方もあろうかと思っておりますので、しっかりと研究を進めて、今後のやり方の検討を進めていきたいと思っております。

3点目で、確かに本区につきましては、今々、非常に子どもが増えている状況ではありますけれども、こちらも将来的な少子化の一端が、今、例えば今年度もそうなんですけれども、これまで小学校でいいますと、毎年度毎年度、300人から500人ぐらい前年度よりも子どもが

増える状況が続いておりましたが、本年度は百数十名だったかと思います。去年が二百数名、今年が百数名ということで、上昇の増加の度合いというのが一旦鈍化しているのかなというところがございます。今後、あるいは社会増はどうなっていくか分かりませんが、少子化の影響は本区でも避けられないところがあるかもしれませんが、その中での仮校舎を活用した改築計画というのは、引き続き検討していきたいと思っております。

東邦音大からの敷地については、今のところ我々とのやり取りの中で、何か記念的なものということは何っておりませんが、今回購入した6,400平米の敷地以外のところに大学の一部の建物が残ることで、区との関係も継続していくというようなお話は何っているところがございます。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

それでは、沢田副委員長。

○沢田副委員長 私から1点だけです。こういうケース、初めてだと思うので、仮校舎の役割を終えた後の土地活用について伺います。

先日の自治制度・地域振興調査特別委員会のときのように、時々行政ニーズに応じて判断するというような説明は、住民の不安や誤解にもつながりかねないので、いつどのように判断をされるつもりなのか。具体的には、区民の意見をどう聞いて、どう合意形成をして、関係者の理解や協力を得ていくのかという、お考えがあれば伺います。

○浅川委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 今の東邦音大ですけれども、当面の間、まず手始めに小日向台町小学校の仮校舎として、またその後も幾つかの学校の建て替えのときの仮設校舎として運用されていくということで承知しております。この期間ですけれども、ある程度長期間になるのかなというふうに思っております。

そういった仮校舎のニーズがある程度落ち着いた段階ですけれども、これいつになるかというのは現時点でお示しすることはできませんけれども、そのときに、そのときの最新の状況を踏まえて検討してまいりたいというふうに考えております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。では、そこも含めて責任を持って企画課がやられるということでもよろしいですね。

○浅川委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 新たな用途の検討といったところでは、全庁的な調整というのが必要になる

と思いますので、企画課が中心になって検討していくものと承知しております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 そこで、一つ要望なんですけど、ぜひ土地活用の基本方針は早めに検討を始めていただきたいと思うんです。特に地域ニーズへの対応であるとか、災害時の役割とか、地域住民が既にもう関心が高いであろうと予想される内容については、早期にビジョンを出して、広く意見を聴取できるようにしておくべきなんじゃないかと。

時代のニーズが変わっているかもしれないという話なんですけど、地域の方たちに、少なくとも、こういう方針でやっていくんですよ、意見を集めてこういうふうに決定していくんですよという道筋を示していただきたいというお話です。

要は、住民の参加、そして意見表明の道筋をあらかじめ示しておくことが計画成功の鍵だと思うんですよ。先ほども申し上げましたが、後で——はい、要望にします。後で、そんなの聞いてないよとか、決め方が公平じゃないよなどの不満が出てくる計画は、そもそも立案方法に問題があるわけですよ。

しかも、これ縦割り行政の弊害でもあると思うんです。誰が責任を持って計画をつくって、真摯に協議を重ねて、熱意を持って、関係者一人一人を説得して、理解と協力を得ていくのかと。どうすれば、後になって、前の所管とか前任者がちゃんとやらなかったからというようなことにならないようにできるかというところ、そのための土地活用の基本方針を今から検討をぜひいただきたいと、これ要望です。

○浅川委員長 それでは以上で、報告事項4の質疑を終了いたします。

次ですけれども、教育推進部教育指導課より、報告事項5「文京区立中学校部活動地域移行実施計画2026（素案）について」の説明をお願いいたします。

藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 それでは、資料第7号、文京区立中学校部活動地域移行実施計画2026（素案）について、説明いたします。

初めに1、概要です。

令和4年12月、スポーツ庁と文化庁の連盟で出されました「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、区の推進計画を策定し、休日の部活動の地域連携・地域移行を進めるよう示されております。このことに基づきまして、区の計画について、文京区立中学校部活動地域連携・地域移行に係る検討会議で検討し、計画の原案を取りまとめました。

原案につきましては、校長会、副校長会、PTA連合会、青少年委員、地域コーディネーター、そして児童・生徒に説明を行うとともに、様々な意見をいただきました。御覧いただいている計画の素案は、いただいた意見を反映し、原案を修正したものとなります。

次に、3、主な内容についてです。

本計画の目的は、休日における部活動の教員に頼らない指導体制の構築としております。この目標は、先ほど申しあげました国のガイドラインに基づくものです。

目標の実現に向けた取組の一つが、休日の合同部活動の実施です。現在、学校ごとに行っている部活動を、拠点校に集まって合同で行うのが合同部活動です。昨年度、サッカー部、野球部、バドミントン部で先行的に実施いたしました。他校の生徒から刺激を受けたり、他校と試合形式で練習できたりするよさがある一方で、複数校間で行う連絡体制の構築が課題となりました。

まずは、休日の合同部活動を実施し、その後、平日も含めた部活動の地域移行へスムーズにつながられるようにいたします。

また、アンケートで児童・生徒のニーズを把握し、新しい種目による合同部活動も実施できるよう準備を進めております。

最後に、4、今後の予定を御覧ください。

8月にパブリックコメントを実施し、今年中に計画を策定する予定としております。

説明は以上です。

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項5「文京区立中学校部活動地域移行実施計画2026（素案）」について、御質疑のある方は挙手をお願いします。

宮野委員。

○宮野委員 これまで学校教育の一環であるとされていた部活動が、今回、教員の働き方改革の必要性など、学校の現場の実情に沿って、今後、学校と部活動を完全に切り離して、部活は今後学校教育ではなくなっていくという、大変大きな方向転換だなというふうに思っております。

これまで、例えば学校のクラスのほうでいろんな問題行動があるような生徒でも、例えば同じ学校内でも部活動のほうではしっかり頑張っていて、そこの先生同士で情報交換していただいたりですとか、そういった総合的に生徒を見守っていくという観点からも、部活動はすごく大きな役割を果たしていたと思いますし、部活でしか学べないような上下関係ですと

か、ちょっと考えが古いのかもしれないですけども、私たちの世代でいうと、そういったことも非常に大切な部活動の要素だったなというふうに感じているので、それが丸々、学校の現場から離れてしまうということは、本当に大きなことだなというふうに受け止めております。

国の方針ということで、区独自にどうすることもできないのかもしれないですけども、少なくとも移行後も子どもが希望する活動の場は保障しなければいけないということで、地域クラブの計画ができていくというふうに認識しているんですが、1点だけ、この運営が会費制前提になっている点については、ぜひ再考していただきたいなというふうに私としては思っております。

これまで、教員が実質的にサービス残業の形で部活動を指導してくださっていたわけでありまして、それを今後、受益者負担として利用者に徴収していくのは、やはり活動の場の保障という観点では、ちょっと違うんじゃないかなというふうに思っております。地域クラブの活動の財源というのは、会費制ではなくて、しっかりと国のほうから財源の確保を働きかけていくべきというふうに考えているんですけども、区のほうではどのように認識しているか、教えてください。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 会費につきましては、やはり今後の検討課題の一つだなというふうに我々も認識をしております。これまでお金がかからなかった活動に対して費用がかかってくることにに対しては、これまででも様々な区民の方、保護者の方々の意見を聞きましたけれども、そこへ心配を寄せている方々は多くいらっしゃいます。そういった意味では、そこを区費で賄うのか、受益者負担とするのかというのは、しっかり検討してまいります。

また、委員御指摘の国等の財源に関しましては、現在、東京都のほうから補助金を頂きまして、部活動指導員等のほうへ充てています。今後、国のほうもそのような補助金、動きがあると思いますので、そこへはしっかり注視し、財源の確保に努めてまいりたいと思います。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

岡崎委員。

○岡崎委員 部活動の地域移行ということでは、素案ができましたけど、国の方針ということもあって、教員の負担軽減という観点では、有効なのかなと思いますけれども、やはり課題もまだまだあるのかなと。一つは、地域移行した地域クラブの、一番懸念するのは、指導者の、いわゆる子どもたちの受皿というか、担い手の確保という意味では、この中でも74人の

部活動指導員の方と59人の部活動補助員さんがいらっしゃるというふうには書いてありますけど、そのままこのクラブに移行できるものなのかどうかということもあると思いますし、その辺が1点と。

あと、僕もPTAを卒業してもう14年以上たつんですけれども、当時は、特に体育会系、スポーツ関係は、いわゆる年3回、2回の大会を目指して頑張ってきたというところもあって、今後、この地域クラブの大会に出るような形になるのか。そうすると、また割き状態じゃないんですけど、その学校のクラブの大会が継続していかれるのか。その辺が1つ。

それと、あともう一つは、今、宮野さんも言われましたように、やはり会費などの費用も当然出てくるわけで、そのあたりがどのようになっていくのか。

あと、中には、部活動に熱心な先生もいらっしゃると思うんですけれども、その方が、移行したときにはどうなってしまうのかということをお聞きしたいと思います。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず、1点目の指導者の確保につきましては、引き続き部活動指導員、部活動指導補助員の支援を受けられるように働きかけはしていきたいというふうに思います。多くの方々が熱意を持って部活動に携わりたいというふうに御協力をいただいている方々なので、御協力いただける可能性は高いのかなというふうに思います。

一方で、部活動指導員任せになるのではなく、一部、外部の業者に協力を依頼したり、そういうところも併せて検討していく必要があるのかなというふうに思います。

2点目の大会参加におきましては、大きな課題の一つです。現在は、学校ごとに大会に出るのが基本です。ただ、学校によっては人数が足りない学校もありますので、人数が足りないところがどこかと合同で大会に参加することは可能となっております。

一方で、人数が足りているところ同士が合同で出ることについては、これは残念ながら、オールスターみたいな形になってしまいますので、そういった形では、今、中体連が催す大会には参加できないということになっておりますので、そこは中体連との情報交換を密にししながら、大会への参加の仕方を見ながら、文京区における地域移行は進めていく必要があるのかなというふうに思います。

3点目の会費におきましては、先ほど御答弁申し上げたとおり、大きな課題の一つとして捉え、しっかり検討し、財源の確保に努めてまいります。

最後に、熱心な教員に関しましては、おっしゃるとおりで、最終的には学校で行う活動ではなくなるのですが、引き続きその生徒の活動に携わりたいという教員は一定数おります。

そのような意味では、兼職兼業の形で、地域クラブ活動に参加できるように、そこら辺、制度設計していく必要があると思います。これ既に全国では、数少ないのですが、先行事例がございますので、そういったところを研究しながら進めてまいります。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。そういった今の課題も多々あるのかなというのも実感です。特に、僕もさっき課題と――課長も言っていましたけど、僕もバスケ、中学のときやっていたんですけど、やっぱり学校対抗というか、そこにすごい情熱を燃やしてクラブ活動にも励んでいた、今の子はちょっと分からないですけど、経験もあります。そういったことがなかなか難しくなってしまうと、なかなか、いろいろな利用があるのかなというふうにも思いますので、今後検討していただければと思います。

このアンケートにもありましたけれども、中途半端な地域移行が一番混乱を招くという自由意見もありました。そういった意味では、やっぱりしっかり計画の中で、様々課題を抱えながらになると思いますけれども、しっかり取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 宮野委員とか岡崎委員の、今、自分たちの経験から、このような時代に入るといのは本当に思わなかったんですけども、働き方改革、先生方は当然必要でしょうし、また、この調査の中では、38%だったかな、何か専門分野じゃない人が38%、頑張って、今、行っているという表も載っていて、逆に、子どもたちの40%が部活なんかやりたくないんだというのを明確に書かれていて、文京区の場合、学校選択制を中学校で導入したときの議論の中で、部活動が全ての学校に同じようにあるわけではないという前提もあったりして導入された経緯もあって、それが頑張って維持していただいたんだというふうに、まずは学校先生たちには感謝を申し上げたいと思います。

その上でなんですけれども、今、先進的な事例を、幾つかあって、見ながらやっていきますというのと、あと、生徒たちに対して、どういうふうな関わり合いを今後学校は持つていくんだろうかなと、ちょっと不安になりました。

というのは、まず先生たちのアンケートで、指導への関わりでは、意見が分かれており、様々な御意見があったと。先生たちの時間はなるべくこのほうに取られないようにしながらといいながら、やはり、いきなり変わるのではなくて、今まで頑張ってきた先生方のいいところのことが学校生活の中でとても大切なんだろうというふうに考えているんですけども、

まずここで意見が様々あって、どっちのほうに集約していこうとお考えなのか、初めに聞かせてください。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 どちらかで御答弁させていただきますと、基本的には、最終的には学校で行う活動ではなくなっていくということは避けられないというふうに考えています。そのために準備を早めに、スモールステップを踏みながら進めていくという必要があるというふうに考えております。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 避けられない事実。僕、今まで部活の地域移行については、考え方があって、一つ、文京区クラブをつくって、そこから、いろんな方々に御協力いただいて、派遣したほうがいいんじゃないかという意見を言ってきたんだけど、それよりも先に行った形で、逆に、最終的な形としては学校から部活がなくなるというようなニュアンスというふうに受け取りました。

その辺の移行期間というのは、非常に大事にさせていただきたいなと思っています。というのは、先生たち、信じてないわけじゃないですけども、やっぱり1980年代にやったゆとり教育も、先生たちからの御意見で導入をし、やってみたところ、いや、好評じゃなかったと。20年たって、それを脱ゆとり教育という形で、また今、巻き返していただいているという、この流れが日本教育社会の中にあるので、今回の部活移行について、そういう意識があるのであれば、本当に専門分野の子どもたち、やりたいがゆえに、伸びる能力、もしくは経験したい、体験したい機会の提供とか、様々な面で、文京区の文化を生かした形で実施していただきたいなと思っているので、その辺は難しいな、難しいんだけど、先生たちと縁を切ると言われたところで、この話はなかなか深まらなくなってしまうんですけども、その時期は、この計画の中でどの辺の中で出てくるんですか。あ、ここか。令和12年を機会にぱちりとやっていくという形だとすると、あと残すところこの5年間の中で、スムーズに、今いる小学生たちにも伝わるようにしていかないといけないというところで、小学校教育のほうではどういうふうに取り扱っていくんでしょう。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 一番大事なのは、周知をしていくというところが大事だと思います。直接小学生に対してもそうですし、小学生の保護者に方々にも、数年後にはこのような形になるというふうな周知が必要になってくるのかなというふうに思います。

実際、小学校を何校か訪問しまして、小学生と意見交換をさせていただいて、やはり全く知らなかったと、そういう状況にあることは全く知らなかったという小学生がほとんどでした。一方で、説明をすると、そういうことであればこういうふうになりたいという意見が出てくるので、そういった意味では、引き続き小学生にも説明の機会を設けたりとか、直接説明をしたりとか、意見交換したりする場が必要になってくるのかなと思います。

また、保護者に対しても、小学校PTA連合会にお邪魔して説明する機会を得ました。3月にございました。そこでも、やはり今の状況を把握されてない方が多かったかなというふうに思います。そういった意味では、引き続きそういった機会を捉えて、しっかり周知していく必要があるなというふうに思います。

1点、先ほど白石委員が御懸念されていた、地域でクラブ団体のようなことをこさえて、そこに運営を任せたらいいんじゃないかというお話でしたが、そういったチョイスもなきにしもあらずかなというふうに思います。そのために今、部活動の地域移行に関する検討会議をどのような形で進めていくのかというふうなことを検討しております。

全国の事例を見てみますと、地域移行の形は様々です。今、委員がおっしゃった外郭団体のものをつくり上げて、そこに委託する。あるいは、もう既にある業者に委託する。あるいは、地域の方々をお願いしていく。いろんな形がありますので、委員がおっしゃったとおり、文京区らしさ、文京区スタイル、文京区の資源をフル活用した形で、地域移行を進めていきたいというふうに思います。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 ありがとうございます。御答弁いただきまして、大体把握をして、協議会のほうでまたいろいろ議論いただいて煮詰まっていくんだと思いますけど、意気込みは分かりました。でも、今、いろんなアンケート、小学生もやっていくという中で、この期間を目指しながら、時には立ち止まって、少し遅れることもあるかもしれないというふうなことも私たちは思っていますので、いいものをしっかりとつくり上げていくように、よろしく願いいたします。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 こちらの部活地域移行については、様々な意見が先ほどから出ておりますけれども、私からちょっと、まず初めに、計画の主な内容のところにも入っております、地域移行についての理解促進を図る。こちらの地域移行についての理解促進を図ることについては、どのタイミングで、あと、どのように行っていくのか、まずお考えがあればお聞かせください

い。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 理解促進におきましては、まずこれまで行ってきたことにつきましては、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会、地域コーディネーター、青少年委員の方々が月例で集まっている会議が夜ございます。そこに参加させていただきまして、パワーポイントを使って説明をしまいいりました。その後、意見交換をしまして、長いときは1時間ぐらい意見交換があったときもあったかなというふうに思います。

あと、先ほど申し上げたとおり、小学校数校、中学校数校を訪問しまして、子どもたちとも意見交換をしたところです。

また、8月にパブリックコメントを実施するのが、広く理解促進の場になっていくのかなというふうに思います。

さらに、教育情報誌の「きあら」なども使いまして、さらに広く区民の方々に知っていただく機会、理解促進に努めてまいります。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。これまでも様々な周知の仕方や、そういった藤咲課長が自ら会議にも出ていったりして理解促進、あと小学校に行つてでの理解促進など、いろいろな形での理解促進をしていただいたこと、大変感謝いたします。

もう一つなんですけれども、これいろいろスモールステップを踏んでいって、この計画事業、令和13年度の部活動の地域移行がこちらにたどり着くため、まず初めに、やはり令和8年から9年度の休日における合同部活動の実施について、これが一番近いところで現実的にやっていくことなのかなとは思いますが、この令和8年から9年度の合同部活の実施については、合同部活動の実施に向けた調整というのは、いつ頃、どのように行っていくのか、お聞かせいただけますか。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 来年度から実施予定の合同部活動に向けては、合同部活動の実施について検討するワーキンググループを設置して、今、検討しているところです。構成メンバーは、運動部活動の顧問代表の方々と校長会のほうから御参加いただいて、今、検討しております。既に4月に第1回を終えて、来週第2回目のワーキンググループがあります。そして、今年度中に5回、ワーキンググループで合同部活動をどのような形で実施していくかということを検討していく予定であります。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。こちらの事業に関しましては、今後、人材について、取組自体に様々な問題や課題がまた新たに出てくるのかもしれませんが、本当に生徒目線に立ったときに、他校の生徒との新しい出会いや、やりたいことの実現、そして取り組む方向性を同じとする、ほかの学校の生徒と一緒に活動できるなど、本当、様々な可能性を含んでいるのがありますし、何よりも教職員の方の負担軽減にもつながるよう、今後も生徒や教職員の方々の意見にもしっかりと耳を傾けていって、この事業の取組を進めていただければと思います。どうもありがとうございました。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 確かに今までも意見が出ましたように、今現在、教員の負担は非常に大変です。やったこともない競技の顧問になったり、授業準備や気になる子どものケアがあるのに、あと自分自身の生活を犠牲にしながら、部活動指導をやられて、本当にあまりに負担が深刻で、教員には部活動の顧問をする義務はないんだけど、やっぱり部活動の顧問を強要するような流れみたいなのもあって非常に大変な中で、やはりこのままの存続は非常に難しいなということを感じております。

スポーツ庁からは、部活動を学校から切り離す、部活動地域移行を目指して、方針を打ち出してあります。でも、国は方針を打ち出したのに、そのための予算措置や体制の保障がなく、関係者からは、民営化による部活動の有料化、自己負担の増など、混乱と破綻についての懸念も今、非常にされています。

それで、まず受益者負担ですね、16ページにも書いてあるんですけど、受益者負担が現行より高額になることが考えられる、可能な限り低廉な会費の設定が求められる、重要な検討課題と認識されているんですけども、特に経済的な困窮家庭の生徒には、非常に深刻な問題になると思います。なので、そのことを具体的に、今、大会の遠征費用、指導者への謝礼とか、ユニフォームや用具や購入など、自己負担をなるべく軽減するほうがいいとは思いますが、その辺について、具体的に考えていらっしゃるのでしょうか。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 予算措置につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおり、国の予算措置等に注視していきたいなというふうに思っております。

また、受益者負担等により、困窮家庭のお子さんが参加したくても参加できない状況はあってはならないというような話は、現在行っている検討会議のほうでも話題には出ておりま

す。やはり、教員の働き方改革というふうに言われているんですが、主人公は生徒でありますので、生徒にとって豊かな活動の保障になっていくように、そこは引き続き、そのような困った状況になる生徒が出ないようにスキーム等を考えて、しっかり検討していきたいというふうに思います。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 はい、そうですね、お願いします。

昨年11月に文教委員会で、うるま市の学校部活動の地域移行に関する取組を視察してきました。文教委員からその発言が出るかなと思ったんですけど、出なかったので発言させていただきます。

うるま市では、平日の部活動は顧問の先生、休日は外部指導者で、2017年にスタートしています。2020年には、9校20部活が地域連携ということで、2023年には、平日の地域クラブの活動実施を行っています。

指導員、元プロの方を募集するので、報酬単価が約時給3,000円から4,000円になって、年間2,500万円かかるということでした。国からの一定の支援金が給付はされているものの、やっぱり受益者負担が非常に問題になっている。特に、貧困世帯の支援が必要なぐらい問題になっているということでした。持続可能な地域クラブの運営に向けて、財源と人材確保のためには、民の力が必要と、官民の協定も結んでいました。

このように、うるま市では、本当に問題になっているのが、持続可能な財源と人材確保の課題でした。そこに民間が介入せざるを得ない状況になっていますけど、このような、先立って実施しているところの問題や課題点は、把握していらっしゃるでしょうか。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 今、御指摘のうるま市の事例におきましては、友好都市提携を結んだ縁もありまして、頻繁に意見交換をする場があります。3月にこちらにうるま市の方々がいらっしゃったときにも時間を設けていただいて、意見交換をさせていただいて、部活動の地域移行についても、そこで意見交換をさせていただいております。

委員御指摘のとおり、大きな課題としては、人材の確保と財源の確保、その2点をやはりうるま市も挙げておりました。

うるま市の事例は、参考にぜひしていきたいなというふうに思っております。そして、課題もしっかり洗い出しながら、この課題解決に向けて、うるま市を手本にしていくことはもちろんなんですが、先ほど白石委員に御答弁申し上げたとおり、文京スタイルというのをし

っかり確立しながら、この課題の解決に取り組んでいきたいなというふうに思います。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 トータルのについて、現在、部活動は学校教育なので、教育委員会が所管し、自治体の首長部局から独立しています。しかし、社会教育分野となれば、所管が区長部局に移管します。また、学習指導要領からも外れ、民間も参入できるという、先ほど宮野委員も言っていましたけど、教育の大改革なんですね。

子どもたちには選択肢が増えるとか可能性が膨らむとか、また教員の負担が減るなど、メリットは十分承知しています。十分メリットはあります。しかし、予算も体制も不確実な中学部活動の地域移行は、費用負担や新たな保険料の発生、あと、地域が教員に委任して実態が変わらない可能性、子どもの自発性を大切にする、悩みに寄り添うなどの教育的側面の欠落の可能性など、問題がたくさんあります。

子ども、保護者、教職員、受皿となる民間団体、行政の合意を前提として、期限を切って機械的に進めるべきではないと思っています。拙速にやらないでほしいということなんですけど、地域移行する際には、もちろん人材確保、費用負担など、予算、体制の裏づけを伴い、進めていってください。経済的な理由で、子どもの活動の機会が失われることなどあってはならないので、しっかりと計画し、国からの支援金も求め、予算を計上して進めていくことをお願いいたします。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

それでは、沢田副委員長。

○沢田副委員長 私から1点だけです。

保護者や児童・生徒の意見をどう聴取して、計画に反映するかというのは、先ほど議論で伺いました。

私は、保護者の反対意見の最大のものが、最初におっしゃった、今までの部活の教育的意義が薄れるというものだと思うんですね。その不安だと思うんです。これは、特に移行期の対応が大事だと思うんです。保護者や生徒に信頼される指導者をどのように確保して、そしてまた育成をされるおつもりか、伺います。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず1点目、先ほど御答弁でも申し上げました、今、既に文京区の部活動で御協力いただいている部活動指導員、部活動指導補助員、既に生徒との信頼関係、学校との信頼関係は結ばれている状況にあります。そういった方々にやはり協力を要請

していくというものが一つ必要なことだろうなというふうに思います。

また、仮にもこの地域移行をするに当たり、外部の事業者に委託をした際、そのときに指導に当たる者に対しては、しっかり研修等を積みながら、生徒との信頼関係を確立しながら、技術、指導などを行えるように、コーチング等の力をつけるように、そこは見ていく必要があるかなというふうに思います。

委員御指摘の保護者の心配のところにつきましては、先ほど生徒が活動する場が学校——担い手が教員でなくなるということはたしかなんですけれども、やはり引き続き、それが担い手が外部に移ったとしても、当面の間は学校との連携、情報交換をしながら進めていく必要があるだろうなというふうに考えております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。おっしゃったその研修、そして学校との連携、情報交換ですね、これは区が、教育委員会が責任を持ってしっかりと進めていただきたいと思います。特にその移行期ですね、何か起きたときには、速やかに対応できるような体制を区のほうで取っていただければと思います。

今、教育的と申し上げたんですけど、そのベースもやはり信頼関係だと思いますので、指導力や専門性だけではないですね。コーチとしての資質というんですかね、信頼関係構築のスキル育成は、区がぜひ責任を持って進めていただければと思います。

以上です。

○浅川委員長 それでは以上で、報告事項5の質疑を終了いたします。

続きまして、教育推進部教育センターより1件。

報告事項6「令和6年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について」の説明をお願いいたします。

木内教育センター所長。

○木内教育センター所長 それでは、資料第8号、令和6年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について、御報告いたします。

調査の目的は、児童・生徒の体力の現状把握と、その結果の児童・生徒への還元です。

調査の実施時期は、令和6年6月で、実施規模は、区立の全小・中学校です。

項番4、結果です。

御参考までに、資料の3ページ以降には、小学校及び中学校の各学年のデータをおつけしております。

(1)全国との比較です。

東京都及び文京区はともに、各項目の平均値が全体的に全国を下回っている状況です。一部、握力、それから長座体前屈において、全国の平均を上回るまたは同等の傾向にある学年が見受けられました。

(2)と(3)には、小学校、中学校それぞれについて、東京都との比較、それから令和5年度との比較を記載しております。

(2)小学校についてです。

アが東京都の比較となりますが、(ア)都の平均を上回るまたは同等の傾向にある項目としては、男子の握力など6項目がございました。特に立ち幅跳びについては、男子で全ての学年、女子で5つの学年が都を上回っております。

一方、(イ)東京都の平均を下回るまたは低い傾向にある項目としては、男女とも上体起こしなど3項目がございました。

イの令和5年度との比較では、(ア)維持または改善の傾向にある項目として、男子の握力など5項目、(イ)低下の傾向にある項目としては、女子の反復横跳びなど4項目がございました。

続きまして、2ページが中学生となります。

(3)中学生のアが、東京都との比較となりますが、(ア)都の平均を上回るまたは同等の傾向にある項目として、握力など6項目がございました。握力は、男女ともに全ての学年で都の平均を上回っております。

(イ)都の平均を下回るまたは低い傾向にある項目として、男女の上体起こしなど7項目がございました。

イ、令和5年度との比較です。

(ア)維持または改善の傾向にある項目として、女子の上体起こしなど5項目がある一方で、(イ)低下の傾向にある項目としては、男女の握力など7項目がございました。

調査結果を踏まえました今後の取組が、項番5に記載してございます。

小学校への体力アップトレーナーの配置、それから中学校へのテクニカルトレーナーの派遣の継続、それから各学校において運動機会の充実を図るために、アドバイザーの派遣などを継続してまいります。

また、幼児の運動機会の確保、それから基本的な生活習慣の定着・改善に向けた情報発信などに取り組むことで、幼児、それから児童・生徒の体力向上、健康的な生活習慣の確立を

促進してまいります。

御報告は以上です。

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項6「令和6年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について」の御質疑のある方は挙手をお願いします。

それでは、宮野委員。

○宮野委員 この調査については、毎年同じ内容で調査を行って経年変化を見ていくということで、区議会の報告においても毎年同様の形で資料で報告していただいておりますが、東京都の教育委員会による本調査では、このタイトルどおり、体力・運動能力だけでなく、生活・運動習慣についても併せて調査されております。その中では、例えば1週間に学校以外での時間も含めてどれくらい運動しているかという調査や、1日にどれくらいテレビやスマホ、パソコン、タブレット端末などの画面を見ているかという調査、それから1日の睡眠時間や普段の生活の中での疲労感についての調査まで、興味深い調査が行われております。

これらの分野においては、文京区の子どもたちというのはどのような傾向があるのか、把握していらっしゃれば教えていただきたいと思います。

○浅川委員長 木内教育センター所長。

○木内教育センター所長 委員がお話しされたとおり、本調査につきましては、体力のみではなく、運動習慣、それから生活習慣についても問う問題が多数含まれております。朝食は毎日食べますかとか、テレビ・スマートフォンなどの画面をどのくらい見ますかといった幅広い項目が記載されております。ちょっと一つ一つは大量になってしまうので、かいつまんでにはなるんですけども、都や全国との比較では、毎朝、朝ご飯を食べますという割合は、大体文京区も同程度の方が食べているかなと思っています。

睡眠時間については、全国のデータが小学校5年生と中学校2年生になるので、ちょっと部分的にはなるんですけども、睡眠時間、小学校5年生ではちょっと全国、それから東京都の平均よりはやや短い感じ、中学校2年生では、同程度からやや長めの習慣となっております。

それから、スクリーンタイムという、テレビやスマートフォン、タブレットなどの画面を見るような時間は、小中学生ともに東京都や全国よりも短いという状況で、項目によって、よい生活習慣が続けられているのかなという印象がございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。体力って一言で言っても、今、言っていたように、体力に関わる生活習慣というところが非常に要素が大きいなというふうを感じるわけですが、やはり体力というものは、子どもがあらゆる活動に取り組む際の源で、意欲とか気力といった精神面の充実に深く関わっていると思います。

いつも報告していただいているこういった資料ですと、体力や運動能力を養うこと自体が目的となっているのかなというふうに関心されるんですけども、それで終わるのではなくて、子どもの心身の健康を増進するための一つ的手段として考えていくべきかなというふうに思っております。やはりそのためには、生活・運動習慣のほうの調査結果も併せて今後報告していただいて、今、不登校児童も増えていたりしている中で、さらに多角的に子どもの体力や生活について議論をしていくべきではないかなというふうに考えるんですが、どのような認識か、伺います。

○浅川委員長 木内教育センター所長。

○木内教育センター所長 宮野委員御指摘のとおり、体力を向上すればよいというものではなく、運動習慣、それから生活習慣が身体的にも精神的にも多大なメリットがあるということについて、もっと積極的に啓発していく必要があるのかなというふうに考えております。

個々の児童、それから保護者の方につきましては、入力した結果、御自身の結果が東京都、それから全国の平均と比較してどのぐらいの位置にあるのかというのは、それぞれがフィードバックで見ることができます。学校も、学校単位で見ることができます。

ただ、広く、保護者の方、それから一般区民の方にも、この体力を向上させるために、生活習慣と運動習慣がどのように結びついているのかということについても、今後、広く啓発できるような取組を工夫してまいりたいと思います。

○浅川委員長 それでは、千田委員。

○千田委員 私どもの結果では、生活・運動習慣調査となっているのに結果が見えてこないということで、今、御回答いただきました。それと、スマホやゲームなどについてもお伺いしようと思ったんですが、それも伺いました。

なので、1点だけ。子どもたちの体力向上には、学校以外にも、ふだんから走り回れる場所とかそういう環境が非常に重要だと思います。例えば礫川地域活動センターの前では、一定距離、一定時間で車を止めて走らせないようにして、そこに子どもたちが子どもたち同士、親子ですごく楽しそうに走り回って遊んでいる。そのような道路でも遊べるようなところを工夫してつくっているようなところが文京区にあるのか。

それと、先ほど最初に申し上げたように、学校以外で、生活の中で自由に走り回れるような環境についても考えていらっしゃるのかということをお伺いいたします。

○浅川委員長 木内教育センター所長。

○木内教育センター所長 私の範囲の中で、すみません、そういう車を止めて活動できるような時間帯をつくっているのかというのが即答は申し上げられないんですけども、自分の見ている範囲の中では、例えば教育センターの中にはb-labが併設されておりますので、そのプレイヤードとか、それから卓球ができるような軽運動スペースがありますので、必ずしも広い公園とかではなくても、限られたスペースの中でも、工夫次第によっては、子どもたちは体を動かして楽しむことができているのかなというふうに考えております。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

それでは以上で、報告事項6の質疑を終了いたします。

続きまして、教育推進部真砂中央図書館より1件。

報告事項7「本駒込図書館改修工事に伴う休館について」の説明をお願いします。

猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 それでは、資料第9号、本駒込図書館改修工事に伴う休館について、御報告をいたします。

1、概要です。

本駒込図書館につきましては、昭和49年、都営住宅、勤労福祉会館、幼稚園等との複合施設として2階に設置されましたが、開館後50年以上が経過しております。今回、階下にあります本駒込幼稚園が大規模改修を行うため、併せて改修工事を実施するものです。

2、休館期間といたしまして、本年9月から来年12月末までを予定しております。

3、休館期間中の対応につきまして、複合施設内にあります勤労福祉会館1階の第一創作室に事務室を設置し、インターネット等で予約した資料の貸出・返却等のサービスを実施いたします。

4、今後のスケジュールにつきまして、改修工事の1か月前に、図書館内の資料や什器の搬出を行い、本年10月から来年11月まで、閲覧席の拡充やバリアフリー対応等の内装改修工事を予定しております。

改修工事終了後1か月程度、資料の搬入、什器の設置等のオープンに向けた準備を行い、令和9年1月のリニューアルオープンを予定しております。

説明は以上です。

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項7「本駒込図書館改修工事に伴う休館について」の御質疑のある方は、挙手をお願いします。

千田委員。

○千田委員 まず、2点ほどお伺いします。

これは、大規模改修工事でしょうか。それで、スケルトンでやるのでしょうか。

あと、利用者の方から、正面玄関にエレベーターをつけてほしいという強い要望がありますが、エレベーターは設置するのでしょうか。

○浅川委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 今回については、大規模改修工事ということで予定しております。

工事内容につきましては、スケルトン、基本的には内装改修をスケルトン改修工事をしていくというふうに聞いております。

また、エレベーターの設置につきましては、これまでも様々な場面で御答弁させていただいているところでございますが、エレベーターを新設する場合には、外付けのエレベーター設置工事になります。そうしますと、現在の建物において既存不適格となる部分がありまして、そういった部分の対応等が出てくることになりまして、現在の工事期間中において対応することが難しいというところ等ございますので、今回の工事においては、エレベーターの設置工事等は行う予定はございません。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 3月の予算委員会でも石沢委員が質問しているんですけど、「文京区バリアフリー基本構想中間評価（参考資料）」には、本駒込図書館の今後の方針について、施設全体のバリアフリーに対する抜本的な改善は、大規模改修の時期と記載されているんですけどね。なので、大規模改修のときはバリアフリーをやる方針だという記載があるのですけれども、今回、1年以上かけて行う大規模改修ですし、やっぱりこの時期にエレベーターを設置しなければ、車椅子や足の不自由な方の利用しにくい施設になってしまう。区内の施設であるにもかかわらず、バリアフリーでないって、やっぱり今、設置しないと、今後、設置する時期を失ってしまうというか、設置が不可能になってしまうのではないかと思います。いかがでしょうか。

○浅川委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 今回、本駒込図書館側のところにエレベーターの新設ということは

できませんが、勤労福祉会館側にもエレベーターがついてございます。現在、勤労福祉会館側からエレベーターを上がって、本駒込図書館に来る際については、書架に入る際に一度、三度ほど曲がっていきながら入るところがございましたが、今回の改修工事におきまして、構造壁の一部を取り除きまして、そこを曲がらず入ってこれるような対応工事を行うところを予定しております。

また、バリアフリーの対応工事といたしましては、これまでバリアフリートイレが壊れていたというところが状況としてございましたが、バリアフリーのトイレの改修工事を行うとともに、現在、エントランスを入ったすぐのところに段差がございますが、その段差も解消するような対応工事を行う予定をしております。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 ずっと勤福からエレベーターで上って歩いてみたんですけども、非常に入りにくいし、これは車椅子では大変だなと思いました。そこも改善していただけるということなんですけれども、やっぱり正面玄関にエレベーターをという希望もありますので、ホームエレベーターとかもやはり無理なんですか。

○浅川委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 ちょっと先ほどの御答弁と重なってしまうんですが、エレベーターを設置する場合については、どうしても外付けの工事になってきます。そうしますと、増築工事となりまして、既存不適格となる部分等の対応工事が出てきますので、現在の工事期間中において、その対応をすることは難しいということで判断しております。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

市村委員。

○市村委員 本駒込図書館の改修ということで、本当の地元なもので、本駒込図書館と本駒込幼稚園が並んでいまして、その上に本駒込四丁目アパート、これも今、説明していただいたように、もう50年近くたっていて、本当に老朽化しているのは分かっているところでございます。もし千田さんが言ったように、エレベーターを表玄関のほうから入るほうにつけるとなると、本駒込四丁目アパートを全部ぶっ壊したときじゃないとできないって、再三説明は受けているので、私も実際に、勤労福祉会館のほうから、若駒の里もあって、ちゃんと利用しているところですよ、そこから入って、普通にやって図書館に行く。確かに前は、図書館に入るときに、クランクで行かなくちゃいけなくてちょっと面倒くさいなと思ったけど、それが今度、その壁を追っ払ってストレートに入れるようになったんでしょう。だから、それ

はもう全く問題ないですよ、はっきり言って。車椅子の人も。それは問題ないので、表側ということは、もう全く、僕なんかも実際に利用していて必要ないと思っていますので、それはいいんじゃないですかね。

ただ、図書館は本当に古くて、なかなか、今風の、要するに内装改修ということがメインになるんでしょうけど、どんな感じで、イメージで、今までのと変わるのか。それだけ教えていただいて、多分、相当使い勝手のいいような図書館になるとは思いますが、その辺の御説明だけしていただけますか。

○浅川委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 改修工事内容につきましては、やはり一番ニーズが高いところが閲覧席・学習席を増やしてほしいというところが、様々な場面でいただいているところでございます。現在の図書館におきまして、66席程度の閲覧学習席となっておりますが、今回の改修を機にそれを90席弱まで増やすようなところを予定しております。

また、学習席といったときに、電源席を求めるお答えもかなりいただいております。現在の図書館におきましては、窓側のほうに8席ほど電源席を設けているところですが、今回の改修工事におきまして、38席まで席を増やす予定です。

あわせて、学習専用スタディルームコーナーという形を設けまして、よりその勉強のしやすい環境づくりをしていくところでございます。

また、児童書コーナーのところに、今回、バリアフリートイレの改修工事と併せまして、授乳室を新たに新設する予定となっておりますので、お子様連れの御家族も来やすいような形での改修工事を予定しております。

また、事務的なところになりますが、現在、本駒込図書館が書庫という形は設置をしておりませんが、倉庫の中に書棚を設置しているという状況になっております。今回、改修工事におきまして、集密書庫を新たに設置いたしまして、閉架書庫の蔵書能力機能をアップさせるようなところを予定しております。そうすることによりまして、図書館全体に一定程度の余裕スペースが出てきますので、その空いたスペースのところを活用しながら、先ほど御説明した学習席等々を充実させていくようなところを予定しております。

○浅川委員長 市村委員。

○市村委員 ありがとうございます。やっぱり利用者のそういったものをしっかりと聞いて、電源付きの席が38席と、かなり喜ばれると思います。今後も期待しておりますので、ぜひ、利用者、多分相当増えると思いますが、その辺、また増えていただいて、活気があって静

かな、そういった図書館になっていただければいいなと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○浅川委員長 それでは以上で、報告事項7の質疑を終了いたします。

○浅川委員長 一般質問に入ります。

3人から4件いただいておりますけれども、初めに岡崎委員からお願いします。

○岡崎委員 2点、お伺いたします。

1点が、本会議質問でも取上げましたけれども、朝の子どもの居場所づくりについて。

今、保護者の出勤時間の影響で、学校の開門時間より早く登校するお子さんが校門のところで待っているケースというのがよく見受けられます。実態としては、各校ばらつきがあると思うんですけれども、そういった児童がいるのも事実です。

朝の居場所を導入している、本会議でも例を出しました豊島区では、登録制で本当にやむを得ない児童に限って、見守りは用務員さんがやっているようです。静かに読書しているなど、ある程度、安全管理上問題ない程度で見守りをしていると聞いております。

文京区でも、やはり必要に応じて、まずそういった児童がいる学校から、誰でもということではなくても、登録制でもいいので、安全管理上見守りをする方や学校の負担が増えないように、ここが大事だと思うんですけれども、学校の負担が増えないように考慮しながら、導入していただきたいと思いますが、現状はいかがでしょう。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 朝の居場所のところについては、委員が御紹介したとおり、他区での導入事例等も把握しているところでございます。一方、現状で、本区の中において行っているところ、朝の居場所というか、体力づくりというか、校庭開放といったところで取り組んでいる学校もあるということも把握しております。

そうしたところで、子どもの朝の居場所というところは、親の就労の在り方というところも含めて、どういった在り方がいいかというところは考えなくてはいけない課題だというふうに考えております。そうした中で、現状、本区の中でどのような支援策といいますか、どのような対応ができるかというところについては、今、現状把握しながら、検討しているところでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。本会議の答弁でも、現状考えながら検討していきますという御答

弁でしたけど、やはりこういったことってスピーディさが大事なので、できるだけその辺も早急に検討していただきながら、やっているところもありますけれども、できるところからぜひやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

あともう一点、育成室についてなんですけれども、育成室は、加速化プランによって待機児童が減少していることは本当に評価しておりますし、感謝しております。保護者の方からも感謝の声も届いております。一方で、やはり待機児童がまだいる地域もございますので、引き続きの取組をお願いしたいと思います。

本題なんですけど、育成室の定員なんですけれども、一部、本来の定員より上乗せしているところもあると思いますし、それとともに、いわゆる育成室の職員さんの欠員もあるように聞いております。実際の状況がどうなっているのか、また本来より定員を上乗せしている育成室は何室あるのか、また職員の欠員は何人いるのか、お伺いさせていただければと思います。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 現状、育成室の定員というところについては、待機児童の解消というところも含めて、定員より多く受け入れている育成室のほうがございます。数値で申し上げますと、国の基準でありますおおむね40人を超えているところについては、58室中34室という形になっております。

職員の配置状況につきましても、公営の育成室25室におきまして、先ほどの定数増への対応、あとは要配慮児の対応など、これは会計年度任用職員を募集して配置しているところでございますが、合計で35人、今、欠員状態ということになっております。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。会計年度任用職員も含めて、募集してもなかなか集まらない。その辺はどうなのでしょう。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 会計年度任用職員の募集はもう随時、今でも募集をしているところでございます。募集に当たりましては、区報やホームページ、SNS、各施設へポスターを掲示したり、様々な手段を講じて、今、募集をしているところでございます。

ただ、先ほど申し上げたとおり、要配慮児というのが、1対1で対応するというところの人数が年々増加しているというところもございます。なかなか採用が追いつかないという状況にあるというのが現状でございます。

そうしたところも含めまして、今後も継続して募集活動を続けて、地道に継続をしていきたいと思っていますし、人員の確保に一刻でも早く相応できるように努めてまいりたいというふうに今、思っているところでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 今、課長さんもいみじくもおっしゃっていた要配慮児、今、定員を撤廃されて、指数が満たされたら誰でも入室できるという意味では、保護者の方からも喜びの声というかね、感謝の声もありますけれども、ただ、さっき言った、職員の欠員がある中で、児童の人数に対して職員も少ないと、なかなか現状は、様々なトラブルの原因にもなっているということも聞いております。そういった意味では、やはり育成室、状況も分かっていると思いますけれども、やっぱり職員の適正化に努めていただければと思います。

当然のように保護者も育成室を利用することが最優先事項なので、保育の内容や保育環境は、我慢というか、多少のそういった思いもされていると思いますけれども、やはり職員の方は本当に安全管理上の責任があるので、非常に、そういった状況も含めて、悩ましい状況でも、懸命に働いていると思っております。大変だと思うんですけども、こういった加速化プランを推進していくことも当然なことなんですけれども、やはり質の向上というんですかね、質の改善というか、その辺もやはりしっかり取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょう。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 ちょっと定員より多く受け入れて、待機児童の解消という目的の下に、今、取り組んでいるところでございます。区内の多くの地域で待機児童が発生しているという現状を鑑みますと、直ちにこの定員を適正化して、保育の質をより上げるというところは、現時点でなかなか、そのすぐ取り組むというところはちょっと難しいかなと思うんですけども、育成室を希望する全ての児童が入室ができるようになり、また、定員の適正規模であるおおむね40人というところを目指して、今、加速化プランに基づいて取り組んでいるところです。より、その中でも、保育の質の確保というところは、向上というところも大きなテーマとして捉えているところでございます。

そういった加速化プランに基づきまして、今後も施設の整備などを進めてまいりまして、定員の適正化、保育の質の向上、そういったところに取り組んでまいりたいと思っております。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 ありがとうございます。本当に、現場の職員さんをはじめ、担当課も非常に御苦労されているのは重々分かっておりますけれども、今後ともしっかりと、その辺も踏まえて取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○浅川委員長 続きまして、板倉委員。

○板倉委員 この6月に中学校が大阪万博へ修学旅行ということで、もう行ってきた学校は何校かあるんですか。どこの学校が行ったんでしょうか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 万博に行く予定の学校は7校でございまして、現在、行ってきたのが、第一中学校、第三中学校、第十中学校、文林中学校、茗台中学校の5校です。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 では、7校行くといっていて、5校行っている、もう終わったということなんです。はい。

それで、私たちこの間、万博の会場でメタンガスが発生したりとか、様々、子どもたちが安全に行けるかどうか分からないので、慎重な対応をとということで、議会でも質問したり、申入れもしたところなんですけれども、申入れの際に、この万博へ教育指導課が実地踏査をしますというお答えをいただいたんですけれども、実地踏査は、いつ、何人いらっしまったのか、お聞きをしたいと思います。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 教育指導課のほうでは、統括指導主事が4月15日火曜日に万博のほうに実地踏査に行っております。また、各学校においては、4月中に7校全校が実地踏査をしております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 学校については、事前に実地踏査ということで行くということは分かります。それで、今回、教育指導課からお1人実地踏査ということで行ったわけなんですけれども、何でやることになったんですかということと、今まで、例えば修学旅行で、新しい場所に行くとかそういうときについても、学校からしか行ってなかったんじゃないですか。教育指導課が修学旅行の場所について、行って調査をするということはあったんですか、今まで。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 我々教育委員会では、今までもそうですが、例えば宿泊行事については、修学旅行でも現地に同行したり、それから実地踏査に行ったり、また八ヶ岳の宿泊について

も、教育委員会のほうで視察、あるいは同行をさせていただいて、子どもたちの様子、現状を把握するなどのことは行ってございます。

それから、今回の万博につきましても、この議会でも話題になってございましたので、教育委員会として、安全を確実に確認してくるために実地踏査を実施しました。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 調査していただくことは、子どもたちの安全を守るという点では必要だというふうに思いますけれども、その行って、結果報告書はどのような形で出されたんですか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 当日、統括のほうから、写真つきで携帯電話でお話を聞いたり、帰ってからは口頭で報告を受けてございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 課長さんが口頭で報告を受けたということは、それはあり得るかと思うんですけれども、口頭ではなくて、きちっとやっぱり文書で出すものじゃないんですか。私たちこの間、情報公開させていただいたんですけれども、結果報告というのは、文書でそういうことは出さないというように何か聞いているんですけれども、そういうことなんですか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 今回、情報公開請求を受けましたが、この実踏については、書面で報告書を報告しなければならないというような決まりはございませんので、口頭で報告をしてございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 私たちは、このように、やっぱり万博のこの会場に、問題というか、子どもたちが本当に安全に行って帰ってこれるかどうか心配ということで、そういうことを受けて行ってくださったんだと思うんですけれども、だとしたら、私たちや、親御さんというか、申入れた団体もあるんですけれども、きちっとやっぱり、そういうふうに行ってきて、こういうことでした、大丈夫なんでしたみたいな、そういう報告書というのは、普通あって、私たちが情報公開をかけるなりして、きちっとそういう文書を見る義務というか、要望したわけですから、きちっとそういうのは出すべきだと思うんですけれども、何かお聞きしたところによると、報告書というのは、そういう形で出すものではないんだみたいな、何かそういうふうを受け止められるような発言があったかのように聞くんですけれども、やはり報告書というのは、このように行って状況を見てきたわけですから、それで旅費というか、そのとこ

ろによると、校外教授指導という名目で行っているわけですから、行ってどういうことがあって、自分たちは指導に生かしていくのかとか、そういうことも含めて、やっぱり報告書というのは出すべきものだというふうに思いますので、そこのところは、なぜ出さなかったのかというのが疑問なのと、これからはきちっと報告書を出してくださいということを要求したいと思います。お答えありますか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 口頭で私のほうは指導課長として、統括のほうから、部下のほうから報告を受けまして、その件については、上司である部長、教育長のほうにも報告をしてございます。また、その中身についても、特に安全性が脅かされるようなことの内容がなかった。また、各学校においては、今、先生方の声、そして子どもたちの声も聞いていますが、大変有意義な機会であったというような報告を受けていますので、そちらで十分ではないかというふうに判断してございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 もう本当に大変有意義な機会だったというふうに皆さんがおっしゃるなら、それが区民の私たちにも分かるようにしていただくというのが当然だというふうに思います。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 区民といいますと、保護者の方がまず一番に上がってくるかなというふうに思うんですが、そちらについては、各学校がこの修学旅行を基にプレゼンテーション等をつくって、学習発表会等で、万博で行った様子等も写真を掲示しながら報告してございますので、そちらで十分報告ができていないかというふうに考えてございます。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

それでは最後ですけれども、沢田副委員長。

○沢田副委員長 私からは、1点です。

3月の予算審査特別委員会で、教育委員会の定例会の運営について議論をしたんですが、そのとき議論をした中で課題が幾つかあったと思うんですけど、私が指摘を差し上げたものもあるんですが、これについては、例えば教育委員会の定例会で報告をしたり、教育委員さんに情報共有をしたりとかをされたんでしょうか。

具体的には、ちょっと前の話なので、思い出すついでになんですけども、定例会のインターネット中継の是非であるとか、あとは、その定例会資料のホームページ公開の前倒しであるとか、そういった話があったと思うんですけど、いかがでしょうか。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 今、沢田副委員長からあった点につきましては、特段、教育委員には報告はしておりません。教育委員には、その定例会等の審議状況については報告しておりますけれども、今の内容につきましては、特段の報告はしておりません。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 審議状況は報告されているけれども、その中で議論をした個別の課題については報告をされなかったということなんだと思うんですけど、これは何か基準とかがあっていうのがあるんですかね。予算審査の議論の中では、教育委員さんへの情報提供が不足しているんじゃないかという指摘もさせていただいたんですが、実際は、どういった基準で定例会に報告をしたり、あと教育委員さんに情報提供をしたりされているんでしょうか。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 本会議の一般質問と、それから文教委員会の報告事項の案件ですね、そちらについて報告をしております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 それは、何か教育委員会の中でのルールに沿って、そういう運用をされているということなんでしょうか。私にとっては重要な問題なので、ぜひ教育委員会でも議論したり、情報提供だけでもいただけるといいなと思っての御提案だったものなんですけど、いかがでしょうか。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 特段、明文化されたルール等はございませんが、慣例でそのような形で報告をしているというところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 ということは、事務局の御判断でそうされたということなんだろうけれども、改めて教育委員さんたちに関係する問題でありますし、定例会って大事な場ですので、ここで私が要望したところで、それが実際に定例会で共有されるのか、教育委員さんに情報提供されるのか分かりませんが、でもここはひとつ要望させていただきたいと思います。これに関連する話なんですけれど、例えばですけど、定例会の会議資料の不備であるとか、あと、議案に関連する基本的な情報であるとかが、定例会、その当日の会の中で確認をされることがありますよね。これは、事前に教育委員さんに不足資料がないかどうかを確認したりとか、あと、必要に応じて追加で情報提供しますよというようなお話を提案されたりして

いないんでしょうか。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 会議資料の不備がその場でと、教育委員には資料を数日前に郵送しております。その後、当日までにそういった間違い、誤りとか気づいた場合には、基本的には当日に差し替えるというような対応を取っております。その案件によっては、事前にお知らせするというのもしておりますけれども、大抵がちょっとしたミスであったりですとか、そういったことが多いですので、必要に応じてそこは事前に情報提供はしております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 つまり、事前に郵送しているだけなので、その委員さんによっては、細かい中身を確認して、不足があるかどうか、あれば、それを実際に事務局とやり取りをして、当日までに用意をしてもらうというような時間とか余裕がない場合もあるということなんだろうと思うんですね。

先ほどのホームページへの資料公開の話もそうなんですけど、これ数日前というのは、定例会、基本的に月1ですよね、1週間前とかに前倒しはそもそもできないんですかね。そうすれば、少し事前のやり取りができたとか、もしくは何か問題があったときには、直接対面でそのやり取りをして、その資料の不足を確認したりとかもできますし、あとはホームページにも事前に資料を、区民の皆さんが見れるような形で公開できるじゃないかなと思いますので、このあたりも検討できる範囲であればいただきたいという、これ要望でも構わないんですけど、これが2点目です。

これ何かあればちょっと後でお伺いできればと思うんですけど、予算審査で申し上げたんですけど、教育委員会事務局の皆さん、上司は教育委員さんですよね。少なくともそのときは区長ではないですよという話をしたんですが、しかも、定例会というのは、地方教育行政のレイマンコントロールと言われる、市民による統制の象徴でもあるわけで、今後も、今も努力はされているという話なんですけど、緻密な情報共有と議論の活性化への努力は続けていただきたいというのは1つ。

あと、今、ネット中継はしてないんですよ。ですけど、実際、レイマンコントロールですから、市民が、要は当事者である区民、保護者や児童・生徒は、その代表である教育委員さんが誰かって知っているんですかね。誰が教育行政の意思を決定しているかを、皆さん、知っているとお思いですか。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 必要な情報提供はしていると認識しております。知っているかどうかは、承知はしていません。

（「委員長、まとめていきます」と言う人あり）

○浅川委員長 はい、まとめられますか。では、お願いします。

○沢田副委員長 私、それが本当にレイマンコントロールなんだろうかという問題意識で、予算のときには指摘を差上げたものなんですね。要は、教育委員会制度の創設期は、教育委員の選挙をしていたわけです。その頃は、要は誰もが教育委員さんが誰なのか、文京区の教育委員が誰なのかを文京区民の保護者はみんな知っていたと。ただ、時代を経て、実情はさまざま変わりしてしまった。でも、制度の根本は、精神は変わってないですよ。

私、先日、今さら国際バカロレアなんて時代遅れなんじゃないかという保護者の声を聞いたんですよ。でも、その声ってどこに届けばいいんでしょう。そのもやもやは、どうすれば解消ができるんでしょうか。

はい、まとめます。要は、保護者が当事者になることしかないと思うんです。教育委員会の議論や意思決定の当事者になることです。人ごとではなくて、私ごとにする。そのための教育委員会であって、それを支えるのも事務局の皆さんの仕事なんだと思うんですよ。違ったらちょっとお聞きしたいんですけど、ただ、自治基本条例の前文に書いていますよね、区政の主役は区民、教育行政の主役もそうです。大切なことは、常に念頭に置いて、今後も区民に向き合い続けていただきたいと思います。

以上です。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 今、教育総務課長が申し述べたとおり、しっかりと資料については、日を置いて数日前に教育委員の先生方にはお渡ししておりますし、度々ということではありませんけれども、その資料について、教育委員の先生のほうからいろいろ問合せがあつて、その辺のやり取りをしているというのは、実際に私のほうも経験しておりますし、やっております。

しかも、教育委員の任命同意ということで、議会もしっかりやっておりますので、誰が教育委員になっているかというのは、それは議会を構成する先生方としては、そういった認識ではないのかなというふうに私自身は思っております。

以上でございます。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

これで、一般質問は終了とさせていただきます。

○浅川委員長 その他に入ります。

本会議での委員会報告について。

文案の作成については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 委員会記録について。

本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 ありがとうございます。

○浅川委員長 それでは以上で、文教委員会を閉会いたします。御協力、皆さん、ありがとうございました。

午後 5時00分 閉会